

# 令和4年度 保育施設利用のご案内

## 令和4年4月～令和5年2月入所

●保育所等の入所を希望する保護者の方は、必ず本冊子の内容をご確認の上、お申込みください。  
また、入所後の手続き等についても記載してありますので、大切に保管してください。

### 4月入所(一次)の申込みについて

※そのほかの入所月の受付期間については、P7を参照してください。

※原則、郵送または電子申請での受付となります。

郵送受付

受付期間：令和3年10月1日(金)～11月22日(月)必着

送付先：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
子ども家庭部 保育課保育相談係

簡易書留・  
レターパックなど  
発着記録が残る  
方法でご送付  
ください。

電子申請

受付期間：令和3年10月1日(金)～11月30日(火)  
午後5時送信完了分まで

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/govTop.do?govCode=13115>



NEW

窓口受付

受付期間：令和3年10月1日(金)～11月30日(火)午後5時

【各子どもセンター】全て予約制窓口(電話か窓口にて事前予約してください。裏表紙参照)

【区役所】区役所 東棟3階 6番窓口(11/18・19・20は専用窓口へ)  
当日受付：予約の必要はありません  
予約受付：以下のサイトより事前予約してください  
<https://logoform.jp/form/Y4gR/26095>

1世帯  
20分以内



受付専用窓口

受付期間：令和3年11月18日(木)・19日(金)・20日(土)

開設場所：区役所 西棟8階 第9会議室

開設時間：午前9時～午後5時

※杉並区外の保育施設を申し込む場合は、受付期間が異なる場合がありますので、必ず各自治体にご確認ください。

※その他詳細はP4を参照してください。

※最終受付日は11月30日ですが、不足書類対応等が必要になる場合がありますので出来るだけ11月20日までに提出してください。

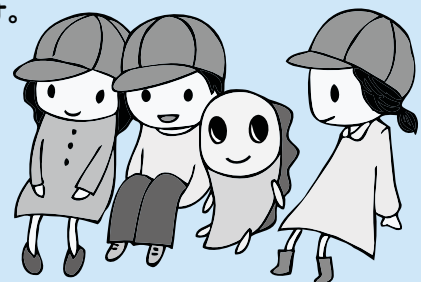
※各保育施設の募集人数は、**10月15日(金)**に区ホームページに掲載します。

ホームページをご覧いただけない場合は、窓口でもご確認いただけます。

お願い

保育施設の定員や保育サービス、整備・運営形態等は、発行月時点の情報をもとに編集しているため、その後の保育施策の見直し等に伴い、変更となる場合がありますのでご了承ください。

「区ホームページ」とあるのは「保幼(ぼよ)ナビ」を指します(裏表紙参照)。



# 目次

杉並区における保育施設の種類	P1
<b>1 保育の必要性の認定について</b>	P2
【1】認定とは	P2
【2】保育を必要とする事由と認定有効期間	P2
【3】保育の必要量について	P3
【4】認定の手続き～教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書の交付までの流れ	P3
<b>区が窓口の保育施設への申込みのご案内 P4～P53</b> ※P8・9の内容は認定申請のみの方も該当します。	
<b>2 認定申請・認可保育所等利用申込みから利用が決まるまで</b>	P4
【1】令和4年4月入所	P4
【2】令和4年5月～令和5年2月入所	P6
<b>3 区保育施設の利用申込みに必要な書類について</b>	P8
<b>4 マイナンバーの提供について</b>	P10
<b>5 令和3年10月以降に新たに開始する申請・ご予約方法について</b>	P11
<b>6 申請書提出・作成にあたっての注意事項</b>	P12
【1】申込み時のご注意	P12
【2】保育施設の利用時間等について	P12
【3】「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」について	P12
【4】就労証明書を提出される方	P14
【5】自営業の方の自営の状況が分かる資料について	P14
【6】ひとり親の方の提出書類について	P15
【7】延長保育について	P15
<b>7 申込みにあたっての注意事項</b>	P16
【1】これから生まれる予定の児童の申込みについて(令和4年1月、2月、4月入所申込希望の場合のみ)	P16
【2】育児休業取得中(取得予定)の方へ	P16
【3】育児のための短時間勤務制度を利用予定または利用中の方へ	P17
【4】障害や発達の遅れなどの支援が必要な児童、通院中の児童の申込みについて	P18
【5】杉並区外にお住まいの方が杉並区の保育施設を申込み場合	P18
【6】杉並区民の方が区外の保育施設(認可保育所等)を申込み場合	P20
<b>8 利用調整の指数・同一指数の場合の優先順位について</b>	P21
<b>9 認可保育所等</b>	P28
<b>10 今後の保育施設の整備予定について</b>	P42
<b>11 認可保育所等保育料について</b>	P44
<b>12 杉並区保育室</b>	P48
<b>13 杉並区定期利用保育事業</b>	P51
<b>14 申込み後の手続き等について</b>	P53
<b>区が窓口の保育施設に入所後のご案内 P54～P59</b>	
<b>15 入所直後に必要となる手続き</b>	P54
<b>16 入所中の手続き等について</b>	P55
<b>その他のご案内 P60～P73</b>	
<b>17 家庭福祉員・家庭福祉員グループ・グループ保育室</b>	P60
<b>18 認証保育所</b>	P61
<b>19 認可外保育施設の保育料無償化・保育料補助制度について</b>	P62
<b>20 区立子供園</b>	P63
<b>21 私立幼稚園</b>	P64
<b>22 記入例・確認書</b>	P66
<b>23 主な変更点とお知らせ</b>	P70
<b>24 よくあるご質問 FAQ</b>	P73

# 杉並区における保育施設の種類

## 保育所とは…

保護者の就労や疾病等の理由で、家庭で児童を保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

施設区分／概要			クラス※1	開所時間※2		延長	保育の必要性の認定	施設利用申込先	保育料 ★契約条件による区補助あり			
認可施設	認可保育所 ・国の設置運営基準を満たした児童福祉施設 P28～41参照	区立	0歳～5歳	11時間	7時30分～18時30分	○				必要 (P2参照)	区	世帯の区民税所得割額による P44～47参照
		公設民営 私立			施設による	(施設による)						
	地域型保育事業所(区の設置運営基準)	小規模保育事業所 ・認可保育所比べ小規模な環境(定員6～19人)で保育を行う施設 P28～41参照	0歳～2歳	11時間	施設による	施設による	(施設による)					
		事業所内保育事業所(地域枠) ・区内の事業所が自社の従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設け保育を行う施設 P28～41参照										
		家庭的保育事業所 ・家庭的な雰囲気のもとで、保育を実施する施設(定員5名まで) P28～41参照										
	居宅訪問型保育事業 ・児童の自宅において1対1で保育を行う事業 P42参照		施設による	施設による	(施設による)	区または施設						
	保育施設	杉並区保育室 ・待機児童対策の一環として整備した区独自の施設 P48参照	直営	0歳～施設による	11時間	7時30分～18時30分	×	必要 (P2参照)	区		世帯の区民税所得割額による P49～50参照	
			委託									
		杉並区定期利用保育事業 ・児童の一時預かりを1か月単位で継続的に行う事業 P51参照	直営	1歳～2歳	11時間	7時30分～18時30分	×					
			委託	1歳～2歳								
家庭福祉員 家庭福祉員グループ ・自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で、一定の資格を有し、区長の認定を受けた保育経験者が保育を行う P60参照		0歳～2歳	8時間以上	8時30分～17時	×	施設						
グループ保育室 ・杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営 P60参照		0歳～2歳	11時間	7時30分～18時30分	×		利用時間による★ P60参照					
認証保育所 ・東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設 P61参照		A型	産休明けから小学校就学前まで	13時間以上	施設による		(施設による)					
その他認可外保育施設(ベビーホテル) ・民間事業者や個人が設置運営する保育施設で、東京都に届出している施設。 区ホームページ参照		0歳～施設による	施設による	施設による	(施設による)		不要 (補助金申請時には必要)		施設	各施設による★		
その他認可外保育施設(企業主導型) ・企業が従業員のために設置するもので、他の企業との共同利用や地域に住む方の利用枠も設定できる。 区ホームページ参照		0歳～施設による	施設による	施設による	(施設による)							
教育施設	幼保一体施設 区立子供園 ・区立幼稚園を転換した、区独自の幼保一体化施設 ・短時間保育と長時間保育の児童と一緒に保育 P63参照	短時間保育	3歳～5歳 (一部4歳から)	5時間	9時～14時	×	必要	施設	幼児教育・保育無償化により、無料			
		長時間保育		11時間	7時30分～18時30分			区				

同時期に複数の保育・教育施設に在籍することはできません。

※1:受入年齢や詳細は保育施設によって異なりますのでご注意ください。

※2:保育施設と区立子供園(長時間保育)の開所時間は利用可能な上限時間であり、実際に保育を必要とする時間のみ施設を利用することができます。

★:保育料補助制度等があります。詳細はP62をご確認ください。

# 1 保育の必要性の認定について

教育・保育施設の利用または幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定が必要です。

## 【1】認定とは

保育の必要性の認定は、保護者からの申請に基づき、下表の認定区分に応じて、区が審査・決定します。認定の決定は、保育施設の利用可否を決定することとは異なります。

教育・保育給付認定(子ども・子育て支援法第19条)			
認定区分	1号	2号	3号
保育の必要性	なし	あり	あり
保育必要量	教育標準時間	保育標準時間 保育短時間	保育標準時間 保育短時間
年齢	満3歳～就学前	満3歳～就学前	0歳～満3歳未満
利用できる主な施設・事業	新制度幼稚園、区立子供園、認定こども園等	認可保育所、認定こども園等	認可保育所、地域型保育事業、認証保育所、認可外保育所等
施設等利用給付認定(子ども・子育て支援法第30条)			
認定区分	1号(新1号)	2号(新2号)	3号(新3号)
保育の必要性	なし	あり	あり
保育必要量			
年齢	満3歳～就学前	4月1日時点で 満3歳以上～就学前	4月1日時点で満3歳未満のうち、 区民税非課税世帯
利用できる主な施設・事業	未移行幼稚園	区立子供園(保育の必要性の認定を受けた方)、幼稚園の預かり保育事業等、認証保育所、認可外保育所	幼稚園の預かり保育事業等、一時預かり保育、認可外保育施設、ベビーシッター等

●保育施設を利用できるのは、保育の必要性がある方のみです。年に1回現況確認が必要です。

●既に教育・保育給付認定2号・3号認定を受けている場合は、必要に応じて施設等利用給付認定2号・3号認定を受けているものとみなします。

※教育・保育給付認定3号認定以外は、幼児教育・保育の無償化の対象です。

## 【2】保育を必要とする事由と認定有効期間

上表の認定(1号認定を除く)を受けるには、「保育の必要性」が「あり」と認定される必要があります。保護者の「保育の必要性」は下表の「保育を必要とする事由」に応じて提出していただく書類に基づき審査します。また、保育を必要とする事由ごとに、認定有効期間が定められています。

保育を必要とする事由	認定有効期間	認定時の必要書類(P8・9参照)
就 労	就労している期間 ※ただし育児休業中の方は復職月から有効。なお、当該児童の育児休業から復職せずに下の子の出産休暇中に入所を希望する場合、「妊娠または出産」に該当します。	就労証明書、就労状況申告書(自営の場合)等 ※1か月に48時間以上就労することを常態とすることが条件です。
疾病または障害	各事由が生じている期間	医師の診断書(原本)または各種手帳等の写し
介護または看護		介護状況申告書および介護にかかる関係書類
災害復旧		り災証明書の写し等
妊娠または出産	出産予定月の前2か月から、出産(予定)日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日が記載されているページ)
求職活動	認定希望月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで	求職活動をしていることが確認できる書類(例:ハローワーク受付票の写し等)
就学(職業訓練)	在学している期間	在学証明書・入学許可書等(在学期間がわかるもの)およびカリキュラム、時間割等の写し
虐待・DV	保育を必要とする期間	保育課保育相談係にお問い合わせください。
その他上記に類する状態として区が認める場合	保育を必要とする期間	保育課保育相談係にお問い合わせください。

### [3] 保育の必要量について

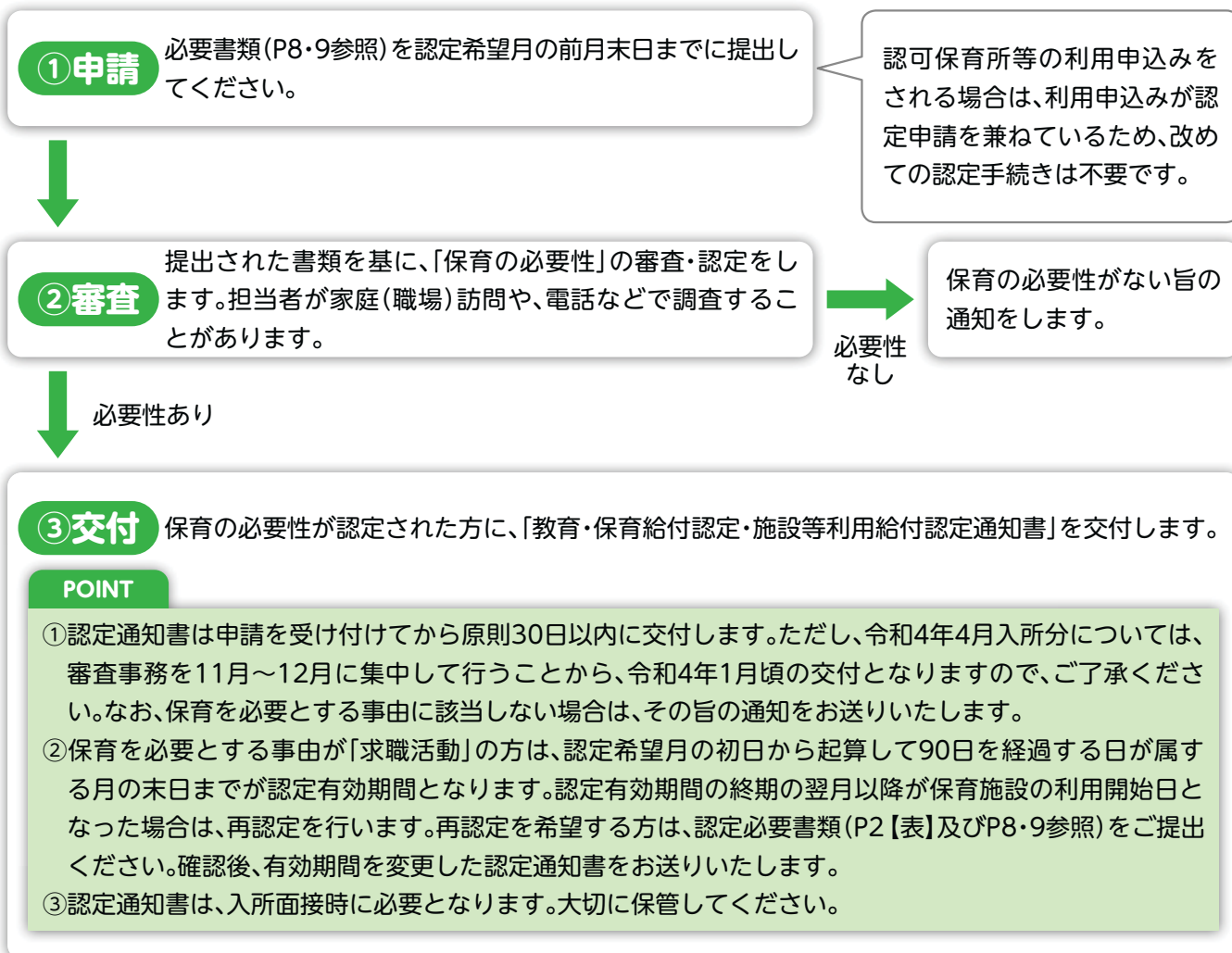
2号・3号認定を受けた場合、認定事由や状況に応じて、保育施設を利用可能な上限時間として、「保育必要量」を認定します。認定事由が「就労」の場合、就労先の1日の拘束時間と通勤時間（保育所と職場の往復に要する時間）を足した時間により、判断します。

区分	内容	判定基準(例)
保育標準時間	1日最大11時間まで	「就労」で拘束時間+通勤時間が8時間を超える場合 等
保育短時間	1日最大8時間まで	「就労」で就労時間が月48時間以上、「求職活動」 等

※保育を必要とする事由が「就労」で、保育の必要量が「保育短時間」の認定を受けた方が、勤務時間や通勤経路が変わる等の理由で「保育標準時間」を希望する場合は、保育課保育相談係にご連絡ください。（「保育標準時間」から「保育短時間」への変更も同様にご連絡ください。）

※復職と同時に短時間勤務制度を利用する際の保育必要量は、時間短縮後の勤務時間で認定します。

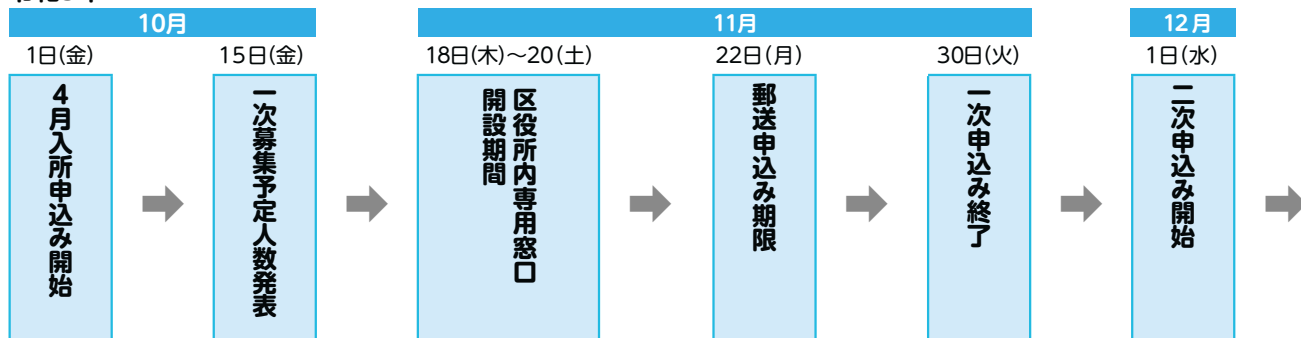
### [4] 認定の手続き～教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書の交付までの流れ



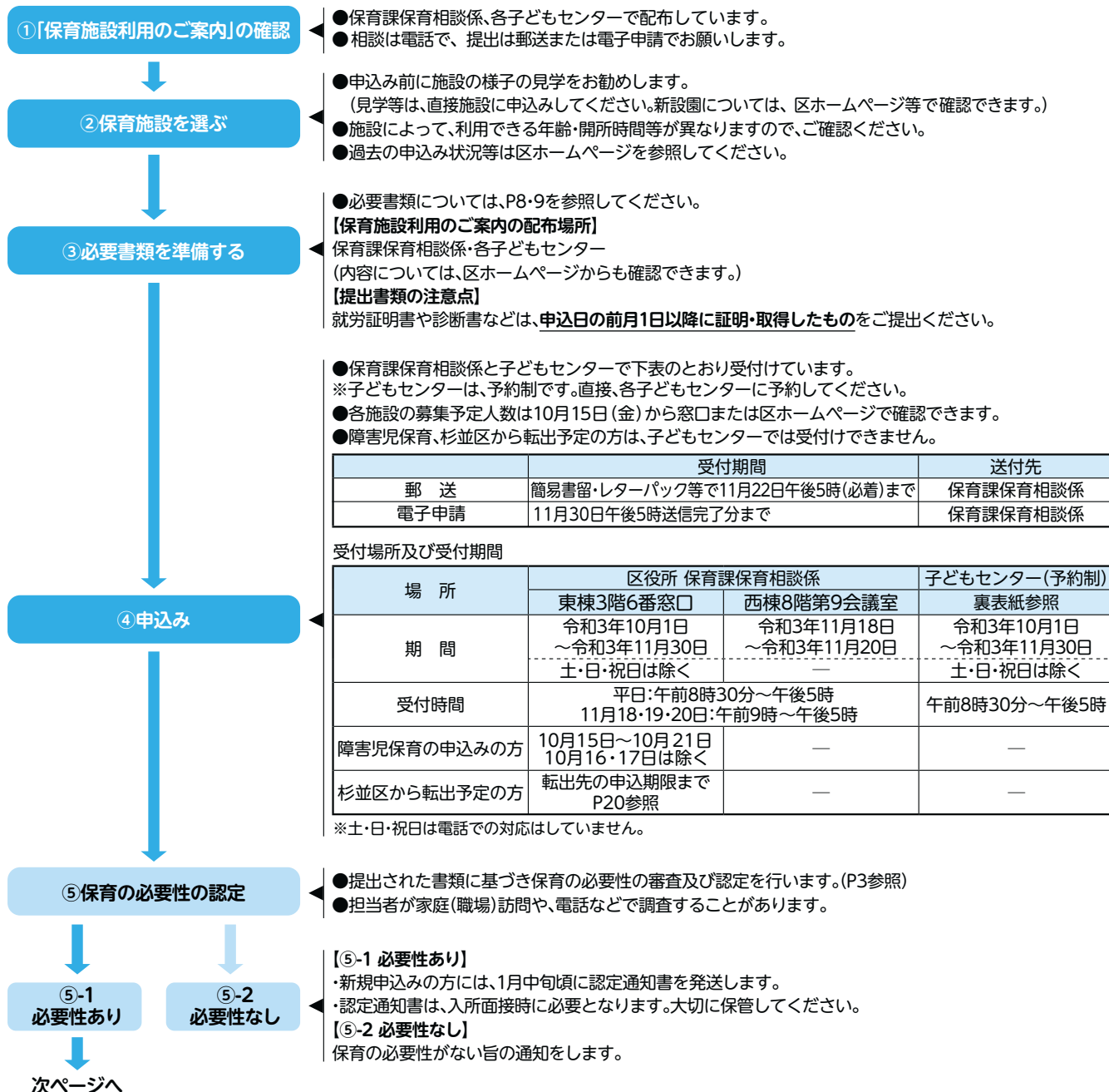
## 2 認定申請・認可保育所等利用申込みから利用が決まるまで

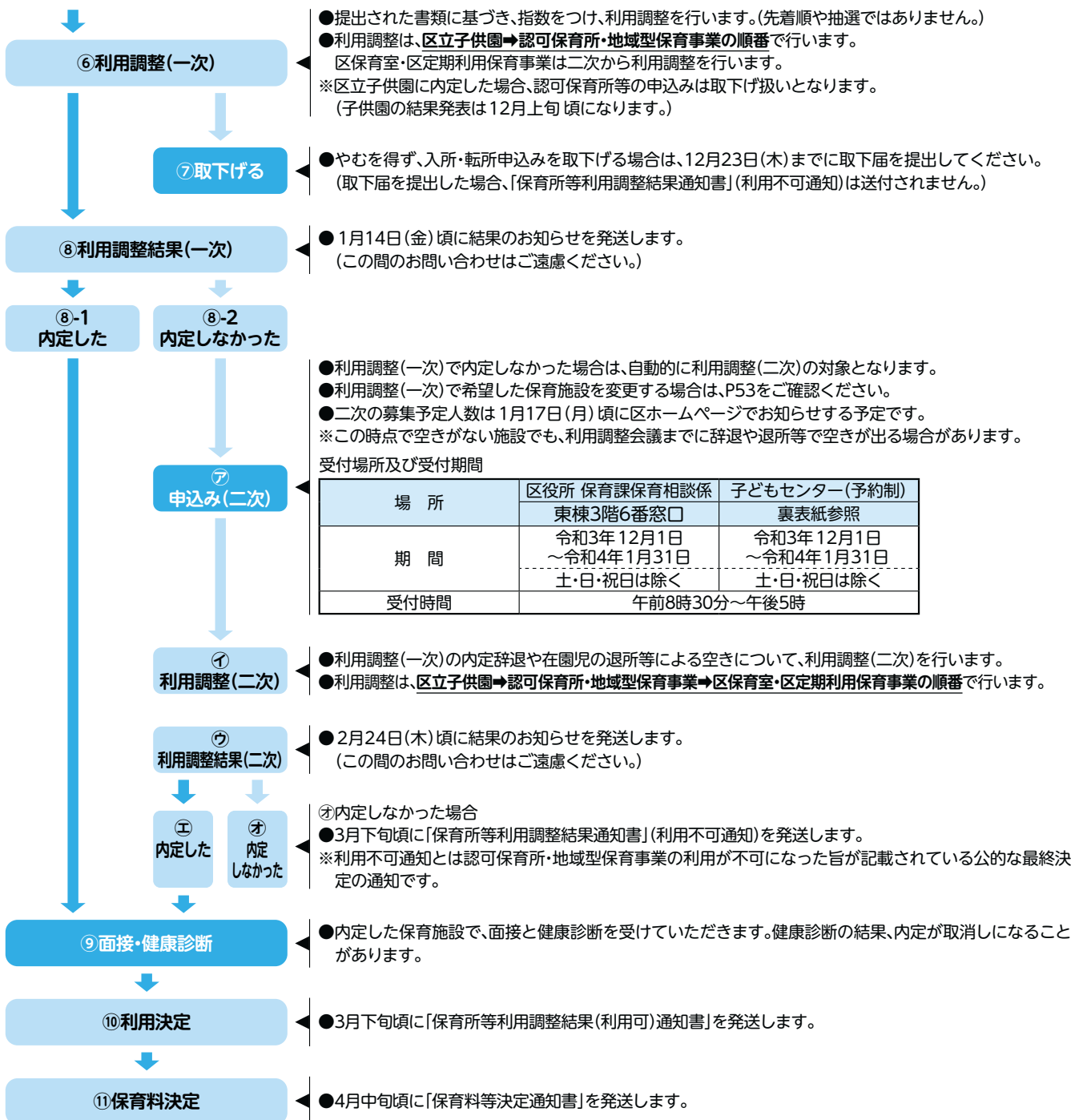
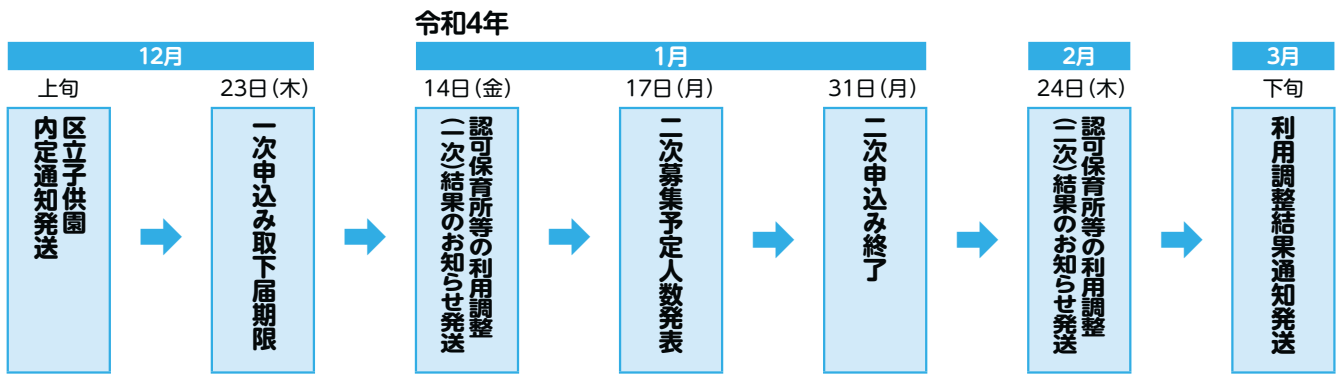
### [1] 令和4年4月入所

令和3年



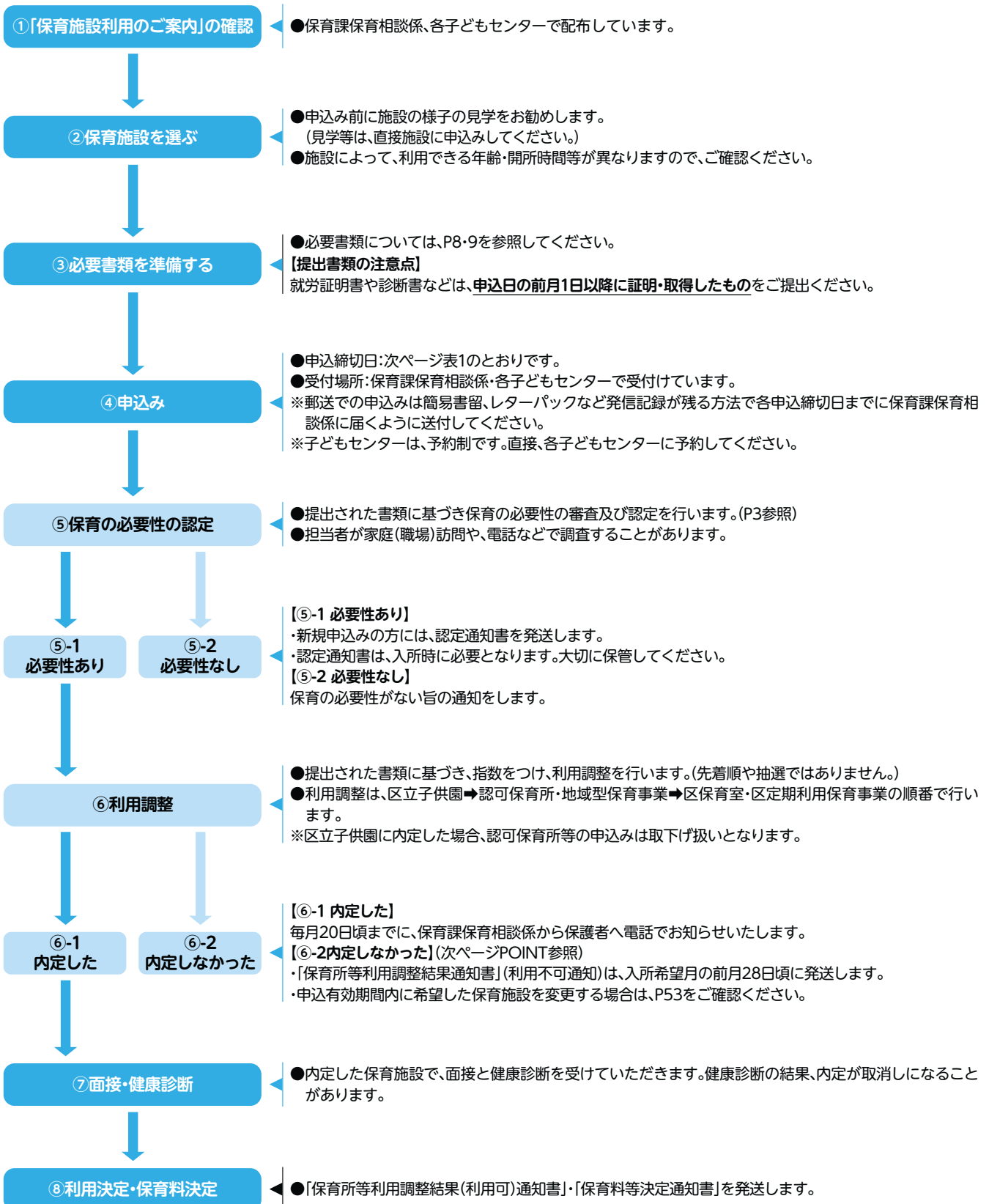
### 具体的な流れ及び注意事項





## [2] 令和4年5月～令和5年2月入所 ※3月入所の募集はありません。

- 募集予定人数は入所希望月の前々月末頃に区ホームページでお知らせします。ただし、1・2月入所の募集予定人数は、申込締切日が早いためお知らせできません。  
掲載時点で空きがない施設でも、利用調整会議までに退所等で空きが出た場合は、利用調整を行います。
- 申込有効期間は申込日から6か月間です。(次ページ表2参照)
- 障害児保育、杉並区から転出予定の方の申込みは、子どもセンターでは受け付けできません。





**表1【申込締切日】** ※申込締切日の午後5時まで

入所希望月	申込締切日
令和4年5月入所	令和4年4月11日(月)
6月入所	5月10日(火)
7月入所	6月10日(金)
8月入所	7月11日(月)
9月入所	8月10日(水)
10月入所	9月12日(月)
11月入所	10月11日(火)
12月入所	11月10日(木)
令和5年1月入所 ※1	
2月入所 ※1	
3月入所	3月入所の募集はありません

※1:1・2月入所の申込締切日が他の月に比べて早くなっております。

**表2【申込有効期間】**

申込書提出日	申込有効期間
令和3年11月	令和4年5月入所分まで
12月	6月入所分まで
令和4年1月	7月入所分まで
2月	8月入所分まで
3月	9月入所分まで
4月	10月入所分まで
5月	11月入所分まで
6月	12月入所分まで
7月	令和5年1月入所分まで
8月	2月入所分まで
9月	
10月	4月入所分まで
11月	5月入所分まで
12月	6月入所分まで

- 申込有効期間中は、自動的に利用調整の対象となります。
- 入所・転所の内定が出ると、申込有効期間に関わらず、翌月以降は取下げ扱いとなります。
- 内定後、再申請時は改めて全ての書類の提出が必要です。
- 申込有効期間中に、希望保育施設変更等申込み内容を変更する場合は、P53を参照してください。

(例)6月に7月入所の申込みをした場合

- ・7月入所で内定しなくても、12月入所分までは、自動的に利用調整の対象となります。
- ・その間に希望した保育施設に空きが出た場合は、⑥利用調整が行われます。

## 【年度途中の申込みと、翌年4月の申込みを両方提出する方へ】

- 12月、1月、2月の利用調整は、4月申込みの締切後となります。
- 12月、1月、2月の利用調整で内定が出ると、その内定した施設に入所となるため、4月入所申込みは取下げ扱いとなります。

### POINT

#### 「保育所等利用調整結果通知書」(利用不可通知)について

- 利用不可通知には第1希望及び第2希望以下の利用調整上の指数(基準指数+調整指数の合計)が記載されます。
- 最初の入所希望月分のみ、利用不可通知を発送します。
- 上記以降の月の通知が必要な場合は、必要な月の申込締切日までに「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。ただし、その場合有効期間は延長されません。
- 利用不可通知は、入所希望月の前月28日頃に発送します。2月入所に対する通知書は、1月上旬頃に発送します。

### MEMO

## 3 区保育施設の利用申込みに必要な書類について

●区保育施設の利用申込みに、以下の書類が必要です。

①区保育施設の利用申込書類一式 + ②その他必須書類(該当する方のみ) + ③その他必要書類(該当する方のみ)

①②は必須書類です(提出がないと保育の必要性の認定ができず利用調整の対象となりません)。

●太字の書類は、区指定の書式でご用意ください。区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。

マイナポータルにおいて、就労証明書及び就労状況申告書を作成することができます。

●状況に応じて以下に記載のない書類を求める場合があります。

令和3年10月1日から電子申請ができるようになります。詳しくはP.11⑤ [1] 電子申請をご覧ください。

### 1 区保育施設利用申込書類一式

- No.1 **保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書**  
 ※申込児童1人につき1枚の申請となります。  
 ※4月入所を申込みの方は、右上に4月入所用と印字されたNo.1「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」に記入してください。
- No.2 **児童の状況**  
 ※申込み児童が二人いる場合は裏面を使用してください。
- No.3①-② **確認書**
- No.4 **マイナンバー記入用紙**  
 ※マイナンバー記入用紙が必要な手続きについてはP.10【1】を参照してください。2回目以降の申込みで、保育の必要性の認定が有効な方は不要です。  
 ※転入予定で申込みの方は、マイナンバー記入用紙は転入後の手続きの際に提出してください。
- 保育の必要性を確認する書類:保護者(父・母)ともに各1部  
 [注意] 就労証明書、診断書、在学証明書等は、**申込日の前月1日以降に証明・取得**したものをご提出してください。

育児休業中(取得予定)の方は、②その他必須書類の育児休業確認書を提出してください。

全員提出

保育を必要とする事由		父	母	必要な書類
就労(内定)	会社勤務の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>就労証明書</b> ※P14参照(区ホームページに手書き・エクセル版と記入要領があります) ※申込日の前月1日以降に勤務先の方に証明を受けたものを提出してください。 ※保護者本人が会社の代表者等で、記入者が保護者自身の場合は、就労証明書に記載された支払額の裏付けが確認できる書類(給与明細書の写し等)も併せて提出してください。 ※シフト制で各シフトの拘束時間(実働+休憩時間)が異なる場合は、シフト表も併せて提出してください。
	自営業の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>就労状況申告書</b> ※P14参照 ・仕事の内容が分かる資料(開業届や営業許可書など) ・直近3か月の売上が分かる資料(報酬が振り込まれた通帳の写しなど) ・最新の個人の確定申告書(第1表および第2表)など
妊娠・出産の方		—	<input type="checkbox"/>	・母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日が記載されているページ)
疾病・障害の方		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・医師の診断書(原本)または各種手帳の写し(身体障害者手帳1~4級、愛の手帳1~4度、精神障害者保健福祉手帳1~3級) ※診断書は発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状態について具体的な記載があるもの
介護・看護の方		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>介護状況申告書</b> <b>介護状況表</b> ・被介護者に関する書類(要介護度が分かる介護保険被保険者証や障害支援区分通知書の写し等)または <b>医師の診断書(介護用)</b> ・介護サービス計画書(ケアプラン)の写しなど介護・看護の実態がわかるもの(要介護認定されている場合)
災害復旧の方		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・り災証明書の写し ・復旧活動の状況及び今後の見通しがわかるもの
求職活動の方		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・求職活動をしていることが確認できる書類 (ハローワーク受付票の写し、面接の日程や就職活動サイトへの登録が確認できる書類等)
就学(就学予定)の方		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・在学証明書または入学許可書等(在学期間がわかるもの)の写し ・カリキュラム、時間割等

## 2 その他必須書類

※以下の書類については、**申込日の前月1日以降に取得したもの**(更新が必要なものは最新のものを)を提出してください。

該当する方のみ

育児休業中(取得予定)の方	・育児休業確認書
ひとり親の方	・申請保護者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書(継続認定通知書)の写し ※P15参照(外国籍の方は独身証明書とその和訳)
外国籍で永住権がない方	・在留カードの両面写し(認定の申請のみの場合も必要です) ※就労、求職活動で申込みの場合は、就労可能な在留資格または資格外活動許可を受けていることが必要です。許可を受けていない場合は保育の必要性の認定ができません。
杉並区外に住居登録があり、杉並区に転入予定の方	・転入に関する確認書 ※P18参照 ・賃貸借契約書、売買契約書の写し(転入先住所・入居可能日・契約印があるもの)または同居(入居)同意書
区立保育園の月ぎめ延長保育を希望する方(満1歳以上)	・区立保育園延長保育申込書 ・保育園延長保育実施のお願い ※P15参照
児童に障害がある、または児童が定期的に通院中の申込みの方	・診療情報提供書 ※P18参照 ※2回目以降の申込みの場合は、提出が不要となることもあるため、事前に保育課保育相談係にご相談ください。
これから生まれる予定の児童の申込みをする方(令和4年1月、2月、4月入所申込み希望の場合のみ)	・母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日が記載されているページ) ※P16参照 ただし、入所希望月の初日までに出産予定がある方は、③その他必要書類も提出してください。

## 3 その他必要書類

書類の提出がなくても利用調整の対象となりますが、利用調整時の調整指数、同一指数の優先順位で影響がありますので、ご了承ください。

該当する方のみ

令和3年1月1日現在、国内に住居登録がなかった方	・勤務先が発行した令和2年1月から令和2年12月分(賞与含む)の給与証明書 ※外国語の場合は、日本語に和訳し、円に換算した内容で記載してください(社会保険料控除がある場合は、その控除額も記載)。※令和4年9月入所以降申込の場合は不要です。
令和4年1月1日現在、国内に住居登録がなかった方	・勤務先が発行した令和3年1月から令和3年12月分(賞与含む)の給与証明書 ※外国語の場合は、日本語に和訳し、円に換算した内容で記載してください(社会保険料控除がある場合は、その控除額も記載)。
外国籍の方で平成24年7月8日以前から杉並区に引き続き居住している方	・平成24年7月8日以前から杉並区に居住していることが確認できる書類 (例)公共料金の支払いが確認できるもの、アパートの契約書等の写し
児童を他の保育施設・保育者に月ぎめで預けている方	・受託証明書 ※区保育室、区定期利用保育事業、区立子供園に預けている場合は不要です。 ※調整指数(P24・25参照)項番12、A-1～A-3に該当する場合のみ
保育を必要とする事由が就労・就学で、保護者が各種手帳をお持ちの方	・各種手帳の写し(身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級)
区内の民営認可保育所・地域型保育事業・区保育室(委託型)等に保育士としてお勤めの方(常勤または非常勤で80時間/月)区職員は除く	・保育士証の写し ※育児休業中の方のみ
生活保護受給中の方	・保護証明書の写し
入所希望月の初日までに出産予定日がある方	・母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日が記載されているページ及び妊娠中の経過が記載されているページ) ※調整指数(P24参照)項番6、または7に該当する場合のみ
保護者全員が育児休業制度が無い又は取得不可の方	・育児休業対象外であることの証明書 ※調整指数(P24参照)項番17に該当し会社勤務の場合のみ
平成26年4月以降に杉並区から転出し、申込日現在杉並区に住居登録がある方	・住民票の除票(写しでも可)
区民税非課税世帯の方	・保護者全員の非課税証明書(令和4年4～8月入所の場合は令和3年度非課税証明書、令和4年9月～令和5年2月入所の場合は令和4年度非課税証明書)

### 「保育の必要性の認定」のみを申請する(認可保育所等を申込まない)場合

以下の書類を、認定希望月の前月末日までに、保育課保育相談係または子どもセンターに提出してください。

- No.1「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」
- No.4「マイナンバー記入用紙」 ●「保育の必要性を確認する書類」

※「ひとり親の方」または「外国籍で永住権がない方」は、②その他必須書類を提出してください。

#### POINT

「保育の必要性の認定」が必要な場合

- ・「保育の必要性の認定」が必要な施設(家庭福祉員・グループ保育室)や認証保育所等の保育料補助を申請する場合(P62参照)
- ・「幼児教育・保育の無償化」の対象となる場合

### 認可保育所等から別の認可保育所等へ転園を希望する(認可保育所・地域型保育事業在園)場合

以下の書類を、転園を希望する月の申込締切日までに、保育課保育相談係または子どもセンターに提出してください。(P57参照)

- 「保育所等転園申込書」 ●「保育の必要性を確認する書類」

※「ひとり親の方」または「外国籍で永住権がない方」は、②その他必須書類を提出してください。

※認可保育所・地域型保育事業以外の保育施設から、認可保育所・地域型保育事業へ入所を希望する場合は、利用申込みになります。(転園申込みではありません。)

## 4 マイナンバーの提供について

給付認定に係る手続きにあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバー(個人番号)の提供が必要です。

以下の内容をご確認の上、マイナンバー記入用紙の提出及び本人確認書類の提示をお願いします。

### [1]対象となる手続き

- 認定申請／変更認定申請／届出事項変更／認定通知書再交付申請

### [2]マイナンバー記入用紙

- マイナンバー記入用紙には、上記手続きに係る保護者及び児童の情報を記入してください。
  - ※保護者の一方が単身赴任等の理由で同居されていない場合であっても記入してください。
  - ※杉並区に転入予定で申込む方は、転入後に提出してください。
  - ※仮受付の方は、出産後、児童のマイナンバーが交付されてから提出してください。

### [3]本人確認書類について

- マイナンバー記入用紙を提出する際は、申請等を行う保護者の本人確認(番号確認と身元確認)ができる書類の提示が必要です。

#### ①個人番号カードをお持ちの方

- ・個人番号カードのみで本人確認が可能です。

#### ②個人番号カードをお持ちでない方

- ・番号確認書類及び身元確認書類それぞれの提示が必要です。

##### 〈番号確認書類〉

- ・通知カード

通知カード廃止に伴う経過措置として、現在の住所氏名等と記載内容が一致していれば、引き続き番号確認書類として使用できます。令和2年5月25日以降に転入・転居した場合や、それ以前の転入等であっても住所氏名等記載事項の変更手続きを取らなかった場合はご使用いただけません。なお、個人番号通知書は確認書類として使用できません。

- ・マイナンバーが記載された住民票の写し
- ・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

上記のいずれか1つが必要です。

##### 〈身元確認書類〉

- ・身元確認の際、以下のような顔写真付身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点の提示が必要です。

#### 1点で身元確認が可能なもの(顔写真付身分証明書)

- ・運転免許証 ・運転経歴証明書
- ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛の手帳
- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- ・住民基本台帳カード
- ・その他官公署発行顔写真付きの身分証明書

#### 2点必要なもの(顔写真なし身分証明書)

- ・国民健康保険等の被保険者証
- ・地方公務員共済組合の組合員
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・等別児童扶養手当証書
- ・その他顔写真なしの身分証明書

※上記に掲げる身元確認書類がお手元ない場合は、お手数ですが保育課保育相談係までお問い合わせください。

### [4]郵送で提出する際の注意点

- 郵送申請の際は、マイナンバー記入用紙と、申請を行う保護者の番号確認書類(写し)及び身元確認書類(写し)を、簡易書留やレターパックなど、発着記録が残る方法で送付してください。

※個人番号カードは両面の写しを提出してください。

※申請を行う保護者以外の方の確認書類の写しは添付不要です。



表

裏

## 5 令和3年10月以降に新たに開始する申請・ご予約方法について

区では、新型コロナウイルス感染拡大の影響や保護者の方の利便性の向上を目的として新たな申請やご案内の方法を開始します。

### 【1】電子申請 **24時間受付、時間・場所を問わず手続き可能!**

以下の申請や届出は、パソコンや携帯電話等からインターネット経由での手続きが可能になります。

※申込み児童の人数分提出が必要です。

※添付書類で画像が不明瞭な場合は、原本提出を求める可能性があります。

- 保育所等の入所申込をするとき（令和4年4月入所から）  
P8の「区保育施設利用申込書類一式 No.1～3」を直接入力  
（添付書類：pdf、各種画像ファイル等可）
  - ・就労証明書等、保育の必要性を確認する書類（P8参照）
  - ・その他該当する方のみ必要な書類（P9参照）（注意）マイナンバー提供書類については別途郵送いただきます。

- 保育所等の転園申込をするとき（令和4年4月転園から）  
「保育所等転園申込書」を直接入力  
（添付書類：pdf、各種画像ファイル等可）
  - ・就労証明書等、保育の必要性を確認する書類（P8参照）
  - ・その他該当する方のみ必要な書類（P9参照）

- 保育所等を退園するとき（令和3年10月末の退園から）  
「認定事由の消滅届 兼 保育園退園（継続通園）届」を直接入力



杉並区電子申請のページはこちらからご覧ください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/govTop.do?govCode=13115>



### 【2】窓口予約システム **待ち時間解消!**

令和3年10月1日から、杉並区役所保育課窓口を、一部予約制にさせていただきます。

1世帯あたり20分の枠で、予約日前日まで受け付けます。

（混雑状況によって1枠当たりの受付数は増減する場合があります）

※予約なしでご来庁された場合は、お待ちいただくことがあります。

予約申し込みはこちらからご覧ください。

<https://logofrm.jp/form/Y4gR/26095>



※原則として、書類のご提出は郵送または電子申請、ご相談はお電話で承ります。

## 6 申請書提出・作成にあたっての注意事項

※申請書類の記入の際は、鉛筆やこすると消えるペンでの記入はしないでください。また、修正液や修正テープは使用しないでください。訂正する場合は、二重線で消していただき正しく記入してください。

※提出していただいた書類は返却できません。写し等が必要な場合は、事前にご自身で写しをお取りください。

### 【1】申込み時のご注意 ※P53・54記載の内容もあわせてご確認ください。

- 受付時または後日、保育課保育相談係から必要な書類を追加で依頼することがあります。追加書類を依頼した場合の提出にかかる郵送料・交通費等費用は保護者負担になりますので、ご了承ください。
- 申込み時の状況から変更があった場合は、その都度書類の提出が必要です。
- 証明書類には証明年月日の記載があるか必ず確認してください。未記入の場合は再提出していただく場合があります。
- 申請の内容が事実と異なる場合は、給付認定や保育施設の利用の内定・決定を取消します。

### 【2】保育施設の利用時間等について

保育施設の利用時間は認定された「保育の必要量」に基づき、利用する保育施設と面談を行った上で決まります。原則として、認定された事由以外で利用することはできません。

#### POINT

保育施設の利用時間の考え方は保育施設によって異なります。見学の際に保育施設へ必ず確認してください。

※保育短時間認定の場合、各保育施設で設定されているコアタイム(核となる保育時間)があります。コアタイムの時間帯を超えて利用を希望する場合は、保育施設によって対応状況が異なりますので、必ず事前に確認してください。

### 【3】「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」について

※記入例はP66に掲載しています。

- 4月入所を申込み場合、「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」は、本冊子に挟まれた利用申込書(右上に「4月入所用」と印字されているもの)を使用してください。
- 10月以降に令和3年11月～令和4年2月入所を申込み場合、有効期間が6か月となるため4月入所の利用調整の対象になります。4月入所の利用申込書の提出がない場合も利用調整の対象になりますが、4月に内定しなかった場合の「保育所等利用調整結果通知書」(利用不可通知)は送付されません。

#### 希望保育施設の選び方

- 認可保育所と地域型保育事業を合わせて最大9か所(0～2歳児クラスは内、認可保育所は最大6か所)まで申込みことができます。また、認可保育所・地域型保育事業とは別に、区保育室と区定期利用保育事業をあわせて2か所申込みことができますが、区保育室または区定期利用保育事業のみの希望はできません。
- 希望の認可保育所等に空気がなくても申込みことができます(退所等で空きが出ることがあります)。
- 0歳児クラスについては、入所希望月の初日時点で各施設の受入可能週数・月齢に達していないと申込みできません。P13「保育施設クラス編成【0歳児早見表】」を必ずご確認ください。
- 各施設によって保育方針が異なりますので、事前に問い合わせや見学することをお勧めします(見学する際は、各保育施設への事前連絡が必要です)。あらかじめ保育内容・開所時間等をご確認ください。

## 令和4年度保育施設クラス編成

- 認可保育所等のクラスは4月1日時点の年齢で決まります。年度の途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。

クラス	生年月日
0歳児クラス	令和3年4月2日～下表【0歳児早見表】をご覧ください。
1歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日生
2歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日生
3歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日生
4歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日生
5歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日生

### POINT

0歳児クラスを申込み場合、入所希望月の初日時点で各施設の受入可能週数・月齢に達していないと希望できません。

## 保育施設クラス編成【0歳児早見表】

0歳児早見表(生年月日)					
入所月	7週	9週	3か月	6か月	8か月
令和3年12月	令和3年10月20日	令和3年10月6日	令和3年 9月1日	令和3年 6月1日	令和3年 4月1日
令和4年 1月	令和3年11月20日	令和3年11月6日	令和3年10月1日	令和3年 7月1日	令和3年 5月1日
令和4年 2月	令和3年12月21日	令和3年12月7日	令和3年11月1日	令和3年 8月1日	令和3年 6月1日
令和4年 3月	3月の利用調整(選考)は行いません。				
令和4年 4月	令和4年 2月18日	令和4年 2月4日	令和4年 1月1日	令和3年10月1日	令和3年 8月1日
令和4年 5月	令和4年 3月20日	令和4年 3月6日	令和4年 2月1日	令和3年11月1日	令和3年 9月1日
令和4年 6月	令和4年 4月20日	令和4年 4月6日	令和4年 3月1日	令和3年12月1日	令和3年10月1日
令和4年 7月	令和4年 5月20日	令和4年 5月6日	令和4年 4月1日	令和4年 1月1日	令和3年11月1日
令和4年 8月	令和4年 6月20日	令和4年 6月6日	令和4年 5月1日	令和4年 2月1日	令和3年12月1日
令和4年 9月	令和4年 7月21日	令和4年 7月7日	令和4年 6月1日	令和4年 3月1日	令和4年 1月1日
令和4年10月	令和4年 8月20日	令和4年 8月6日	令和4年 7月1日	令和4年 4月1日	令和4年 2月1日
令和4年11月	令和4年 9月20日	令和4年 9月6日	令和4年 8月1日	令和4年 5月1日	令和4年 3月1日
令和4年12月	令和4年10月20日	令和4年10月6日	令和4年 9月1日	令和4年 6月1日	令和4年 4月1日
令和5年 1月	令和4年11月20日	令和4年11月6日	令和4年10月1日	令和4年 7月1日	令和4年 5月1日
令和5年 2月	令和4年12月21日	令和4年12月7日	令和4年11月1日	令和4年 8月1日	令和4年 6月1日

※(例)令和4年4月入所で9週目以上の保育施設を希望する場合は、令和4年2月4日までに生まれる児童が申込みできます。

## 兄弟姉妹での同時申込み

- 兄弟姉妹が同時に申込み場合は、「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の「2人以上の申込みをされる方」の欄の「同時同園を希望」「同時別園【希望順位優先】を希望」「同時別園【同園優先】を希望」「一人だけでも入所を希望」のいずれかを選択してください。
- 「一人だけでも入所を希望」を選択した場合は兄弟姉妹を別々に選考し、入園可能なより高い希望順位の園に内定します。同じ園に内定が出せる場合であっても希望順が優先され、同じ園にならない場合があるのでご注意ください。
- 「同時別園【希望順位優先】を希望」は、内定した園の中でも、それぞれの希望順位の最も高い園に内定します。「同時別園【同園優先】を希望」は、希望順位がより高い異なる園に内定する可能性があっても、同園に内定を出せる場合はその内定が優先されます。

例:姉と弟が同時に申込みをし、下記のように内定が出せる状況になった場合

	姉		弟	
	希望園	不内定	希望園	不内定
第1希望	A園	不内定	A園	内定
第2希望	B園	不内定	B園	不内定
第3希望	C園	内定	C園	不内定
第4希望	D園	内定	D園	内定
第5希望				

- ・「同時別園【希望順位優先】を希望」を選択した場合  
…姉はC園、弟はA園に内定
- ・「同時別園【同園優先】を希望」を選択した場合  
…姉と弟はD園に内定

※「同時同園を希望」「同時別園【希望順位優先】を希望」「同時別園【同園優先】を希望」を選択した場合は、ひとりの児童に内定が出せる状況でも、もうひとりが決まらない場合は、内定が出せる児童についても内定が出せなくなりますのでご注意ください。

- 「No.1保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」と「No.2児童の状況」は、申込み児童ごとに記入してください。

## [4] 就労証明書を提出される方

- 就労証明書は、勤務先から証明を受け、証明内容や証明年月日等をご自身で必ずご確認のうえ、原本を提出してください。電子申請の場合は、原本のイメージデータを送信してください。また、こすると消えるペンでの証明は認められていません。誤って記入した内容の訂正は、二重線で消して訂正されていることを確認してください。
- 就労証明書は、申込日の前月1日以降に証明・取得したものをご提出ください。
- シフト制で各シフトの拘束時間(実働+休憩時間)が異なる場合は、シフト表も併せて提出してください。シフト表がない場合、短いシフト時間で指数が付きます。
- 入所希望月前に契約期間が満了し、「10.雇用(予定)期間等」の「満了後の更新の有無」が「2.無」の場合、求職活中とみなし、指数を付与し、利用調整します。

### [11.直近の就労実績]について

- 保護者本人が会社の代表者等で、記入者が保護者自身の場合は、就労証明書に記載された支払額の裏付けが確認できる書類(給与明細書の写し等)も併せて提出してください。
- 就労証明書で1か月以上の実績が確認できない場合、調整指数(P24・25参照)項番19を適用します。
- 転職した方で、前職と現職の転職期間が空いていない場合は、前職の直近の実績(3か月分)が確認できる就労証明書と現職の就労証明書を提出してください。現職の実績が出たら、再度就労証明書を提出してください。
- 就労証明書の「6.就労日数」に対して「11.直近の就労実績」が足りない場合は、調整指数項番20を適用します。
- パート・アルバイト等、時給制や歩合制による給与の支払いを受けている場合は、「11.直近の就労実績」に基づき時間単位で割り出した労働時間が就労証明書「7.就労時間」に相当するか比較します。相当と認められないと調整指数項番20を適用します。

#### POINT

「11.直近の就労実績」について、各月の支払額と「東京都における最低賃金×実労働時間×日数＝最低ラインの支払額」とを比較して著しい差があるかどうかを確認します。

- 育児休業取得中の方は、産前休暇に入る前の就労実績を記入していただくよう、勤務先に依頼してください。
- 妊娠による体調不良・子の看護等で「11.直近の就労実績」が少ない場合はその期間を除き、就労実績を記載していただくよう勤務先に依頼してください。体調不良等の期間について勤務先からの証明(理由、期間等が「備考」に具体的に記載があるもの)、または医師の診断書(病名、期間等具体的に記載があるもの)・子が病院を受診したことがわかる書類(日付等記載があるもの)が提出されるとその期間について考慮できる場合があります。勤務先からの証明または医師の診断書・子が病院を受診したことがわかる書類の提出がない場合は、調整指数項番20を適用します。  
(例1) 出産休暇が8月22日から開始の場合→就労実績の月は5、6、7月の記載となる。  
(例2) 出産休暇が8月22日からだが、6、7月は切迫早産で会社を休んでいた場合  
→3、4、5月の就労実績を記入。かつ、傷病休暇取得期間・理由を就労証明書の「備考」に記載。

## [5] 自営業の方の自営の状況が分かる資料について

- 自営業の方は就労状況申告書に下表の㉗、㉘、㉙を添えて提出してください。
- 直近の収入(3か月分)が著しく低い場合は、以下「POINT」により調整指数項番20に該当する場合があります。

㉗ 仕事の内容がわかる資料	税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書、営業許可書、事業所やお店の賃貸契約書、開業していることが分かるパンフレットやホームページ等、事業所名が記載された公共料金領収書、仕入れ伝票、業務委託契約書の写し等
㉘ 直近3か月分の売上がわかる資料	給与明細・報酬が振り込まれた通帳の写し(該当部分に印をつけてください)、商品等販売代金の請求書・領収書、請負契約書の写し等
㉙ 最新の個人の確定申告書(第1表および第2表)の写しまたは源泉徴収票の写し	

#### POINT

「直近の就労実績」について、各月の売上または給与の金額と「東京都における最低賃金×実労働時間×日数＝最低ラインの支払額」とを比較して著しい差があるかどうかを確認します。著しい差がある場合、売上が低いことに対する理由書を提出していただく場合があります。その結果、申告の就労時間の一部を就労として見なせない場合があります。



## [6]ひとり親の方の提出書類について

- 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、児童扶養手当証書、ひとり親医療証、児童育成手当認定通知書(継続認定通知書)のいずれかで確認できた場合は、基準指数(P22・23参照)No.4「不存在」該当と判断します。外国籍の方は各国の大使館発行の独身証明書とその和訳が必要となります。離婚調停中、裁判中、離婚前提の別居中の場合は、相手方の保育の必要性を確認できる書類(P8必要書類)が必要となります。

### POINT

認定申請・認可保育所等の利用申込みができる保護者は、子ども・子育て支援法上、親権を行うものとされているため、区では、客観的に基準指数No.4「不存在」とみなせる書類の提出がない限りは、両方の保護者の「保育の必要性が確認できる書類」を必要としています。これは、両方の保護者が別々に申込みをすることによる混乱を未然に防ぐという意図で実施しているものです。

## [7]延長保育について

延長保育とは、児童を保育所ごとの定員の範囲内で保育時間を延長してお預かりする制度です。希望する場合は申込みが必要です。なお、延長保育時間は保育所により異なります。P28～41をご確認ください。

### ①区立保育園・小規模保育事業所(区立)

延長保育が必要な方(※)のために、利用調整を経て利用者を決定する「月ぎめ延長保育」と1回ずつご利用いただく「延長スポット保育」の2つの制度があります。

※延長保育が必要な方:保育の必要性の認定事由により、やむを得ず午後6時30分までのお迎えが困難なご家庭。

#### ●月ぎめ延長保育

【対象】杉並区在住の満1歳以上の児童(転入予定含む)で、1か月に10日以上延長保育を必要とする方(原則、入所後の延長スポット利用実績を見て判断します。産前産後休暇、育児休業、育児短時間勤務等を取得している場合は利用できません。)

【申込締切日】入所の申込みと同じです。(P7表1参照)

【必要書類】㊦「区立保育園 延長保育申込書」㊧保育の必要性を確認する書類(P8～9の①及び②参照)  
㊨「保育園延長保育実施のお願い」(保育の必要性の認定事由が「就労」の方のみ)

【利用調整結果】各保育園よりお知らせします。

【延長保育料】保育料とは別に月ぎめ延長保育料がかかります。(P45参照)

#### ●延長スポット保育(満1歳以上)

各保育園の延長保育に空きがある場合、1日単位で利用できます。事前に保育園で利用券を購入し、利用希望日を保育園に予約のうえ、ご利用ください。料金は1回500円です。

#### ●区立保育園の例



### ②公設民営保育園・私立保育園・小規模保育事業所(私立)

延長保育の申込み・利用の決定・延長保育料の決定及び徴収は各園で行います。詳しくは各保育園に直接お問い合わせください。(対象年齢:公設民営保育園は満1歳から、私立保育園・小規模保育事業所(私立)は各保育園により異なります)入所決定後の手続きとなります。延長保育定員の空き状況によっては、すぐに利用できない場合があります。

## 7 申込みにあたっての注意事項

### 郵送申請・電子申請にご協力ください

- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、原則郵送または電子申請での受付となります。
- ※郵便事故について責任を負いません。
- ※簡易書留・レターパックなど、発着履歴が残る方法でご送付ください。
- ※送付先は表紙をご覧ください。

### [1]これから生まれる予定の児童の申込みについて(令和4年1月、2月、4月入所申込希望の場合のみ)

令和4年1月、2月、4月入所の各申込締切日時時点でまだ出生していない場合、0歳児クラスを対象に「仮受付」を行います。「仮受付」の対象は下表のとおりです。申込書類と同時に必要書類をご提出ください。

※令和4年1月、2月、4月入所以外の仮受付は行っていません。

#### 【仮受付対象児童】

入所希望月	出産予定日
令和4年1月入所	令和3年11月20日まで
令和4年2月入所	令和3年12月21日まで
令和4年4月入所	令和3年11月16日～令和4年2月18日まで

#### 【必要書類】

- ㊦区保育施設利用申込書類一式(No.2及びNo.4を除く)※P8・9参照
- ㊧母子健康手帳の表紙 ㊨分娩予定日のページの写し
- ㊩妊娠中の経過が記載されているページ(※調整指数(P24参照)項番6または7に該当する場合のみ)  
※母子健康手帳の分娩予定日が上表の「出産予定日」に該当しない場合、受付ができません。  
※各保育所の受入れ週数・月齢に注意して希望園を記入してください。(P13参照)

#### 【出産後の手続き】

- ①保育課保育相談係に児童の出生日と氏名を連絡してください。
- ②申込書No.2「児童の状況」、母子健康手帳の出生届出済証明のページの写しを速やかにご提出ください。(郵送可)【注意】書類の提出がないと受付完了とはなりません。そのため、結果のお知らせも発送できません。
- ③育児休業制度を取る方は、育児休業取得(予定)証明書の提出も必要です。
- ④児童のマイナンバーが交付されたら、No.4「マイナンバー記入用紙」を提出してください。

### [2]育児休業取得中(取得予定)の方へ

【注意】該当する方は必ず内容をご理解の上、お申込みください。

育児休業を取得している場合は、入所月中に休業前と同じ勤務条件で復職(育児休業を認めていた会社に戻ることに)をすることが入所の条件です。

#### 育児休業取得中(取得予定)の申込みにかかる注意事項

- 育児休業取得期間については、申込み時点での予定を記入してください。4月入所希望の場合は、育児休業の期間を3月31日までに定める必要はありません。
- 申込有効期限内に育児休業が切れてしまう方は育児休業延長後に、再度育児休業取得(予定)証明書を提出してください。様式は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。  
※育児休業取得(予定)証明書の提出が確認できない場合は、指数が下がります。
- 保育の必要性の事由が就労となるため、入所が決まった場合は、入所月中に復職することが条件です。  
※弟・妹の育児休業を取得している場合でも、復職が必要になります。  
※年齢上限がある杉並区内の認可保育所等・区保育室・区定期利用保育施設を卒園し、引き続き区内の認可保育所等・区保育室・区定期利用保育施設に4月入所した場合は、対象外です。
- 育児休業延長及び給付金受給の手続きについては勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

復職を希望するが、保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容でき、「育児休業確認書」の7で「ア」「イ」を選択した方

- 入所が決定しなかった場合に送付される「**保育所等利用調整結果通知書**」(利用不可通知)には、**【調整指数-20点】適用後の指数である、利用調整上の指数(基準指数+調整指数19~25の合計)**が記載されます。  
例)父母合わせて40点の基準指数があり、-20点の調整指数を希望した場合、20点と記載
- 【調整指数-20点】を適用した場合でも、申込み状況等によっては内定する可能性があります。

### 育児休業を取得していた方が復職する場合の注意事項

- 入所月中に**休業前と同じ勤務条件で、育児休業を取得していた勤務先に復職をしてください。**
- 入所後、復職証明書を入所月の20日までにご提出ください。  
復職証明書は**復職日以降**に証明を受けたものを提出してください。様式は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。(期日までに提出が困難な場合は入所月の20日までに「復職証明書提出期限延長願い」を提出してください。)
- 育児休業特例制度利用中(予定)の在園児が転園する場合も同様です。  
※育児休業特例制度は在園児がいる場合の制度です。P56をご確認ください。

### ご注意ください

休業前と同じ勤務条件で復職する前提で指数を決めています。そのため以下の場合は、内定取消または退所になります。

- ①育児休業中または育児休業終了後に復職せず退職(転職を含む)した場合  
(例)申込み時にA社で8時間勤務→A社で復職をせず退職し、入所月からB社で8時間勤務予定  
→勤務時間は同じですが、申込時にB社で就労を開始していないため、“**就労内定**”の指数となります。  
**“就労内定”の指数で再計算した後、当該保育園の利用調整結果に影響がある場合、内定取消しになります。**
- ②入所月中の復職が確認できない場合  
(例)入所後に復職をしたが、入所月の翌月中までに復職証明書を提出しない場合など
- ③勤務条件が休業前と変わった場合  
(例)復職をしたが、申込時の勤務日数、勤務時間を減らした場合など

派遣社員の方は特にご注意ください。

- ④休業前と同じ派遣元に復職できない場合  
(例)派遣元のC社に登録、派遣先D社で勤務。その後派遣元E社に転職し、派遣先D社で勤務  
→派遣先は同じですが派遣元が違うため、復職には該当しません。  
※派遣元が変わらずに派遣先が変わる場合は、復職に該当します。

会社都合の解雇や倒産等、やむを得ない事情の場合にはご相談ください。

## [3] 育児のための短時間勤務制度を利用予定または利用中の方へ

勤務先の短時間勤務制度を利用する予定または申込日現在利用中の方で、通常勤務時間(契約時間)を変えずに勤務時間を短縮する場合(短縮後の勤務について、勤務日数が減らないかつ1日4時間を下回らないことが条件)には、通常勤務時間により、指数を付与します(P22・23参照)。なお、保育必要量は時間短縮後の勤務時間で認定します。

## 【4】障害や発達の遅れなどの支援が必要な児童、通院中の児童の申込みについて

障害や発達の遅れ等気になる症状がある児童については、以下の手続きが必要になりますので、お早めに保育課保育相談係までご相談ください。なお、医療的ケアが必要な児童についても保育課保育相談係にご相談ください。**また、来庁の際は必ず事前にご連絡ください。**

- ①申込みの際に、児童の状況について詳しくお聞きした上で、児童の状況により、通所している施設等の所見やかかりつけの医師から診療情報提供書(区所定の様式)を提出していただきます。
- ②申込み時の聞き取りや提出書類等により、特別な支援が必要であると思われる児童については、申込み後、区立保育園で保護者と一緒に体験保育(2日程度)等を受けていただきます。
- ③提出書類や体験保育の結果等をもとに、集団保育の可否や支援が必要であるか等を保育園関係者で構成する会議で判断した後、利用調整します。

※③の判断を行う会議の開催時期によっては、利用調整をお待ちいただく場合があります。

※障害児指定園では3~7名まで、その他の区立・私立(新設園を除く)・公設民営認可保育所では可能な範囲で2名まで、障害児認定された児童を受け入れています。

※地域型保育事業及び区保育室・区定期利用保育事業では受け入れできません。

※子どもセンターでの相談・申込みはできません。

## 【5】杉並区外にお住まいの方が杉並区の保育施設を申込み場合

杉並区に転入予定がある、または杉並区に在勤・在学している場合のみ申込みを受け付けます。

### 転入予定がある場合

- 【申込窓口】** 申込日時時点で杉並区に住民登録がある方→杉並区(保育課保育相談係または子どもセンター)  
申込日時時点で杉並区に住民登録がない方→申込日現在、住民登録がある自治体  
※海外から転入する方は、直接杉並区保育課保育相談係へお申し込みください。
- 【申込みできる方】** **入所希望月の前月末日までに**転入の届出をする予定の方。  
※末日が土・日・祝日の場合は、その前開庁日までに転入の届出及び保育課への手続きが必要です。
- 【申込締切日】** 杉並区の各入所希望月の締切日の1週間前(P7表1参照)までに申込日現在、住民登録がある自治体にお申込みください。
- 【必要書類】** 下記①~③の書類を、杉並区指定の書式で揃えてください。  
①申込書等一式(P8・9参照)(マイナンバー記入用紙は転入後に提出)  
※No.1の住所は、申込時点の住所を記入  
②「転入に関する確認書」  
③入所希望月の前月末日までに杉並区に居住することが確認できるいずれかの書類  
・住宅の売買契約書の写し(転入先住所・引き渡し日・契約者双方の記名・押印があるもの)  
・賃貸契約書の写し(転入先住所・入居可能日・契約者双方の記名・押印があるもの)  
・「同居(入居)同意書」  
④退園届の写し等(現在通っている認可保育所を継続通園せず退所する場合)  
⑤課税(非課税)証明書(令和4年4~8月入所の場合は令和3年度、令和4年9~令和5年2月入所の場合は令和4年度のもの)  
※④⑤は提出がなくても利用調整の対象となりますが、同一指数の優先順位で優先度が下がります。
- 【申込み後の手続き】** 入所の可否にかかわらず、入所希望月の前月末日(土・日・祝日の場合は、その前開庁日)までに、転入届を提出し、杉並区民として「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の1枚目及びマイナンバー記入用紙を記入の上、保育課保育相談係に速やかに提出してください。なお、転入ができない場合には、速やかに取下届を提出してください。

### POINT

入所希望月の前月末日(土・日・祝日の場合は、その前開庁日)までに転入しない場合や転入しても杉並区民として保育課保育相談係へ申込書の提出がない場合は、内定取消しまたは申込みが無効となります。

## 転入予定がない場合

- 【申込窓口】** 住民登録がある自治体
- 【申込みできる方】** ①保護者のいずれかまたは両方が杉並区に在勤または在学している場合  
 ・杉並区に在勤・在学予定の場合は申込みできません。  
 ・保護者のいずれかが求職活動の要件の場合は申込みできません。  
 ②里帰り出産のため、保護者と申込みする児童が杉並区内へ帰省する場合  
 ・保護者のいずれかが求職活動の要件の場合は申込みできません。
- 【申込制限】** 申込みできる施設やクラス、入所希望月に係る制限は下記の表のとおりです。  
**各クラスの空きが1名となったときは、杉並区民枠として確保するため、空きが2名以上ある場合のみ利用調整の対象となります。**  
 障害や発達の違いなど、支援が必要な児童は申込みできません。
- 【申込締切日】** 杉並区の各入所希望月の締切日の1週間前までに、住民登録がある自治体にお申込みください。
- 【必要書類】** 下記①と③を杉並区指定の書式、②を住民登録がある自治体の書式で揃えてください。  
 ①申込書等一式(P8参照)  
 ②支給認定証の写しまたは認定を受けていることが確認できる書類  
 ③「帰省先に関する確認書」(里帰り出産の場合のみ)
- 【指数について】** ①申込日現在、保護者のいずれかまたは両方が杉並区に在勤または在学している場合  
 ・杉並区に在勤または在学している保護者  
 →**基準指数に対して調整指数(P24・25) 項番25(-5点)**を適用  
 ・杉並区に在勤または在学していない保護者  
 →**基準指数(P22・23) No.12その他(1点)**を適用  
 ②里帰り出産の場合  
 ・保護者両方にそれぞれ**基準指数(P22・23) No.12その他(1点)**を適用
- 【在園可能期間】** ①在勤または在学の場合  
 入所後に保護者の就労先(就学先)が杉並区外に変更となった場合はその年度の末日までの利用となります。  
 ②里帰り出産の場合  
 出産予定月の前2か月から、出産(予定)日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用となります。(期間を過ぎての継続入所はできません。)
- 【注意事項】** 申込みをする児童が、住民登録がある自治体で保育施設(認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園等)を利用中の場合、申込制限がある場合があるため、住民登録がある自治体にご確認ください。

●杉並区内に在勤・在学している方または里帰り出産の方の希望保育所申込制限 ○:対象 ×:対象外

保育施設	クラス	入所申込		延長保育
区立	0~2歳児	×		—
	3~5歳児	4月入所	×	月ぎめ申込不可 (延長スポット保育は可能)
5月入所以降		○		
公設民営・私立	0~5歳児	○		園による
地域型保育事業	0~2歳児	×		—
区保育室	0~5歳児	×		—
区定期利用保育施設	1・2歳児	×		—

## 【6】杉並区民の方が区外の保育施設(認可保育所等)を申込み場合

申込締切日や必要書類等は自治体により異なります。また、申込制限がある場合がありますので、必ず申込み前に希望先の自治体に、①申込要件②申込締切日③必要書類の確認をしてください。

### 杉並区から転出予定がある場合

【申込窓口】	杉並区保育課保育相談係 ※自治体によっては直接申込み場合がありますので、事前に希望先の自治体に確認してください。
【申込みできる方】	希望先の自治体に確認してください。
【申込締切日】	希望先の自治体に確認してください。 杉並区が申込窓口の場合は、希望先の自治体の申込締切日の1週間前までに、杉並区保育課保育相談係に書類を提出してください。
【必要書類】	希望先の自治体に確認してください。
【転出後の手続き】	希望先の自治体に確認してください。 転出した時点で、杉並区が受付した申込みは取下げとなります。希望先の自治体が指定する期限までに必要な手続きを行わないと、内定取消しや申込みが無効となる場合があります。
【認可保育所等または区保育室・区定期利用保育施設を利用中の方】	「認定事由の消滅届 兼 保育園退園(継続通園)届」または「杉並区保育室退所届」、「杉並区定期利用保育事業利用取止め(退所)届」を <b>転出前</b> に提出してください。転出後の継続利用を希望する場合も <b>転出前</b> に退園の届出が必要です。 継続利用の制限がありますので、事前に杉並区保育課保育相談係にご相談ください。(P54参照)

### 杉並区から転出予定がない場合

申込みできる条件や必要書類は自治体によって異なります。必ず申込み前に希望先の自治体に①申込窓口②申込要件③申込締切日④必要書類を確認してください。

杉並区が申込窓口の場合は、希望先の自治体の申込締切日の1週間前までに、杉並区保育課保育相談係に書類を提出してください。



## ⑧ 利用調整の指数・同一指数の場合の優先順位について

認可保育所等の入所は、提出された書類等をもとに、①～③のとおり保育を必要とする状況に応じて指数(点数)をつけ、指数が高いほど保育所を必要とする度合いが高いと判断して、利用調整します。

### 指数のつけ方

- ①保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた基準指数をつけます。
- ②条件に該当する場合、調整指数(加算または減算P24・25参照)をつけます。
- ③基準指数と調整指数を合算し、指数を決定します。

### 保護者1 基準指数 + 保護者2 基準指数 + 調整指数 = 合計指数

※保護者1人につき、保育を必要とする事由が複数ある場合は、より必要度の高い主たる事由の指数のみを適用します。  
 ※締切日(P4・5・7参照)までに提出された書類をもとに、指数をつけます。

### 指数のつけ方…(例) 居宅外就労の場合

6	就 労 日 数	一月当たり	日	・	一週当たり	日					
7	就 労 時 間 ※休憩時間を含む	月	時間	分	週	時間	分				
8	就 労 時 間 帯 ※フレックスタイム制 裁量労働制の場合は 標準的な就労時間帯 を記入	時間帯①	時	分	～	時	分(うち休憩時間)				
9	就 労 日	時間帯①	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 祝日	<input type="checkbox"/> 不定期
		時間帯②	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 祝日	<input type="checkbox"/> 不定期
		時間帯③	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 祝日	<input type="checkbox"/> 不定期

基準指数は労働契約上の就労常態の「就労日数」「就労時間」でつけ、整合性の有無は「直近の就労実績」で判断します。

11	直近の就労実績	年・月	i	年	月	ii	年	月	iii	年	月
12	産前・産後休業の 取得(予定)期間	<input type="checkbox"/> 取得予定	年	月	日	～	年	月	日		
		<input type="checkbox"/> 取得中	年	月	日	～	年	月	日		
		<input type="checkbox"/> 取得済	年	月	日	～	年	月	日		
13	育 児 休 業 の 取得(予定)期間	<input type="checkbox"/> 取得予定	年	月	日	～	年	月	日		
		<input type="checkbox"/> 取得中	年	月	日	～	年	月	日		
		<input type="checkbox"/> 取得済	年	月	日	～	年	月	日		
14	復 職 ( 予 定 ) 日	年	月	日							
15	育児のための短時間 勤務制度の利用を はじめとした勤務 体制の変更 (変更中・変更予定)	勤務体制の変更(予定)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	年	月	日	～	年	月	日
		変更後の 就労時間帯	時間帯①	時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分		
			時間帯②	時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分		
		時間帯③	時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分			

短時間勤務制度利用の場合はP17をご確認ください。

### 利用調整の方法

- ①各保育所の入所希望者全てをクラス年齢ごとに、合計指数の高い方順に並べます。
- ②園ごとの募集人数に基づき、指数が高い順に内定者を決定します。また、同一指数で並んだ場合は、**同一指数の場合の優先順位(P26参照)**の①から順に(①→②……→⑧)内定者を決定します。

### POINT

第1希望の申込人数が入所可能数(予定)内であったとしても内定となるわけではありません。第1希望から第7希望まで、全ての申込みをあわせて指数により利用調整します。

(例) ○○保育園

Aさん 第2希望:合計指数[42] Bさん 第1希望:合計指数[40]

指数[42]のAさんが第1希望の園に決まらなかった場合、○○保育園は指数[42]のAさんが内定となります。

●基準指数

※★が付いている項目は昨年度から変更がありました。詳細はP70をご確認ください。

No.	事由	保護者の状況		指数	備考	
1	居宅外就労	月20日以上	週40時間以上	20	(注)P23 ※参照  ※育児休業が切れて休職する場合は「就労内定」扱いとなる。  ※自営業等で育児休業制度がなく、出産月の翌月から4か月以上休まれる場合は「就労内定」扱いとなる。	
		月16日以上	週32時間以上	18		
		月12日以上	週24時間以上	16		
			週20時間以上	14		
			週16時間以上	12		
			週12時間以上	10		
		週3日以上 の交替制による 勤務等	週40時間以上	20		
			週32時間以上	18		
			週24時間以上	16		
			週20時間以上	14		
			週16時間以上	12		
週12時間以上	10					
月48時間以上	8					
2	居宅内就労	月20日以上	週40時間以上	20	(例) 8/10出産の場合、出産月の翌月である9/1から4か月経つ1/1までに活動再開しない場合は「就労内定」扱い。	
		月16日以上	週32時間以上	18		
		月12日以上	週24時間以上	16		
			週20時間以上	14		
			週16時間以上	12		
			週12時間以上	10		
		月48時間以上	8			
		内職	月12日以上 の就労	週24時間以上		14
				週20時間以上		12
				週16時間以上		10
				週12時間以上		8
3	就労内定	月20日以上	週40時間以上	16	※就労時間、勤務日数の拡大予定も含む。	
		月16日以上	週32時間以上	15		
		月12日以上	週24時間以上	14		
			週20時間以上	12		
			週16時間以上	10		
			週12時間以上	8		
		週3日以上 の交替制による 勤務等の就労内定	週40時間以上	16		
			週32時間以上	15		
			週24時間以上	14		
			週20時間以上	12		
			週16時間以上	10		
週12時間以上	8					
月48時間以上	7					



No.	事由	保護者の状況	指数	備考	
4	不存在	死亡・離婚・遺棄・拘禁等	20		
5	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育が困難な状態	8		
★6	疾病	長期入院(1か月以上)	20		
		常時臥床・感染症疾患	20		
		精神疾患	精神障害者保健福祉手帳1・2級程度	20	
			上記以外の程度	16	
		次に掲げるいずれかの場合 ●長期安静(1か月以上)を要する状態 ●週3日以上通院・加療をしている状態 ●国・都が指定する難病または介護保険法施行令に基づく特定疾病が原因で週1日以上通院もしくは加療を要する状態	16		
上記以外の一般療養	12				
7	心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1・2級	20		
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級	16		
		身体障害者手帳4級	12		
★8	介護・看護	月20日以上	日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護4・5の高齢者	20	※1 入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部について、常時介護を要する者に限る
		月16～19日	●身体障害者手帳1・2級(※1) ●愛の手帳1・2度(※1)	18	
		月12～15日	●精神障害者保健福祉手帳1・2級(※1)	16	
		月20日以上	日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護3の高齢者	16	
		月16～19日	●身体障害者手帳1、2級(※1を除く)・3級 ●愛の手帳1、2度(※1を除く)・3、4度	14	
		月12～15日	●精神障害者保健福祉手帳1、2級(※1を除く)・3級	12	
		病院等付添い(週4日以上)	16		
上記以外で、在宅介護・看護をすることが必要と認められる状態	12				
9	災害復旧	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な状況	20		
10	求職活動 (起業準備を含む)	早急に就職しなければならない状況	7		
		上記以外の状況	1		
11	就学・ 職業訓練	職業訓練校、就労を目的とした専修学校・大学・大学院(就学期間6か月以上)	18	※「就労を目的とした専修学校・大学・大学院」とは卒業が国家資格取得の要件または国家資格取得試験の受験資格となる学校をいう。 ※通信教育は対象外	
		職業訓練校、就労を目的とした専修学校・大学・大学院(就学期間6か月未満)	15		
		大学・大学院	12		
		その他就学	8		
12	その他	特に区長が必要と認めた状態	20		
		その他、保育が必要と認められた状態	1		

※同じ認定事由内で複数の項目に該当する場合、より高い指数を適用します。

※就労時間には休憩時間を含みます。

※育児・介護休業法に基づく「育児休業」を取得している場合は、休業前の就労日数及び就労時間により、No.1居宅外就労の指数を適用します。

※No.1居宅外就労で、育児のための時間短縮勤務制度を取得の場合

①就労時間を短縮する場合は、1日あたり4時間以上の就労常態に限り、通常就労時間の指数で利用調整します。

②就労日数を短縮する場合は、勤務を要しない日(保育を必要とする事由がない日)が発生するため基準指数が下がります。

●調整指数

※★が付いている項目は昨年度から変更がありました。詳細はP70をご確認ください。

項番	対 象		適用有無		指数	適用条件		
			入所	転園				
1	世帯	生活保護世帯		○	△	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定事由が就労または就労内定の場合のみ適用する。</li> <li>●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。区内認可保育所等からの転園申込みの場合には適用しない。</li> </ul>	
2		65歳未満の同居人がいないひとり親世帯		○	△	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。区内認可保育所等からの転園申込みの場合には適用しない。</li> <li>●同居には、別世帯であっても同一敷地内の建物(集合住宅を含む)に居住している場合を含む。</li> </ul>	
3		ひとり親世帯に準ずる世帯		○	△	2		
4		65歳未満の同居人がいないひとり親世帯で、就労内定の証明(月20日以上)が提出されている場合		○	△	4		
5	保護者	障害	保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかに該当する方		○	○	1	認定事由が就労、就学(職業訓練)の場合のみ適用する。
★6	児童	兄弟姉妹等	保護者と同一の世帯にいる子を年齢の高い順に数えて3番目以降の児童の申込み		○	○	4	3番目以降の児童が双子以上の場合、当該双子内の兄弟姉妹の申込みも適用する。
★7	世帯		生計を一にする子が3人以上いる世帯		○	○	1	
8	児童		双子以上が同時に同じ認可保育所等の利用を申込み場合		○	○	1	
★9			入所を申込み児童の兄弟姉妹が同時に入所を申込み場合		○	×	1	
★10			兄弟姉妹が利用希望月前から引き続き利用している認可保育所等を第1希望とした入所申込みの場合		○	×	2	第1希望の認可保育所等に係る利用調整においてのみ適用する。
★11			兄弟姉妹が利用希望月前から引き続き利用している認可保育所等を第1希望とした転園申込みの場合		×	○	2	第1希望の認可保育所等に係る利用調整においてのみ適用する。
12	児童	卒園	年齢上限がある保育施設を卒園(進級を希望する際に、再度申込みが必要な場合も含む)し、引き続き区内の認可保育所等の入所を申し込む場合		○	×	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4月利用希望の3歳児の入所申込み児童のみ適用する。</li> <li>●申込日現在、保護者及び申込み児童が杉並区に住民登録している場合に適用する。</li> <li>●当該施設に在籍していることが確認できる場合に適用する。</li> <li>●認定事由を理由として保育施設に預けている場合に適用する。</li> </ul>
13	児童	再申込	区内の認可保育所等の利用を、保護者の育児休業取得を理由として終了した児童が、当該育児休業明けに再度入所を申し込む場合、または当該児童の弟妹が申し込む場合		○	×	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産後休暇中に退所することが条件(育児休業に入った後で退所した場合には適用しない)。</li> <li>●利用を終了した月の翌月から利用希望月まで1年以上経過している場合のみ適用する。</li> <li>●当該育児休業が当該児童に係る場合を除く。</li> </ul>
14	児童	育児休業等	申込日現在、保護者が育児休業を取得している場合	1歳児クラスへの入所申込み	○	×	2	●項番12(卒園)と重複する場合は適用しない。
15				2歳児クラスへの入所申込み	○	×	3	
★16				3歳児クラスへの入所申込み	○	×	4	
★17	世帯		保護者全員が育児休業制度のない自営業や勤務先に育児休業制度があるが適用対象外の場合であって、出産休暇後、復職(予定)し、0歳児クラスから2歳児クラスを申し込む場合		○	×	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給付認定に係る事由が就労又は就労内定(産前休暇前まで引き続き就労していた場合に限る)の場合に適用する。</li> <li>●外勤の場合、勤務先の証明がある場合に限る。</li> </ul>

項番	対 象		適用有無		指数	適用条件
			入所	転園		
18	児 童	児童福祉の観点から特に調整が必要な場合	○	○	4	
19	保 護 者	提出書類で、1か月以上の就労実績が確認できない場合	○	○	-2	直近3か月の就労実績で1か月以上の勤務(給与の裏付けがある)が確認できない場合に適用する。※P14参照
20		就労状況(日数・時間等)に対して就労(収入)実績に整合性がない場合	○	○	-2 ) -4	状況に応じて段階的に減算する。
21		親族が経営している事業に就労し、給与収入が103万円以下の場合	○	○	-2	
22	世 帯	希望する認可保育所等に入所できない際に、育児休業を取得(延長)する場合	○	○	-20	「育児休業確認書」の8で「ア」及び「イ」を選択し、希望した場合のみ適用する。
23		過去に利用調整時の入所要件(家庭・就労状況等)と利用開始後の状況が異なっていることが判明した場合または利用期間中に違反行為が判明した場合	○	○	-5	届出義務違反や書類未提出の場合を含む。
24		正当な理由がなく、納付期限経過分の保育料を滞納している場合(卒園児にかかる保育料を滞納している場合を含む)	○	○	-10	
25	保 護 者	保護者が区外に在住し、かつ、区内に在勤または在学している場合	○	○	-5	

項番	対 象		適用有無		指数	適用条件	
			入所	転園			
A-1	児 童	認 可 外 保 育 等	認定事由を理由として、認可保育所以外の保育施設(※8)に、1日4時間以上かつ1か月12日以上、有償かつ月々で申込み児童を預けている状態で、利用調整会議開催月の初日(P26参照)現在で6か月以上の実績が確認できる場合	○	×	2	●杉並区民となった日を起算基準とする。 ●実績には、求職活動中(起業準備を含む)及び育児休業期間中の期間を除く。また、求職期間が1か月以上空いた場合には、加算実績はゼロとする。 ●杉並区民として平成30年3月末日までに月々で受託を開始している場合に適用する。
A-2			上記実績が1年以上の場合	○	×	3	
A-3			上記実績が1年6か月以上の場合	○	×	4	

※1:上表「調整指数」における「認可保育所等」とは、区内認可保育所、地域型保育事業とします。

※2:入所申込み、転園申込みについては以下の場合となります。

入所申込み…①現在、区内の認可保育所等を利用していない方が、新たに認可保育所等の入所を申し込む。

②杉並区保育室を利用している方が、新たに認可保育所等の入所を申し込む。

③他自治体の認可保育所等・認定こども園(保育利用に限る。)を利用している方で、当該保育施設の退園が決まっている状態で、認可保育所等の入所を申し込む。

④年齢上限がある認可保育所等を卒園する方が認可保育所等の入所を申し込む。

⑤事業所内保育事業所の従業員枠を利用している方が認可保育所等の入所を申し込む。

転園申込み…①現在、区内の認可保育所等を利用している方が、別の認可保育所等への転園を申し込む。

②区外の認可保育所等・認定こども園(保育利用に限る。)を利用している方が、杉並区の認可保育所等に決まらなかった際には元の保育施設を利用できる状態で、認可保育所等への転園を申し込む。

※3:調整指数の加減算は基準指数に対して行い、保護者からの申込みに基づき、各月の申込み締切日までに書類等で事実が確認できる場合に適用します。

※4:項番1～5、項番12と項番A-1～A-3は、それぞれ重複して適用しません(重複して該当する場合は、高位の指数を適用します。)

※5:項番22を適用する場合は、項番1～18は重複して適用しません。

※6:項番1～11、項番13～24は、申込日現在、保護者及び申込み児童(但し、仮受付に係る児童は除く)が杉並区に住居登録をし、かつ、居住している場合または保育の利用を希望する前月末日までに杉並区に転入予定である場合に適用します。

※7:項番12を適用する場合は、項番16は重複して適用しません。

※8:項番A-1～A-3認可保育所以外の保育施設とは区保育室・区定期利用保育事業・私立園定期利用保育事業・認証保育所・認可外保育施設・家庭福祉員(グループも含む)・グループ保育室・事業所内保育事業所(従業員枠)・企業の託児所・居宅訪問型保育事業・区立子供園・幼稚園・認定こども園・ベビーシッター(3親等以内の親族以外の個人を含む)。

#### 【特例】

※認定こども園(保育利用に限る)又は地域型保育事業の利用者であって、当該認定こども園(保育利用に限る)又は地域型保育事業が認定・認可される日以前から継続して利用している者については、認可保育所等への転園を希望する場合にその認定こども園(保育利用に限る)又は地域型保育事業の利用期間(認定こども園(保育利用に限る)又は地域型保育事業として認定・認可される以前の利用期間に限る)に応じて項番A-1～A-3を適用します。

## ●同一指数の場合の優先順位

項番	対 象	適用条件
①	申込日現在、申込児童及びいずれかの保護者が杉並区に住民登録し、現に在住している世帯	仮受付に係る申込児童の場合は、いずれかの保護者のみで判断する。
②	障害児認定を受けている児童(障害児指定園を除く)	入所を希望する認可保育所等が障害児の受入が可能な場合に適用する。
③	・入所申込み児童 ・兄弟姉妹が利用する認可保育所等を第1希望とした転園の申込み児童	兄弟姉妹が利用していない認可保育所等を第1希望とした転園の申込みの場合は適用しない。
④	認定事由を有する期間(月数)が長い児童	●認定事由を有する期間には、育児休業中及び求職活動の期間は除く。また、育児休業を取得した場合は、育児休業終了日の属する月の翌月から起算する(就労証明書等で確認できた場合)。但し、申込日現在認可保育所等に在園している場合は適用しない。 ●平成30年3月末日までに認定事由に該当している場合に適用する。
⑤	申込み児童の保護者が、杉並区内の認可保育所・地域型保育事業所・区保育室・定期利用保育事業(但し、民営の施設に限る。)及び認証保育所・幼稚園(長時間預かり保育実施園に限る)・グループ保育室・家庭福祉員・家庭福祉員グループ・認可外保育施設(都の指導監督基準を満たしたベビーホテル)に保育士・保育教諭として勤務し、申込日現在、育児休業中である世帯	令和7年4月入所までの利用調整において適用する。月80時間以上の勤務に限る。区の職員は除く。
⑥	経済的に困窮度が高い世帯(保育料の階層区分がA・B階層に相当する世帯)	確認できる資料が提出された場合に適用する。
⑦	杉並区に住民登録し、引き続き居住している期間(日数)が長い世帯(平成26年4月以降に転出入があった場合は平成26年4月以降の住民登録期間を合算した期間を対象とする。)	保護者のどちらか長い期間を適用する。
⑧	利用希望月に係る保育料決定の算出根拠となる区民税所得割額が低位の世帯	

※1: 上表「同一指数の場合の優先順位」における「認可保育所等」とは、区内認可保育所、地域型保育事業とします。

### POINT

調整指数「認可外保育等」、同一指数の場合の優先順位「認定事由を有する期間(月数)が長い児童」は、下記の基準日を基準とし利用調整を行っています。なお、毎年4月入所の基準日は、利用調整や結果通知の発送準備等に時間を要するため、例月よりも早くなっております。

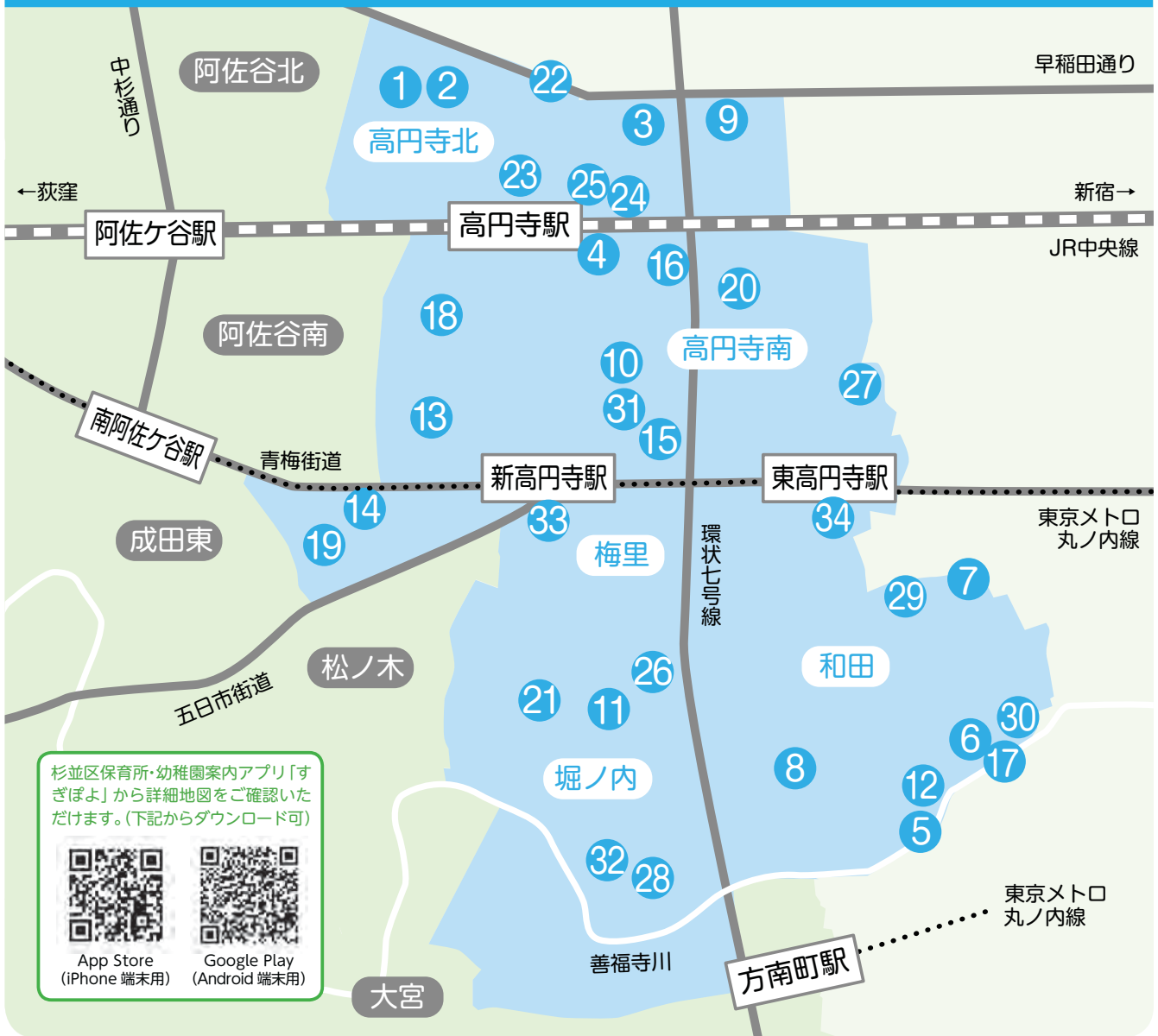
入所対象月	基準日	利用調整会議の開催予定
当年 5月入所	4月1日	4月中旬
6月入所	5月1日	5月中旬
7月入所	6月1日	6月中旬
8月入所	7月1日	7月中旬
9月入所	8月1日	8月中旬
10月入所	9月1日	9月中旬
11月入所	10月1日	10月中旬
12月入所	11月1日	11月中旬
翌年 1月入所	12月1日	12月中旬
2月入所	1月1日	1月中旬
4月入所(一次)	1月1日	1月中旬
4月入所(二次)	2月1日	2月中旬

Lined writing area with horizontal blue dotted lines.

## 9 認可保育所等

- 4月入所における各歳児の募集予定人数は原則として1つ下の歳児との定員の差となりますが、区の待機児童対策等により表中の定員より多くの児童が在籍している場合は定員の差が募集予定人数とはなりません。
- 実際の募集予定人数は表中の定員数と異なる場合や募集停止となる場合があります。詳細は区ホームページに掲載する募集予定人数表をご確認ください。

### 梅里・高円寺北・高円寺南・堀ノ内・和田



杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store  
(iPhone 端末用)



Google Play  
(Android 端末用)

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	小学校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
私立 9W	※1	1	2101842	杉並さゆり (7週目以上)	高円寺北 4-34-22	03-3337-1374	10	10	10	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	馬橋
	2	2101858	杉並さゆり保育園 幼児分園 (3歳以上)	高円寺北 4-33-1	03-5373-3530	—	—	—	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	馬橋	
	3	~4月入所1101795 5月入所~2105240	高円寺北 ※2 ((仮称)コンビプラザ高円寺北)	高円寺北 2-32-7	03-3338-2110	9	14	14	18	40	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高円寺	
	4	~4月入所1101800 5月入所~2105241	高円寺南 ※2	高円寺南 4-44-11	03-3315-1391	12	18	22	30	60	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高円寺	
	5	2101834	むさしの	和田 1-8-20	03-3383-1589	15	22	22	27	54	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00 (満1歳以上)	和田	
	6	2101836	佼成育子園	和田 1-16-7	03-3381-0398	12	30	36	40	80	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00 (平日のみ)	和田	

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学 校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立	9W	7 2101864	明愛	和田 1-61-15	03-5340-7825	3	20	24	—	—	開)7:30~18:30 延)無	杉並 第十
		8 2101904	ピノキオ幼児舎和田	和田 2-21-8	03-6382-4620	6	12	15	15	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	和田
		9 2101905	高円寺 りとるぱんぶきんず	高円寺北 1-27-3	03-5318-5605	6	12	13	14	28	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高円寺
		10 2101909	マミー高円寺	高円寺南 2-40-45	03-6383-1348	6	12	13	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高円寺
		11 2101911	さくらさくみらい 堀ノ内	堀ノ内 3-5-12	03-5929-9322	6	8	10	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	済美
		12 2101917	和田ここわ	和田 1-5-7	03-5340-7412	6	14	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(平日のみ)	和田
		13 2101920	馬橋	高円寺南 3-16-14	03-3314-0287	6	15	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	杉並 第六
		14 2101927	Pico ナーサリ新高円寺	梅里 2-24-6	03-6304-9580	6	12	12	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	堀之内
		15 2104783	ウィズブック保育園 東高円寺	高円寺南 2-34-14 チアフルCOCO1階	03-5929-8718	6	10	10	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	高円寺
	1歳	16 2101916	大空と大地のなーさりい 高円寺南園	高円寺南 4-37-23	03-5929-8720	—	10	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高円寺
		17 2104780	大空と大地のなーさりい 中野富士見町駅前園	和田 1-1-6 アイビアーネックス杉並1階	03-6382-5950	—	6	9	11	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	和田
		18 2104781	エンジェル高円寺	高円寺南 3-38-14	03-6304-9322	—	9	9	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第六
		19 2104788	杉並	梅里 2-34-22	03-3313-7508	—	16	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	堀之内
		20 2104803	ウィズブック保育園 高円寺南	高円寺南 5-23-25	03-6383-1791	—	10	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第三
		21 2104913	キッズガーデン 杉並堀ノ内	堀ノ内 3-16-1	03-5929-9381	—	15	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	堀之内
22 2104920		マミーズエンジェル 高円寺通り	高円寺北 2-41-21	03-5327-8588	—	10	10	10	20	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	高円寺	
23 2104921		マミーズエンジェル 高円寺駅前	高円寺北 3-20-4	03-3223-8882	—	9	9	9	18	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高円寺	
24 2104923		キッズガーデン 高円寺北	高円寺北 2-2-4	03-5356-9906	—	15	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	高円寺	
25 2105229		新(仮称)マリア ※3	高円寺北 2-2	未定	—	10	12	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30(平日のみ)	高円寺	
公設 民営	9W	26 1101805	堀ノ内東 ※4	堀ノ内 3-49-19	03-3315-7922	12	12	18	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第十
区立	9W	27 1101823	高円寺東(障3) ※5	高円寺南 1-28-4	03-3316-1938	12	16	20	21	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(18)	杉並 第三
	8M	28 1101784	堀ノ内	堀ノ内 2-8-7	03-3313-7536	11	16	17	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(16)	済美
	1歳	29 1101820	和田(障7)	和田 1-66-19	03-3382-5218	—	12	15	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(10)	杉並 第十
小規模	9W	30 2404681	ビーフェア 中野富士見町	和田 1-17-12 ソサエティ中野富士見町1階	03-5340-7266	6	6	7	—	—	開)7:15~18:15 延)18:15~19:15	和田
		31 2404692	コロボックル保育室	高円寺南 2-32-5	03-3316-5041	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高円寺
	7M	32 2404684	小鳥の詩	堀ノ内 2-6-21 パークハイム杉並 D-103	03-3315-1008	3	4	5	—	—	開)7:30~18:30 延)無	済美
事業所	1歳	33 2704713	doors 新高円寺	梅里 1-8-10 ドゥエル佐藤 1階	03-5913-7544	—	6	6	—	—	開)7:30~18:30 延)無	杉並 第十

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応	小学 校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
家庭的	6M	34 2504702	家庭的保育室のぞみ ※6	和田 3-57-2 岸コーポ 101	03-6454-6900	1	2	2	—	—	開)8:00~18:00 ア)有	杉並 第十

(障○)は障害児保育指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長時間の()内の数字は延長定員数です。

※1：1と2に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番12は適用されません。

※2：高円寺北保育園及び高円寺南保育園は、公設民営園としては令和4年3月末で閉園となり、令和4年4月から現在地で私立保育園に転換します。転換後も現事業者による運営を継続します。

※3：(仮称)マリア保育園は、既存の認証保育所が移転し、認可保育所に移行するものです。

※4：堀ノ内東保育園は、令和7年4月から私立保育園に転換する予定です。転換に当たっては、令和5年度末までに事業者を選定する予定です。なお、園舎は(仮称)梅里一丁目アパート隣接地に新規整備予定の施設に移転します。

※5：高円寺東保育園は、令和7年度中に、現園舎(高円寺南 1-28-4)から、旧杉並第八小学校跡地(高円寺南 2-40)に整備する複合施設へ移転します。

※6：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を超えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

# 阿佐谷北・阿佐谷南・成田西・成田東・松ノ木

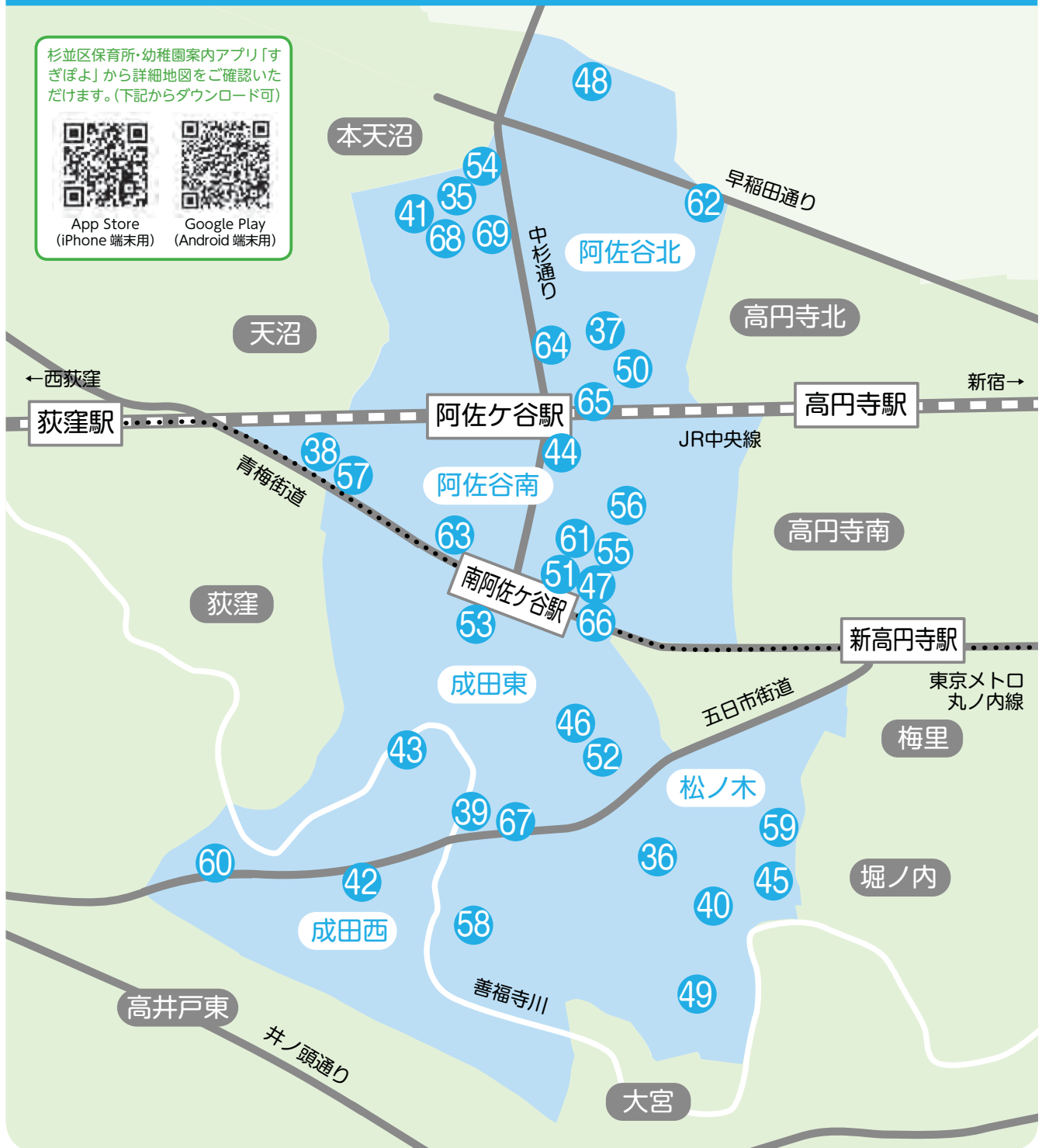
杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store  
(iPhone 端末用)



Google Play  
(Android 端末用)



No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	小学校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立 9W	35	2101840	阿佐谷	阿佐谷北 3-36-20	03-3338-9418	15	24	24	24	48	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30	杉並第九
	36	2101841	杉並ゆりかご	成田東 1-18-8	03-3312-5851	12	14	15	16	32	開) 7:15~18:15 延) 18:15~19:15	東田
	37	2101860	ういず阿佐ヶ谷駅前	阿佐谷北 1-15-3	03-5327-8622	6	14	15	15	30	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00	杉並第一
	38	2101868	グローバルキッズ荻窪	阿佐谷南 3-13-12	03-3220-8686	9	14	16	17	34	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30	杉並第七
	39	2101869	ういず成田東	成田東 3-17-32	03-6454-6974	6	9	10	11	24	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00	杉並第二
	40	2101876	にじのいるか保育園 杉並松の木	松ノ木 1-12-39	03-6454-6625	6	12	15	15	32	開) 7:15~18:15 延) 18:15~20:15	松ノ木



No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学 校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
私立	9W	41	2101882	山吹あさがやきた	阿佐谷北 3-29-12	03-5356-5531	9	12	12	20	48	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30(満1歳以上)	杉並 第九
		42	2101890	ゆめの樹保育園 なりたにし	成田西 2-24-20	03-6276-9805	9	15	18	22	44	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	杉並 第二
		43	2101898	成田コスモ	成田西 3-8-12	03-3311-6060	10	18	22	24	48	開)7:15~18:15 延)18:15~20:00	杉並 第二
		44	2101908	阿佐ヶ谷たいよう	阿佐谷南 1-48-5 み空ビル 2・3 階	03-5378-7866	8	16	16	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第七
		45	2101913	東京立正	松ノ木 2-29-19	03-3312-6600	6	17	19	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	堀之内
		46	2104799	杉並コスモス	成田東 4-24-2	03-6454-6037	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	東田
		47	2104805	京進のほいくえん ビーフェア阿佐谷南	阿佐谷南 1-9-8 アルファ1階	03-5913-7226	6	8	8	9	18	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第六
		48	2104916	ピノキオ幼児舎 阿佐谷北	阿佐谷北 6-26-13	03-6383-0791	9	20	20	23	48	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	馬橋
		49	2104919	もりのなかま保育園 松ノ木園	松ノ木 1-2-23	03-6304-9703	6	12	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松ノ木
		50	2105227	新(仮称)ポピンズナーサ リースクール阿佐ヶ谷 ※1	阿佐谷北 5-2	未定	6	14	14	14	28	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	馬橋
私立	1歳	51	2101856	のほら ※2	阿佐谷南 1-14-8	03-5930-3236	-	10	12	18	38	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第七
		52	2101924	杉並ひまわり	成田東 3-32-26	03-5913-8722	-	12	13	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	東田
		53	2101926	杉並の家さくら	成田東 4-9-19	03-6383-5615	-	18	20	24	48	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第二
		54	2104777	えがおの森保育園・ あさがや	阿佐谷北 4-21-9	03-3337-7521	-	10	11	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第九
		55	2105236	新(仮称)キッズガーデン 阿佐谷南	阿佐谷南 1-19	未定	-	17	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第六
区立	9W	56	1101810	阿佐谷東	阿佐谷南 1-42-7	03-3314-4535	12	16	20	22	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(20)	杉並 第六
	8M	57	1101798	阿佐谷南（障5）	阿佐谷南 3-12-12	03-3398-2231	9	18	20	24	48	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(18)	杉並 第七
	1歳	58	1101802	成田 ※3	令和4年3月19日まで 成田東2-16-5 令和4年3月22日から 成田西1-28-18(旧成田西子供園跡)	03-3315-6272	-	15	16	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(16)	杉並 第二
		59	1101813	松ノ木（障3）	松ノ木 2-33-6	03-3315-4534	-	15	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(10)	堀之内
小規模	9W	60	2404662	こどもヶ丘保育園 成田西園	成田西 3-19-6 菊地ビル1階	03-6279-9218	3	8	8	-	-	開)7:30~18:30 延)無	杉並 第二
		61	2404668	こどもヶ丘保育園 阿佐谷南園	阿佐谷南 1-13-16 フエンテTAMAKI 1階	03-4285-3997	3	7	7	-	-	開)7:30~18:30 延)無	杉並 第六
		62	2404669	おうち保育園あさがや	阿佐谷北 5-47-11 ルセーヌ阿佐ヶ谷1階	03-5356-8337	4	4	4	-	-	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	馬橋
		63	2404680	南阿佐ヶ谷どみそ	阿佐谷南 3-5-2 牧野ビル1階	03-6276-9399	3	6	10	-	-	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00	杉並 第七
		64	2404685	Kangalルーのへや ※4	阿佐谷北 1-26-18 世尊院幼稚園 2階	080-3534-5772	3	6	6	-	-	開)7:30~18:30 延)無	杉並 第一
事業所	9W	65	2704714	かわきたおひさま保育所	阿佐谷北 1-3-10 Baum1階	03-5327-8671	2	2	3	-	-	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00	杉並 第一
	3M	66	2704712	doors 南阿佐ヶ谷	阿佐谷南 1-11-8 Bell House Asagaya 101	03-5913-7377	4	4	4	-	-	開)7:30~18:30 延)無	杉並 第七

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応	小学 校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
家庭的	6M	67	2504697	マザーズハート 成田東園 ※5、6	成田東 3-16-12 1階	03-5913-8553	1	2	2	-	-	開)8:30~17:30 ア)有	杉並 第二
		68	2504701	サニーサイド キッズルーム ※6	阿佐谷北 3-26-8	03-3338-5505	1	2	2	-	-	開)8:00~18:00 ア)有	杉並 第九
	8M	69	2504698	Fun Fun 保育室 ※6	阿佐谷北 4-7-11 パルテールビル 1階	03-5364-9828	1	2	2	-	-	開)8:30~17:15 ア)有	杉並 第九

- (障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。区立保育園延長保育時間の()内の数字は延長定員数です。
- ※1：(仮称)ポピンズナーサリースクール阿佐ヶ谷は、既存の認証保育所が移転し、認可保育所に移行するものです。
  - ※2：のほら保育園は、令和6年4月から成田東2-16の新園舎に移転し、運営する予定です。
  - ※3：成田保育園は、令和4年3月22日に成田西1-28-18(旧成田西子供園跡地)へ移転し、運営する予定です。
  - ※4：Kangalルーのへやは、世尊院幼稚園が連携施設として設定されています。
  - ※5：マザーズハート成田東園は、杉並の家さくら保育園が連携施設として設定されています。
  - ※6：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を越えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

# 井草・今川・上井草・清水・下井草・桃井

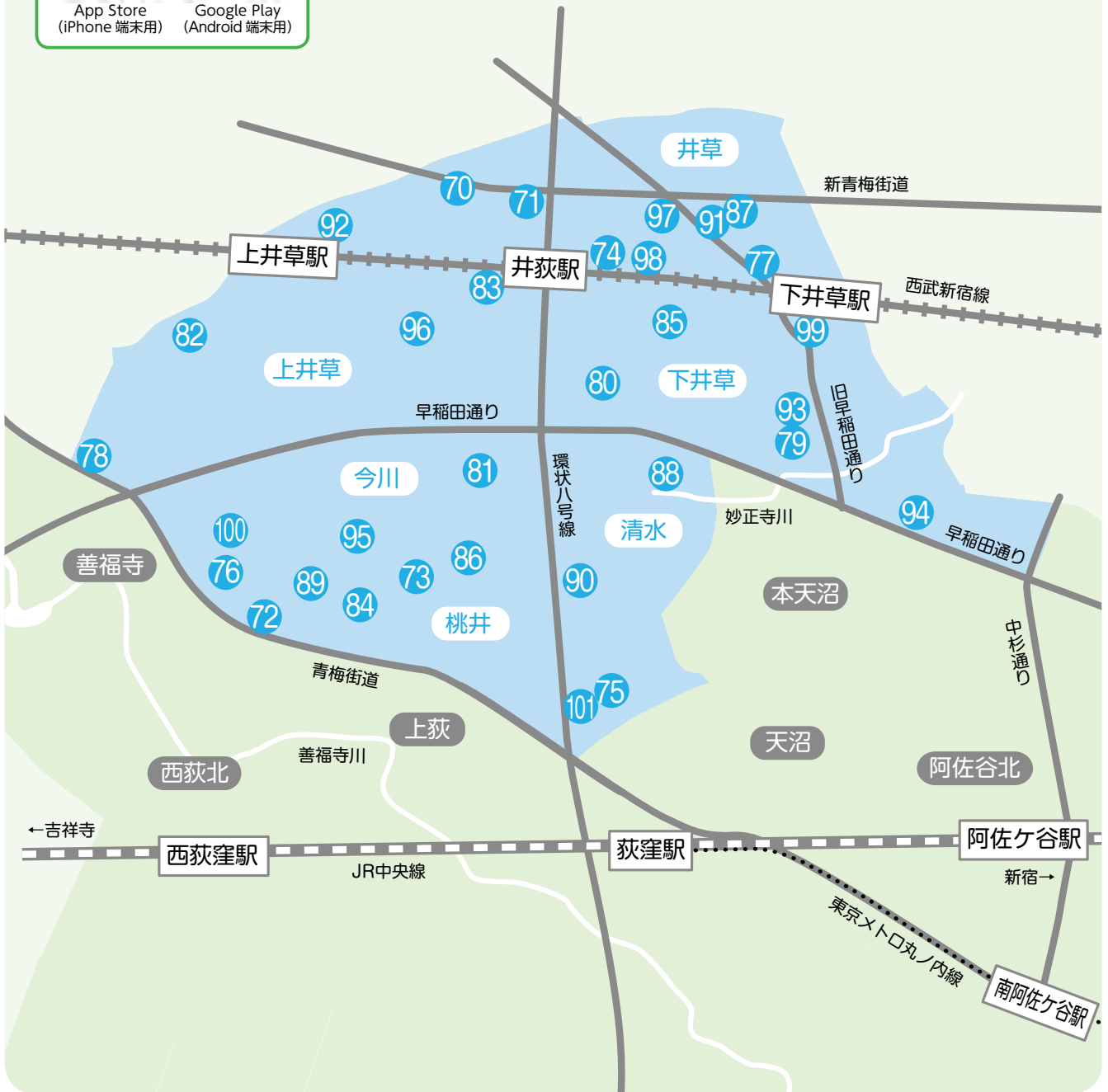
杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store  
(iPhone 端末用)



Google Play  
(Android 端末用)



No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	小学 校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立 ※1	70	2101897	ピノキオ幼児舎井荻 (9週目以上)	井草 4-15-16	03-5311-1055	9	12	13	20	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	四宮
	71	2104786	ピノキオ幼児舎井草 (9週目以上)	井草 3-17-14 サイレンスミヨシ202	03-5303-2735	6	7	7	—	—	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	八成
	72	2104915	頌栄しらゆり保育園 杉並分園 (4か月以上)	桃井4-3-2 勤労福祉会館 ・西荻区民センター2階	03-6913-6148	6	10	12	—	—	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	三谷
	73	2104914	頌栄しらゆり (本園) (1歳以上)	桃井 2-19-2	03-5311-1877	—	12	14	26	52	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	桃井 第一

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学 校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
私立	9W	74 2101857	Nicot 井荻	井草 3-1-8 2階	03-5311-8650	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	八成	
		75 2101859	アスクおぎくぼ	清水 1-18-11	03-5311-5803	6	18	19	19	38	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	天沼	
		76 2101867	ココファン・ナーサリー 桃井 ※2	桃井 4-7-17	03-5311-7570	6	10	10	18	36	開)7:00~18:00 延)18:01~20:00	三谷	
		77 2101883	大空と大地のなーさりい 下井草駅前園	井草 1-6-11	03-6913-7072	6	10	12	14	28	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	八成	
		78 2101889	杉並元氣	上井草 4-6-6	03-3394-9300	12	16	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	桃井 第四	
		79 2101893	あい保育園下井草	下井草 3-13-5	03-6454-7582	12	16	20	25	50	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	桃井 第五	
		80 2101895	にじのいるか保育園 杉並井草	下井草 5-7-19	03-6913-7227	12	18	20	23	48	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	桃井 第五	
		81 2101914	杉並井荻雲母	今川 1-15-16	03-5311-3031	6	10	11	11	22	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	四宮	
		82 2101921	上井草	上井草 3-25-19	03-3395-3648	18	30	32	40	80	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	桃井 第四	
		83 2104778	にじいる保育園上井草	上井草 1-32-5	03-6913-9830	6	8	10	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	四宮	
		84 2104804	コンビプラザ桃井	桃井 3-7-3 プロムナード 荻窪 3号棟 1階	03-5311-3255	6	6	7	7	14	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30 (1歳クラスから)	桃井 第一	
		85 2104809	レイモンド中瀬	下井草 4-25-10	03-3399-9150	12	15	17	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	桃井 第五	
		6M	86 2101838	聖心	桃井 2-24-18	03-3395-1005	9	10	10	11	22	開)7:30~18:30 延)無	桃井 第一
			87 2101881	Agape 井草	井草 1-31-9 ピラニューロード 1階	03-6454-7141	3	5	5	5	10	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	八成
		1歳	88 2101850	上水保育園清水分園	清水 3-22-11	03-6454-7011	—	8	10	12	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	沓掛
89 2104792	すぎなみのぞみ		桃井 4-13-19	03-6913-6340	—	6	6	9	19	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(平日のみ)	桃井 第一		
90 2104795	きらきらぼし		清水 2-17-11	03-6915-0080	—	6	11	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30分~19:30	沓掛		
91 2104922	下井草すきっぷ		井草 2-17-12	03-6913-7871	—	12	12	12	24	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	八成		
92 2105233	新(仮称)同援いぐさ		井草 5-6	未定	—	12	12	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	四宮		
区立	9W	93 1101825	下井草	下井草 3-13-9	03-3394-4323	12	14	20	21	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (20)	桃井 第五	
		94 1101815	阿佐谷北(障5)	下井草 1-25-9	03-3396-0051	9	15	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (16)	杉並 第九	
	8M	95 1101824	今川(障7)	今川 3-3-18	03-3394-2831	9	14	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (18)	三谷	
	1歳	96 1101794	四宮	上井草 2-28-3	03-3390-5288	—	13	14	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (16)	四宮	
		97 1101812	井草(障4)	井草 2-15-15	03-3395-8257	—	14	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (23)	八成	

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応	小学 校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
家庭的	9W	98 2504695	こどもの広場ソレイユ ※3	井草 2-2-9 シティドルチェ井荻101	03-5303-9353	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有	八成
		99 2504704	なないろ ※3	下井草 2-39-8 プチフルール102	090-1105-2890	1	2	2	—	—	開)8:30~17:00 ア)有	桃井 第五
	6M	100 2504700	おうち保育 0・1・2 ※3	今川 4-13-17	03-6762-9050	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有	三谷
		8M	101 2504705	保育ルームリカリロ ※3	清水 1-16-10 レジデンス荻窪102号	03-6913-5048	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有

(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の()内の数字は延長定員数です。

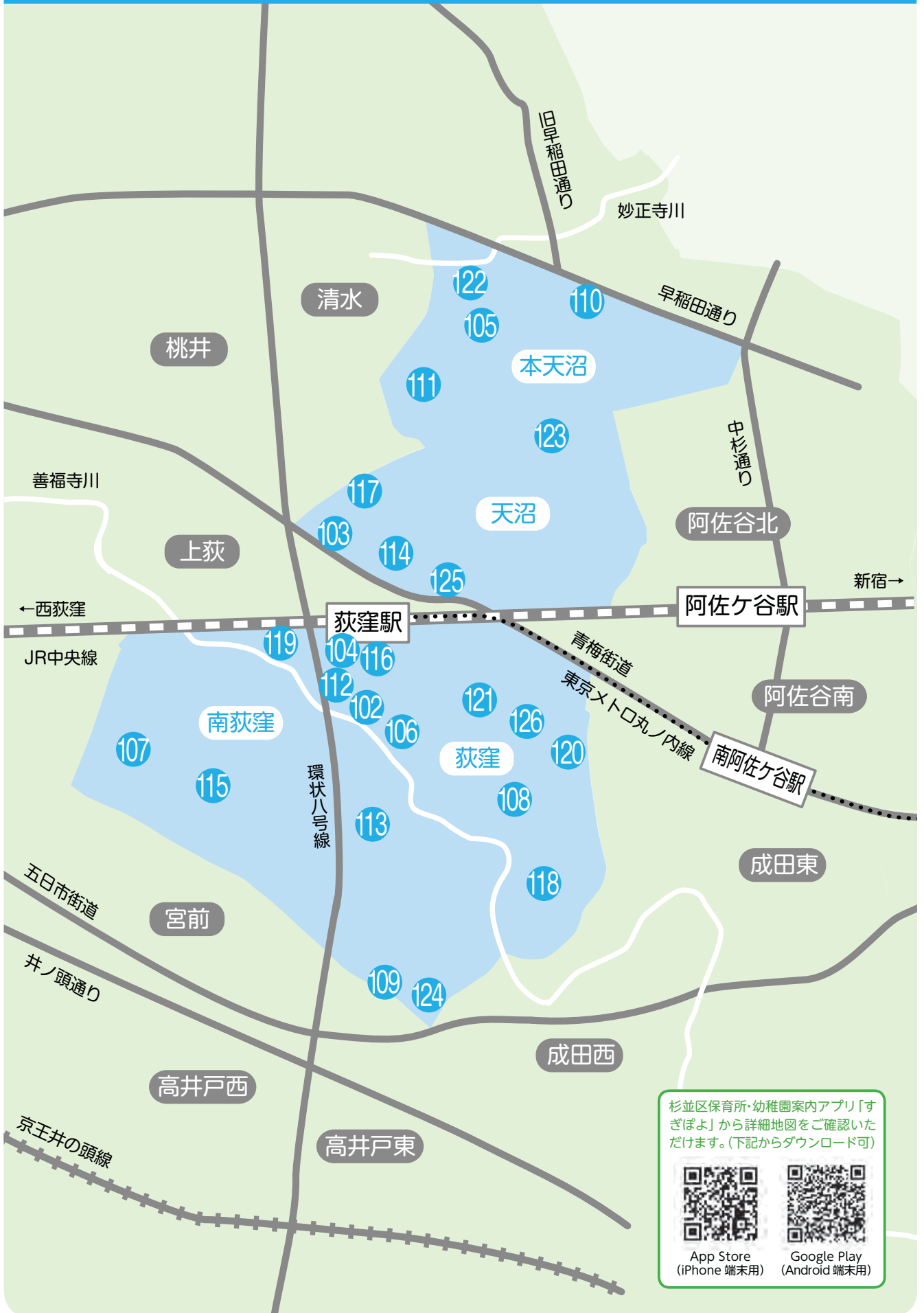
※1:70と71、72と73に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番12は適用されません。

※2:ココファン・ナーサリー桃井は令和4年4月より(仮称)Gakkenほいくえん 桃井に名称変更の予定です。

※3:保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。

開所時間を越えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

荻窪・本天沼・天沼・南荻窪



杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store (iPhone 端末用)



Google Play (Android 端末用)

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学 校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立	※1	102 2104806 荻窪コスモ（本園） （9週目以上）	荻窪 5-6-5 ガーデニア荻窪 1階	03-3220-3535	6	12	12	—	—	開）7:15～18:15 延）18:15～20:00	桃井 第二	
		103 2104807 おぎぶんコスモ（分園） （3歳以上）	天沼 3-11-1 プラウド フラット荻窪 I 1階	03-5347-1866	—	—	—	14	28	開）7:15～18:15 延）18:15～20:00	天沼	
	9W	104	荻窪北 ※2	荻窪 5-17-8	03-3391-5171	11	13	16	18	40	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30	桃井 第二
		105	パピーナ本天沼	本天沼 3-35-4	03-6913-8911	6	10	12	15	30	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	沓掛
		106	まなびの森保育園荻窪	荻窪 4-11-23	03-3398-7400	6	12	18	18	36	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30（平日のみ）	桃井 第二
		107	にじいろ保育園南荻窪	南荻窪 2-33-5	03-5344-9450	9	12	14	15	30	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30	荻窪
		108	荻窪りとるばんぶきんず	荻窪 3-7-29	03-5347-2088	6	12	16	18	38	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30	西田
		109	ゆめの樹保育園 おぎくぼ	荻窪 1-3-16	03-6915-1457	6	12	12	16	34	開）7:00～18:00 延）18:00～20:00	西田
		110	ういず本天沼	本天沼 2-42-24	03-6454-7144	6	10	11	11	22	開）7:00～18:00 延）18:00～20:00	杉並 第九
		111	テングーラビング保育 園天沼	本天沼 3-13-21	03-6913-7677	10	14	16	16	32	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	沓掛
		112	あい・あい保育園 荻窪園	荻窪 5-15-21 トライアード 2階	03-6915-1161	6	10	11	11	22	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	桃井 第二
		113	荻窪すきっぷ	荻窪 2-28-14	03-5335-9731	6	10	11	11	22	開）7:15～18:15 延）18:15～20:15	西田
		114	パピーナ荻窪北口	天沼 3-6-27 エクレール飯田	03-3391-0220	3	10	12	—	—	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	天沼
		8M	115	荻窪 ※3	南荻窪 2-25-17	03-3333-6988	6	11	12	12	24	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30
116	ひのまるキッズガーデ ンナーサリー		荻窪 5-17-15	03-3391-1747	—	10	10	20	40	開）8:00～19:00 延）無	桃井 第二	
1歳	117	パピーナ荻窪天沼 ※4	天沼 3-15-20	03-3398-1155	—	18	20	25	50	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	天沼	
	118	新（仮称）にじいろ保育 園荻窪一丁目 ※5	荻窪 1-57	未定	—	10	12	16	32	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30	西田	
	119	新（仮称） パピーナ南荻窪	南荻窪 4-42	未定	—	10	10	10	20	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	桃井 第二	
	120	新（仮称） さくらさくみらい 荻窪	荻窪 3-28	未定	—	9	9	10	20	開）7:00～18:00 延）18:00～20:00	西田	
区立	9W	121 1101826 荻窪東	荻窪 4-23-20	03-3220-1621	9	10	12	14	30	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30（20）	桃井 第二	
	8M	122 1101803 本天沼	本天沼 3-34-35	03-3395-3802	6	15	16	17	34	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30（18）	沓掛	
	1歳	123 1101796 天沼 ※6	天沼 2-42-9	03-3398-2207	—	16	19	22	44	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30（22）	天沼	
		124 1101807 荻窪南（障7）	荻窪 1-1-6	03-3398-9168	—	14	15	16	32	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30（16）	西田	

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応	小学 校区
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
家庭的	6M	125 2504699 あおぞら ※7	天沼 3-2-3 光ビル 1階	03-6276-9383	1	2	2	—	—	開）8:30～17:30 ア）有	天沼
		126 2504706 しまキッズナーサリー ※7	荻窪 3-35-5 ハウス MM101号	03-5364-9773	1	2	2	—	—	開）8:30～17:30 ア）有	西田

（障○）は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の（）内の数字は延長定員数です。

※1：102と103に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番12は適用されません。

※2：荻窪北保育園は、公設民営園としては令和4年3月末で閉園となり、令和4年4月から現在地で私立保育園に転換します。  
 転換後も現事業者による運営を継続します。

※3：荻窪保育園は、区立保育園としては令和4年3月末で閉園となり、令和4年4月から現在地で民営化します。

※4：パピーナ荻窪天沼保育園は、令和7年4月から天沼2-42（現天沼保育園跡地）に新園舎を建設して移転し、運営する予定です。

※5：（仮称）にじいろ保育園荻窪一丁目は、既存の認証保育所が移転し、認可保育所に移行するものです。

※6：天沼保育園は、区立保育園としては、令和5年10月末に閉園となり、令和5年11月から天沼2-30に移転し、民営化する予定です。  
 また、令和5年4月から移転するまでの間は、区立天沼保育園の運営を民営化後の事業者へ委託する予定です。

※7：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。

開所時間を超えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。  
 また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接  
 お問い合わせください。

# 上荻・松庵・善福寺・西荻北・西荻南

杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store  
(iPhone 端末用)



Google Play  
(Android 端末用)



No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学 校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
私立	127	2101846	上水保育園西荻分園	西荻北 3-5-5 ドムス荻生 101	03-5303-8188	12	15	—	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	松庵	
	128	2101847	保育センターこどもの木か げ野のはな空のとり ※1	松庵 1-9-33	03-3332-5345	9	10	11	—	—	開)7:30~18:30 延)無	松庵	
	129	2101853	ピノキオ幼児舎桃井	上荻 4-29-15 さくら上荻ビル 2F	03-5303-2761	6	10	12	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	井荻	
	130	2101854	小学館アカデミー にしおぎ南	西荻南 4-14-4	03-5336-6141	6	10	16	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高井戸 第四	
	131	2101870	アスク西荻南	西荻南 1-6-3	03-5336-9077	6	10	11	11	22	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸 第四	
	132	2101873	ゆらりん荻窪	上荻 1-21-20	03-5335-9613	12	15	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(1歳クラス以上)	天沼	
	133	2101885	コンビプラザ善福寺	善福寺 1-16-19	03-6913-5081	6	10	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	井荻	
	134	2101906	パピーナ西荻北	西荻北 2-4-8	03-3395-1313	6	15	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	桃井 第三	
	135	2101912	グローバルキッズ 松庵園	松庵 2-23-6	03-5344-9733	3	12	13	14	28	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	松庵	
	136	2104784	小学館アカデミー にしおぎ駅前	松庵 3-35-15	03-5336-7861	9	10	10	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松庵	
	137	2104789	西荻窪きらきら	西荻南 4-30-9	03-5336-0231	6	9	10	12	30	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸 第四	
	138	2104791	キッズフォレ西荻窪	西荻北 2-15-12	03-6913-5907	6	7	7	10	20	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	桃井 第三	
	139	2104808	井荻	善福寺 1-5-17	03-3399-7267	12	15	15	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	井荻	
4M	140	2101837	頌栄	上荻 3-15-12	03-3399-8585	9	11	11	12	24	開)7:30~18:30 延)無	桃井 第一	
8M	141	~4月入所2404691 5月入所~2105228	新(仮称)樹 ※2	上荻 3-22	未定	3	10	10	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	桃井 第一	
1歳	142	2101888	びっころきつず 西荻窪北口園	西荻北 2-5-3 杏順ビル 1階	03-6454-7780	—	12	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(平日のみ)	桃井 第三	
	143	2104798	あい・あい 保育園西荻窪園	松庵 3-15-3	03-5941-5802	—	17	17	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松庵	
	144	2104801	杉並西荻窪雲母	西荻南 1-1-27	03-5336-3201	—	10	11	13	26	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸 第四	
	145	2105230	新(仮称)あい保育園 上荻	上荻 1-22	未定	—	12	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	天沼	
	146	2105231	新(仮称) ベネッセ 西荻窪	西荻北 1-5	未定	—	14	14	14	28	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	桃井 第三	
区立	9W	147	1101816	松庵	松庵 2-23-34	03-3332-1751	9	16	20	21	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(20)	松庵
	8M	148	1101811	上荻(障3)	上荻 1-20-13	03-3392-6742	12	16	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(23)	天沼
		149	1101818	善福寺(障3)	善福寺 2-26-18	03-3394-8961	9	15	18	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(18)	桃井 第四
	1歳	150	1101808	西荻北(障3)	西荻北 2-27-18	03-3396-8427	—	14	18	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(23)	桃井 第三
小規模	9W	151	2404693	マグハウス西荻	西荻南 2-8-16 メゾン・ ド・エテルナ 1階	03-5941-3150	5	6	6	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00	高井戸 第四
	5M	152	2404682	マグハウス西荻第2	松庵 3-41-1	03-5344-9130	4	7	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00	松庵
	6M	153	2404671	杉並保育園ソラグミ	西荻南 2-18-20 若見ハイツ 101	03-5941-9370	3	3	3	—	—	開)7:30~18:30 延)無	高井戸 第四
		154	2404683	きらら保育園杉並松 庵	松庵 3-18-17 オールメゾン西荻窪 1階	03-5941-6972	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松庵
	7M	155	2404686	ピヨピヨおうちえん 荻窪駅前	上荻 1-18-3	03-6383-5928	5	7	7	—	—	開)7:30~18:30 延)無	天沼
		156	2404676	アロハエンジェル ナーサリー荻窪駅前園	上荻 1-20-6 スターフィールド 2階	03-6915-1191	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)無	天沼
		157	2404679	ほっぺるランド西荻 窪	西荻北 4-8-2 ベルハイ ム西荻窪Ⅲ 104号室	03-5382-8777	6	6	7	—	—	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00	井荻
事業所	9W	158	2704715	あすもベビーホーム 松庵	松庵 3-1-3	03-5930-0415	2	4	4	—	—	開)7:30~18:30 延)無	松庵
	6M	159	2704708	ピヨピヨおうちえん	上荻 2-7-9 イタル上荻 1階	03-6913-5617	1	4	4	—	—	開)7:30~18:30 延)無	桃井 第二

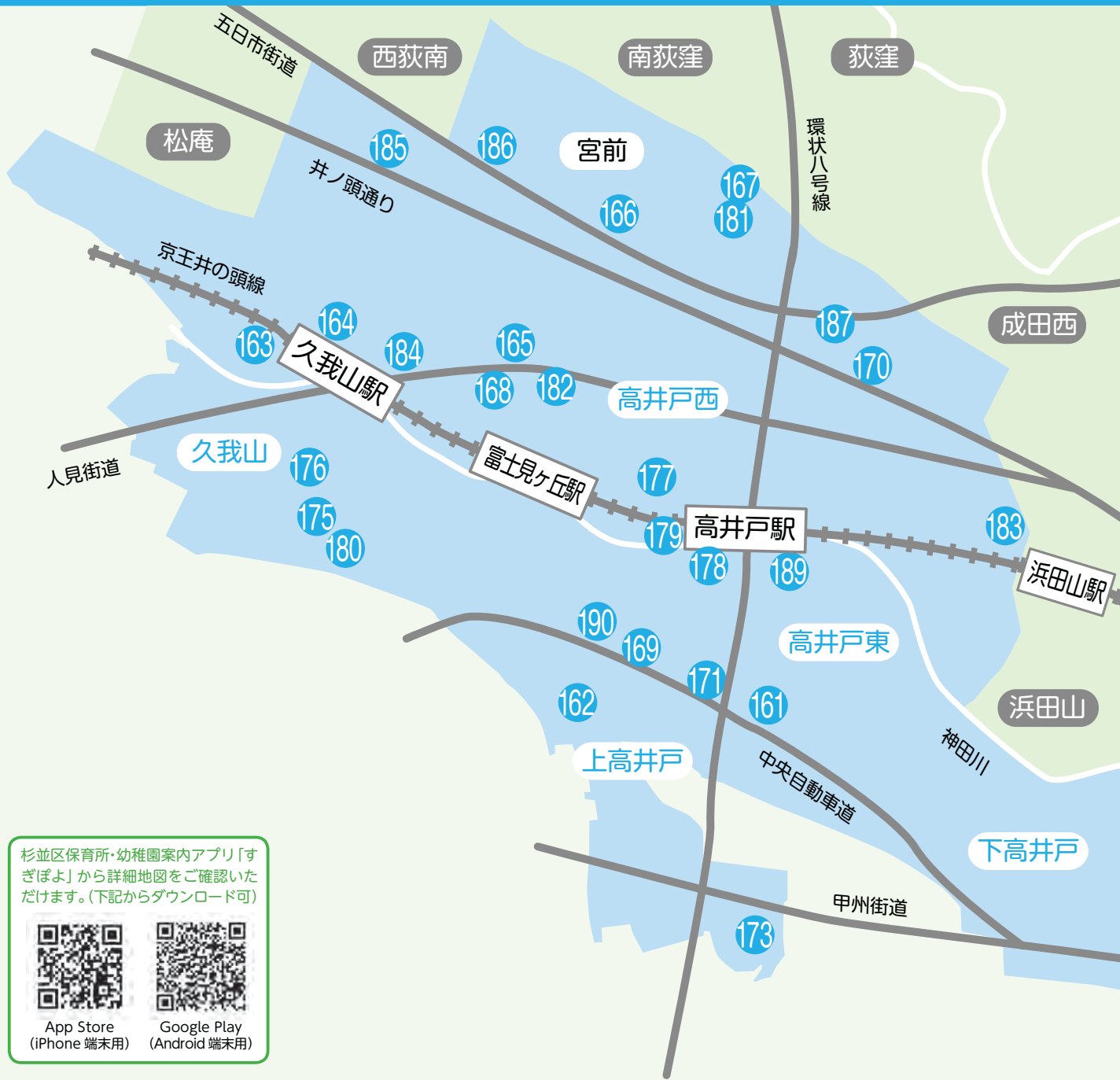
(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の()内の数字は延長定員数です。

※1：保育センターこどもの木かげ野のはな空のとり保育園は、玉成幼稚園が連携施設として設定されています。

※2：(仮称)樹保育園は、既存の小規模保育事業所が認可保育所に移行するものです。

# 上高井戸・久我山・下高井戸・高井戸西・高井戸東・宮前



杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store  
(iPhone 端末用)



Google Play  
(Android 端末用)

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	小学校区
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私立 1歳	177 2104911	ヴィラまなびの森保育園高井戸	高井戸西 2-7-32	03-5941-5130	—	12	12	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(平日のみ)	高井戸
	178 2104918	まことたかいど	高井戸西 1-26-1	03-5941-5152	—	10	10	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	富士見丘
公設民営 9W 1歳	179 1101789	高井戸 ※2	高井戸西 1-31-3	03-3332-0124	11	14	16	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高井戸
	180 1101786	上高井戸 ※3	久我山 1-4-15	03-3333-1777	—	10	16	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	富士見丘
区立 9W 8M	181 1101804	宮前	宮前 2-24-38	03-3333-1935	12	16	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(16)	荻窪
	182 1101806	久我山東 (障5) ※4	久我山 5-24-19	03-3333-7450	9	15	16	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(20)	久我山
	183 1101809	高井戸東 (障3)	高井戸東 3-14-9	03-3304-9572	11	16	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(23)	浜田山
	184 1101819	久我山	久我山 5-8-8	03-3331-5141	6	15	19	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(23)	久我山



No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立 9W	160	~4月入所1101788 5月入所~2105238	下高井戸	下高井戸 3-31-11	03-3303-1221	8	16	20	24	48	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高井戸 第三
	161	2101839	上水	高井戸東 2-3-4	03-3333-8626	22	36	48	50	104	開)7:15~18:15 延)18:15~19:15	高井戸 東
	162	2101855	杉並大宙みたけ	上高井戸 2-12-30	03-3334-6711	9	15	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	富士見 丘
	163	2101863	Picoナーサリ 久我山 ※1	久我山 3-37-24	03-5941-3020	3	10	18	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 第二
	164	2101878	Picoナーサリ 久我山駅前 ※1	久我山 4-2-15	03-3332-7776	9	15	18	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 第二
	165	2101879	あい保育園久我山	久我山 5-28-13	03-5941-8784	12	15	15	18	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	久我山
	166	2101887	アウル宮前	宮前 2-11-11	03-5941-5112	9	20	30	30	60	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	荻窪
	167	2101891	宮前おおぞら	宮前 2-24-22	03-5336-1234	10	20	20	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	荻窪
	168	2101892	ポピンズナーサリ スクール久我山	久我山 5-12-23	03-5941-5174	9	15	15	20	50	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	久我山
	169	2101894	まなびの森保育園 高井戸	高井戸西 1-9-4	03-3334-8686	12	20	22	22	44	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30(平日のみ)	高井戸
	170	2101902	杉並たかいどいちご	高井戸東 4-5-7	03-3334-1555	9	15	18	20	40	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	高井戸
	171	2101919	ゆめの樹保育園 たかいどにし	高井戸西 1-1-32 シャ トレー高井戸1・2階	03-5941-9321	5	15	15	—	—	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸
	172	2101923	レイモンド下高井戸	下高井戸 3-23-10	03-6379-8742	3	13	13	17	34	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸 第三
	173	2104774	アスク上高井戸保育園 ~都会のふるさと~	上高井戸 1-7-6	03-5316-2281	6	10	11	11	22	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	富士見 丘
	174	2104776	下高井戸ここわ	下高井戸 2-6-19	03-6379-2041	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(平日のみ)	永福
	175	2104793	Picoナーサリ 玉川上水公園	久我山 1-6-12	03-3333-1808	3	8	8	9	18	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	富士見 丘
	176	2104924	パピーナ久我山	久我山 3-1-24	03-5941-9022	5	10	10	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 第二



(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の()内の数字は延長定員数です。

- ※1：Picoナーサリ久我山及びPicoナーサリ久我山駅前は、久我山幼稚園が連携施設として設定されています。
- ※2：高井戸保育園は、令和7年4月から現在地で私立保育園に転換する予定です。転換に当たっては、令和5年度末までに事業者を選定する予定です。
- ※3：上高井戸保育園は、令和6年4月から現在地で私立保育園に転換する予定です。転換に当たっては、令和4年度末までに事業者を選定する予定です。
- ※4：久我山東保育園は、令和5年2月から久我山5-17の新園舎に移転運営する予定です。
- ※5：ソーラやなぎくぼは、ゆめの樹保育園おぎくぼとゆめの樹保育園なりたにしが連携施設として設定されています。
- ※6：よくふう保育園は、上水保育園が連携施設として設定されています。

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
区立	1歳	185	1101791	大宮前	宮前 5-19-8	03-3333-7609	—	13	14	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(16)	高井戸 第二
小規模	9W	186	1404707	(区立)小規模保育事業所 宮前北	宮前 3-9-3 シャトー51階	03-3334-7971	6	6	6	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00	高井戸 第四
		187	2404674	ソーラやなぎくぼ ※5	高井戸東 4-10-30 サンハイム高井戸101	03-5941-3988	6	6	6	—	—	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00	高井戸
		188	2404677	スクルドエンジェル保 育園下高井戸園	下高井戸 3-3-6 ヒデ.スタープラザ1階	03-6379-9790	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 第三
	6M	189	2404690	ハーモニー・キッズ	高井戸東 2-29-13-101	03-5941-5960	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 東
事業所	9W	190	2704711	よくふう ※6	高井戸西 1-12-1	03-5941-1036	1	2	2	—	—	開)7:30~18:30 延)無	富士見 丘

# 和泉・永福・大宮・浜田山・方南



No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員(名)					開所時間 延長保育時間	小学校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
※1	191	2101848	杉並の家保育園浜田山駅前分園(7週目以上)※2	浜田山 3-35-38 ハイタウン浜田山1号館2階	03-3313-3211	12	13	—	—	—	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(満1歳以上)	浜田山
	192	2101845	杉並の家(2歳以上)	浜田山 4-31-5	03-3312-3737	—	—	13	13	26	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	浜田山
私立 9W	193	2101835	方南隣保館	方南 1-4-7	03-3321-4815	12	20	23	25	50	開)7:15~18:15 延)18:15~19:15	方南
	194	2101849	むさしの保育園方南分園	方南 1-51-2	03-3327-7552	8	10	11	—	—	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(満1歳以上)	方南
	195	2101874	杉並の家ちゅうりっぷ	浜田山 2-23-13	03-6379-7861	6	12	12	15	30	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸東
	196	2101884	ラ・プリマブランカえいふく	永福 2-17-12	03-6304-3245	6	10	12	13	28	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	永福
	197	2101899	和泉ここわ	和泉 2-17-5 オイスカビル1階	03-6265-7228	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(平日のみ)	新泉和泉
	198	2101901	ポピンズナーサリースクール方南町	方南 2-14-1 シティテラス杉並方南町1・2階	03-5913-8077	9	15	17	19	40	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	方南
	199	2101903	Pico ナーサリ和田堀公園	大宮 1-20-22	03-5913-9888	12	18	21	23	46	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松ノ木
	200	2101907	ういず杉並和泉	和泉 2-42-12	03-6379-0620	6	13	15	15	30	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	新泉和泉
	201	2101910	杉並の家ことり	浜田山 4-9-15	03-6383-2161	7	11	11	11	22	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	浜田山
	202	2101915	キッズガーデン杉並和泉	和泉 3-15-4	03-6304-7861	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	新泉和泉
	203	2101918	永福ここわ	和泉 2-23-4	03-6379-3061	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(平日のみ)	新泉和泉
	204	2101922	よつぎ永福	永福 1-7-6	03-6304-3195	3	10	12	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	永福
	205	2101928	にじいろ保育園浜田山	浜田山 3-17-8 グリナーージュ浜田山1・2階	03-6304-9231	6	12	12	14	28	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	浜田山
	206	2101929	グローバルキッズ浜田山園	浜田山 3-22-13	03-6379-6881	3	12	13	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	浜田山
	207	2104775	キッズガーデン浜田山	浜田山 2-7-14	03-6379-7052	6	9	9	12	24	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	高井戸東

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学 校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立	9W	208 2104779	ふたばクラブ 浜田山駅前	浜田山 3-24-4	03-5357-8328	5	5	5	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	浜田山
		209 2104787	京王キッズプラッツ 永福町	永福 2-60-31 京王リト ナード永福町 3階	03-5376-1555	4	12	13	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	永福
		210 2104790	ふたばクラブ 浜田山柏の宮	浜田山 2-8-11	03-6304-6528	2	7	7	8	16	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 東
		211 2104797	ココファン・ナーサリー 浜田山 ※3	浜田山 3-18-8 ケイワンビル 1階	03-5305-6133	6	6	6	6	12	開)7:00~18:00 延)18:01~20:00	浜田山
		212 2104800	ピノキオ幼児舎浜田山	浜田山 3-27-2 YOU I COURT 1階	03-6383-2446	3	10	10	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	浜田山
		213 2104912	まなびの森保育園 永福町	和泉 4-13-2	03-6304-3553	6	12	13	13	26	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(平日のみ)	新泉 和泉
		214 2104917	さくらさくみらい 西永福	大宮 2-10-25	03-5913-9439	6	11	11	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	松ノ木
	1歳	215 2101866	ベネッセ杉並和泉	和泉 2-32-6	03-5355-6700	—	10	13	13	28	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	新泉 和泉
		216 2101871	ミアヘルサ保育園ひび ぎ永福町	永福 2-54-8 プレミ ール永福 1・2階	03-6379-2815	—	10	12	16	32	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	永福
		217 2104794	杉並の家けやき	浜田山 1-33-1	03-3329-3737	—	18	18	24	48	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸 第三
		218 2104796	第二永福ここわ	和泉 2-23-3	03-6304-7841	—	10	11	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00(平日のみ)	新泉 和泉
		219 2104802	かえで保育園 杉並いずみ	和泉 4-42-23	03-5305-3070	—	10	12	12	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	大宮
		220 2105232	新(仮称) ちゃいれっく和泉	和泉 4-44	未定	—	10	11	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	大宮
		区立	9W	221 1101799	大宮 ※4	永福 3-51-17	03-5300-1080	9	15	17	17	34
222 1101821	永福北 ※5			永福 4-25-4	03-3325-6761	9	15	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(20)	永福
223 1101822	浜田山(障4)			浜田山 4-18-31	03-3315-7811	12	15	17	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(25)	浜田山
8M	224 1101817		永福南(障3)	永福 2-6-12	03-3323-4151	11	17	19	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(20)	永福
1歳	225 1101797		和泉	和泉 4-16-22	03-3323-7249	—	12	13	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(16)	大宮
小規模	9W	226 2404667	おうち保育園 えいふく町	大宮 2-1-4 1階	03-5913-9223	4	4	4	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松ノ木
		227 2404678	スクルドエンジェル保 育園方南町園	方南 2-12-16 トウトハウス 1・2階	03-5929-7440	4	7	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	方南
		228 2404687	ぴっぴのもり	永福 4-18-5 フェリーチェ杉並 2階	03-6315-6908	6	6	7	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00(平日のみ)	永福
		229 2404689	小規模保育園 ぴーかーぶう	和泉 4-42-5 方南会館 2階	03-3311-4141	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	大宮
	6M	230 2404666	ふたばクラブ西永福	永福 4-19-17 1階	03-5913-8728	6	6	7	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	永福
		231 2404672	西永福らる 小規模保育園	永福 3-33-10 鈴木ビル 1階	03-6379-7577	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	永福
		232 2404675	ふたばクラブ 浜田山井の頭通り ※6	浜田山 4-10-5 稲葉ビル 2階	03-6383-2287	6	6	7	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	浜田山

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応	小学 校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
家庭的	7W	233 2504703	ひまわり園 ※7	和泉 3-13-15 プラザ永福町	03-6379-5239	1	2	2	—	—	開)9:00~17:00 ア)有	新泉 和泉
	6M	234 2504696	保育ルーム方南 ※7	方南 1-46-2	03-5932-1051	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)無	方南

- (障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。  
 区立保育園延長保育時間の()内の数字は延長定員数です。  
 ※1：191と192に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番12は適用されません。  
 ※2：杉並の家保育園浜田山駅前分園は、令和5年度中に増築した杉並の家保育園(浜田山4-31-5)に移転し、本園と統合する予定です。  
 ※3：ココファン・ナーサリー浜田山は令和4年4月より(仮称)Gakkenほいくえん 浜田山に名称変更の予定です。  
 ※4：大宮保育園は、区立保育園としては令和5年3月末で閉園となり、令和5年4月から大宮2-16(以前の大宮保育園の所在地)の新園舎に移転し、民営化する予定です。  
 ※5：永福北保育園は、令和5年度中に、永福3-51-17へ移転します。  
 また、区立保育園としては令和6年3月末で閉園となり、令和6年4月から移転先で民営化する予定です。  
 ※6：ふたばクラブ浜田山井の頭通りは、ふたばクラブ浜田山駅前保育園が連携施設として設定されています。  
 ※7：保育時間は各施設により、異なりします。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を超えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

## ● 連携施設の設定について

地域型保育事業所(小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所)には、連携施設を設定していません。利用にあたって年齢上限がある施設でも安心して利用し続けることができるように、保育内容や卒園後の受け皿に関する支援等を行っています。

### 対象者

- ・地域型保育事業所の2歳児クラスを卒園し、3歳児以降も引き続き保育所等を希望する方
- ・年齢上限のある区内認可保育所の2歳児クラスを卒園(1歳児クラスまでの施設の卒園を含む)し、引き続き保育所等を希望する方

### 連携先の施設

区内にあるすべての認可保育所・区立子供園が設定されています。一部の地域型保育事業所には、個別に連携施設が設定されています(P28～41※参照)。

手続きの時期や方法は、該当する方に保育課保育相談係よりお知らせします。

## ● 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業は、ご自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を提供する単年度事業です。詳細は、区ホームページをご確認ください。

園コード	名称	運営法人	対象年齢 利用時間	申込窓口	利用条件等
—	アニー	認定NPO法人 フローレンス ☎03-6811-0907	1歳～5歳 8時～18時(土・日・祝日を除く)	事業者	障害、疾病の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる児童に対する事業。
2602013	マミー東京	株式会社ナチュラル ☎0120-892-414	9週目～5歳 8時～19時(日・祝日を除く)	保育課 保育相談係	待機児童対策として、認可保育所に入所するまでの利用事業。 ※4月入所の利用申込みは二次からとなります。
2602014	ル・アンジェ 訪問保育サービス	ル・アンジェ株式会社 ☎03-3477-1287	6週目～3歳 7時30分～20時30分(日・祝日を除く)		

# 10 今後の保育施設の整備予定について

## ● 保育施設整備について

「待機児童ゼロ」の継続に引き続き取り組むとともに、希望する全ての児童が認可保育所に入所できる環境を整えるため、計画的な施設整備により、認可保育所定員数を確保します。最新の情報は、随時、区ホームページや窓口等にてご案内していますので、ご覧ください。

## ● 区立保育園等の移転予定

既存の区立保育園・子供園は、「杉並区立施設再編整備計画」等に基づき、老朽化に伴う移転改築等を進めています。発行月時点の予定は下表のとおりです。追加や変更等がある場合は、随時、区ホームページや窓口等にて最新情報をご案内していきます。

施設名	移転時期等(予定)
高円寺北子供園	現園舎(旧杉並第四小学校北側校舎)で運営しながら南側校舎を改修し、令和4年度中に移転。
大宮保育園 ※	仮園舎(永福3-51-17)で運営中。令和5年4月に、新園舎(大宮2-16)へ移転。
永福北保育園 ※	令和5年度中に、現園舎(永福4-25-4)から、永福3-51-17の園舎へ移転。
成田保育園	令和4年3月22日に、新園舎(成田西1-28-18、旧成田西子供園跡地)へ移転。
天沼保育園 ※	令和5年11月に、現園舎(天沼2-42-9)から、(仮称)都営天沼二丁目団地内(天沼2-30)の新園舎へ移転。
久我山東保育園	令和5年2月に、現園舎(久我山5-24-19)から、新園舎(久我山5-17)へ移転。
高円寺東保育園	令和7年度中に、現園舎(高円寺1-28-4)から、旧杉並第八小学校跡地(高円寺2-40)に整備する複合施設へ移転。

※大宮保育園、永福北保育園、天沼保育園は民営化を予定しています。民営化の時期等については、P43をご確認ください。

## ●区立保育園の民営化について

持続可能な行財政運営を推進するため、行財政改革推進本部のもとに設置した「保育のあり方検討部会」の報告(平成29年9月)において、令和2年度から令和6年度までの5年間で、6園を民営化する方針を定めています。その方針に基づき、令和2年度に民営化した2園(荻窪保育園、中瀬保育園)に加え、令和4年度から令和6年度にかけて、発行月時点で、以下のとおり残り4園の民営化を予定しています。また、令和7年度以降の民営化方針については、令和4年度までに決定する予定です。

区立保育園の民営化に当たっては、在園中の児童への負担を最小限に留めるよう「区立保育園の運営を民間事業者へ引き継ぐためのガイドライン」に基づき、事業者へ区立保育園の保育を着実に引き継ぐよう取り組んでまいります。

施設名	民営化の時期(予定)	園舎等	運営事業者
荻窪保育園	令和4年4月	現園舎を使用し、民営化。	社会福祉法人不易創造館
大宮保育園	令和5年4月	新園舎(大宮2-16)に移転し、民営化。	令和3年度選定予定
天沼保育園	令和5年11月	(仮称)都営天沼二丁目団地内に新たに整備する園舎に移転し、民営化。また、令和5年4月から園舎移転までの間について、区立天沼保育園の運営を民営化後の運営事業者へ委託。	
永福北保育園	令和6年4月	永福3-51-17の園舎に移転し、民営化。	令和4年度選定予定

また、指定管理者制度を導入している公設民営園については、以下のとおり私立保育園に転換する予定です。

施設名	私立園化の時期(予定)	園舎等	運営事業者
荻窪北保育園	令和4年4月	現園舎を使用し、転換。	社会福祉法人和光会
高円寺北保育園			コンビニズ株式会社
高円寺南保育園			社会福祉法人けいわ会
上高井戸保育園	令和6年4月		事業者公募予定 (令和4年度末までに選定予定)
高井戸保育園	令和7年4月		事業者公募予定 (令和5年度末までに選定予定)
堀ノ内東保育園			事業者公募予定 (令和5年度末までに選定予定)

## ●区保育室及び区定期利用保育事業の今後について

区保育室及び区定期利用保育事業(以下、「保育室等」という。)は、待機児童解消対策のための臨時的事業として実施してきましたが、認可保育所等の整備を計画的に進めてきたことに伴い、利用者数が減少傾向にあります。そのため、平成30年度から保育室等の段階的な廃止に向けて取り組んできたところです。残る保育室等については、以下のとおり、令和6年度末までに計画的に廃止する予定です。

### 【保育室】

時期(予定)	令和3年度末 (令和4年3月)			令和4年度末 (令和5年3月)		令和5年度末 (令和6年3月)			令和6年度末 (令和7年3月)
名称(形態)	荻窪第三 (委託)	高円寺第二 (委託)	堀ノ内 (直営)	上井草西 (委託)	南阿佐ヶ谷 (直営)	下井草北 (委託)	荻窪第四 (委託)	高円寺 (委託)	若杉 (直営)

### 【定期利用保育事業】

時期(予定)	令和3年度末 (令和4年3月)				令和5年1月	令和4年度末 (令和5年3月)	
名称(形態)	善福寺 (直営)	和田堀 (委託)	高井戸北 (直営)	高井戸 (委託)	久我山東 (直営)	下井草 (委託)	南阿佐ヶ谷第二 (直営)

## 11 認可保育所等保育料について

区立・私立保育所や地域型保育事業所の保育料は、保育の実施に必要な経費の一部を、利用する児童の保護者に負担していただく費用です。なお、保育所の運営経費は、保護者の皆さんに負担していただく保育料と国・都・区の負担でまかなわれています。

今後も、持続可能な保育事業を行うため、また、住民サービス・住民負担の観点から適正な利用者負担に努めてまいりますので、納付期限内の納付など、ご協力をお願いいたします。

### 幼児教育・保育無償化

令和元年10月から、3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児を対象に保育料の無償化が開始となりました。

幼児教育・保育無償化は、幼児期の教育・保育が重要であること及び少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、全国一斉に実施されました。無償化に係る費用については、全額公費(国・都・区)で負担しています。

### 保育料の決定・支払方法について

①保育料は、児童の年齢と世帯の住民税額(区民税所得割)[1月1日現在の住所地の市区町村が、前年の所得に基づいて賦課します。]に応じて決定されます。

●世帯区民税所得割額・年齢区分・保育時間に応じて決定されます。

令和4年4月～令和4年8月分保育料:令和3年度区民税所得割額  
令和4年9月～令和5年3月分保育料:令和4年度区民税所得割額

※区民税所得割額によっては、年度の途中で保育料額が変更になる場合があります。

●賦課期日である1月1日に、国内に住居登録がなかった方は、杉並区民とみなして決定します。前年の所得を確認するため、給与証明書等をご提出ください。

●修正申告等により税額が変更になった場合は、保育料についても変更になる場合があります。

●税額が変更になった場合は保育課保育相談係までご連絡ください。

②納付期限経過分の保育料を滞納した場合(卒園児に関わる保育料を滞納している場合を含む。)

当該児童及び兄弟姉妹の申込みの際、**調整指数(P24・25参照)項番24(-10点)**を適用します。また地方税法の規定に基づき財産差押え等の処分を受けることがあります。

③支払方法

### 認可保育所・区立小規模保育事業所

原則として口座振替となります。口座振替の申込手続きに必要な「保育料口座振替(自動振込)依頼書」は、各保育所・保育課保育相談係・各子どもセンターにあります。

●口座振替の開始月は通知書でお知らせします。

●すでに入所中の兄弟姉妹が口座振替をご利用の場合は、改めての手続きは不要です。また、兄弟姉妹で別々の口座を利用することはできません。

●口座振替は、口座変更・廃止等のお申し出がない限り、翌年度以降も継続します。

●支払い期限は、**毎月末日です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。**

●口座名義は納付義務者(保護者)の名義にしてください。

### 私立小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業所

保育料の納付方法(口座振替等)や納期限、納付手続きにつきましては、各施設・事業者にご直接お問い合わせください。

# 【令和4年度認可保育施設保育料表】

(令和3年10月1日現在) (単位:円)

階層	税額区分	保育料(月額)						延長保育料(月額)※区立園の場合			
		0歳児		1・2歳児		3歳以上児		0歳児	1・2歳児	3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間				
A	生活保護世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	
B	区民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	500	500	500	
C	区民税均等割のみ課税世帯	2,200 (1,100)	2,100 (1,050)	2,000 (1,000)	1,900 (950)	0 (0)	0 (0)	600	600	600	
D1	区民税所得割課税世帯	2,800 (1,400)	2,700 (1,350)	2,600 (1,300)	2,500 (1,250)	0 (0)	0 (0)	600	600	600	
D2		5,000円以上 8,200円未満	3,700 (1,850)	3,600 (1,800)	3,400 (1,700)	3,300 (1,650)	0 (0)	0 (0)	600	600	600
D3		8,200円以上 11,100円未満	8,000 (4,000)	7,800 (3,900)	7,300 (3,650)	7,100 (3,550)	0 (0)	0 (0)	900	900	900
D4		11,100円以上 20,000円未満	9,900 (4,950)	9,700 (4,850)	9,100 (4,550)	8,900 (4,450)	0 (0)	0 (0)	900	900	900
D5		20,000円以上 33,300円未満	11,200 (5,600)	11,000 (5,500)	10,300 (5,150)	10,100 (5,050)	0 (0)	0 (0)	1,100	1,000	1,000
D6		33,300円以上 48,600円未満	18,400 (9,200)	18,000 (9,000)	16,900 (8,450)	16,600 (8,300)	0 (0)	0 (0)	1,800	1,600	1,100
D7		48,600円以上 57,700円未満	18,800 (9,400)	18,400 (9,200)	17,200 (8,600)	16,900 (8,450)	0 (0)	0 (0)	1,800	1,700	1,200
D8		57,700円以上 77,100円未満	22,900 (11,450)	22,500 (11,250)	21,000 (10,500)	20,600 (10,300)	0 (0)	0 (0)	2,200	2,100	1,300
D9		77,100円以上 97,000円未満	25,800 (12,900)	25,300 (12,650)	23,600 (11,800)	23,100 (11,550)	0 (0)	0 (0)	2,500	2,300	1,500
D10		97,000円以上 128,500円未満	28,300 (14,150)	27,800 (13,900)	25,900 (12,950)	25,400 (12,700)	0 (0)	0 (0)	2,800	2,500	1,700
D11		128,500円以上 169,000円未満	30,600 (15,300)	30,000 (15,000)	28,000 (14,000)	27,500 (13,750)	0 (0)	0 (0)	3,000	2,800	1,800
D12		169,000円以上 183,500円未満	33,000 (16,500)	32,400 (16,200)	30,200 (15,100)	29,600 (14,800)	0 (0)	0 (0)	3,300	3,000	2,000
D13		183,500円以上 211,200円未満	35,000 (17,500)	34,400 (17,200)	32,100 (16,050)	31,500 (15,750)	0 (0)	0 (0)	3,500	3,200	2,100
D14		211,200円以上 233,700円未満	37,200 (18,600)	36,500 (18,250)	34,100 (17,050)	33,500 (16,750)	0 (0)	0 (0)	3,700	3,400	2,200
D15		233,700円以上 256,300円未満	39,000 (19,500)	38,300 (19,150)	35,700 (17,850)	35,000 (17,500)	0 (0)	0 (0)	3,900	3,500	2,300
D16		256,300円以上 283,700円未満	41,000 (20,500)	40,300 (20,150)	37,600 (18,800)	36,900 (18,450)	0 (0)	0 (0)	4,100	3,700	2,400
D17		283,700円以上 301,000円未満	42,800 (21,400)	42,000 (21,000)	39,200 (19,600)	38,500 (19,250)	0 (0)	0 (0)	4,200	3,900	2,500
D18		301,000円以上 338,500円未満	44,600 (22,300)	43,800 (21,900)	40,900 (20,450)	40,200 (20,100)	0 (0)	0 (0)	4,400	4,000	2,500
D19		338,500円以上 366,000円未満	46,200 (23,100)	45,400 (22,700)	42,300 (21,150)	41,500 (20,750)	0 (0)	0 (0)	4,600	4,200	2,500
D20		366,000円以上 397,000円未満	48,000 (24,000)	47,100 (23,550)	44,000 (22,000)	43,200 (21,600)	0 (0)	0 (0)	4,800	4,400	2,600
D21		397,000円以上 435,400円未満	52,000 (26,000)	51,100 (25,550)	47,700 (23,850)	46,800 (23,400)	0 (0)	0 (0)	5,200	4,700	2,600
D22		435,400円以上 481,300円未満	58,600 (29,300)	57,600 (28,800)	53,700 (26,850)	52,700 (26,350)	0 (0)	0 (0)	5,800	5,300	2,700
D23		481,300円以上 540,800円未満	64,400 (32,200)	63,300 (31,650)	59,000 (29,500)	57,900 (28,950)	0 (0)	0 (0)	6,400	5,900	2,800
D24		540,800円以上 616,100円未満	69,000 (34,500)	67,800 (33,900)	63,200 (31,600)	62,100 (31,050)	0 (0)	0 (0)	6,900	6,300	2,800
D25		616,100円以上 715,000円未満	73,200 (36,600)	71,900 (35,950)	67,100 (33,550)	65,900 (32,950)	0 (0)	0 (0)	7,300	6,700	2,900
D26		715,000円以上 850,900円未満	77,500 (38,750)	76,100 (38,050)	71,000 (35,500)	69,700 (34,850)	0 (0)	0 (0)	7,700	7,100	3,000
D27		850,900円以上 1,150,000円未満	82,200 (41,100)	80,800 (40,400)	75,300 (37,650)	74,000 (37,000)	0 (0)	0 (0)	8,200	7,500	3,100
D28		1,150,000円以上 1,300,000円未満	89,000 (44,500)	87,400 (43,700)	82,200 (41,100)	80,800 (40,400)	0 (0)	0 (0)	8,900	8,200	3,400
D29		1,300,000円以上	92,400 (46,200)	90,800 (45,400)	89,000 (44,500)	87,400 (43,700)	0 (0)	0 (0)	9,200	8,900	3,700

- 保育料は、世帯(認定保護者等)の区民税所得割額の合計額に基づく階層、クラス年齢(歳児)及び保育必要量(標準時間:11時間まで、短時間:8時間まで)の区分で決まります。
- 保育料を決定する際の区民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除(ふるさと納税を含む)等を適用しない税額となります。
- 保育短時間の保育料は、各階層区分の保育標準時間の保育料の概ね98.3%の額です(100円未満切り捨て)。
- 多子軽減に該当する場合、第2子の保育料は表中の( )内の額、第3子以降の保育料は無料になります(延長保育を除く)。
- 延長保育料は区立園(公設民営園を除く)の保育料です。私立園・公設民営園・地域型保育事業所については、各施設にご確認ください。
- ※区立園(公設民営園を除く)の保育短時間の延長保育は延長スポット保育のみで、月ぎめの設定はありません。
- ※区立園(公設民営園を除く)の生活保護世帯、非課税ひとり親世帯等の要保護世帯は、延長保育料が免除になります。
- 賦課資料が確認できない場合は、D29階層となります。
- 保育料は改訂される場合がありますので、ご了承ください。

## 保育料の減免制度及び負担軽減について

### 【負担軽減制度】

#### 要保護世帯等

ひとり親世帯、または保護者と同一世帯内に心身障害者等(※)に該当する方がいる場合、世帯の区民税所得割額が77,101円未満の世帯で、保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて1番目の子(第1子)の保育料は半額(保育料の上限が9,000円となる)となります。2番目(第2子)以降の子の保育料は無料となります。

#### 多子世帯

保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて2番目の子(第2子)の保育料は半額(保育料表の下段( )内の金額)、3番目(第3子)以降の子の保育料が無料となります。

※心身障害者等とは…

身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていない障害者又は障害児

- 区で負担軽減の対象世帯と確認できた方は、負担軽減が適用された保育料額で決定しますので、手続きは不要です。
- 区で負担軽減の対象世帯と確認できない方は、「保育料等減額申請書」及び必要書類の提出が必要となります。必要書類については、申請書に記載されていますのでご確認ください。

※「保育料等減額申請書」は、区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。

保育料の減免制度及び負担軽減については、変更となる場合があります。





## 【減免制度】

条件に該当する場合は、保育料が減額または免除になります。

- 「保育料等減免申請書」のほか、必要書類の提出が必要となります。必要書類は、条件により異なりますので、保育課保育相談係までお問い合わせください。  
※「保育料等減免申請書」は、区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。
- 保育料減免の適用開始は、申請した月からです。4月分からの適用を受けるためには、4月末日(必着)までに申請する必要がありますのでご注意ください。
- 適用期間は条件によって異なりますが、最長で年度末までです。
- 減免の条件に該当しても、計算の結果により減免にならない場合があります。
- 減免制度は改正される場合がありますのでご了承ください。

## 保育料の減免制度

(令和3年10月1日現在)

条件番号	条件	必要書類 「保育料等減免申請書」は 全条件必要となります。	適用期間	適用額
1	①生活保護法による保護を受けたとき ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 ③都道府県知事から委託を受けた児童を養育している里親	生活保護受給証明書、または給付を受けていることが確認できる書類、または里親であることが確認できる書類	申請当月のみ ※翌月から階層変更によりA階層になります。	A階層の基準額
2	その世帯の収入額が生活保護法による基準額に満たないとき	収入額が生活保護法による基準額に満たないことが確認できる書類	申請当月のみ	A階層の基準額
3	今年度分の区市町村民税が、地方税法第295条の規定により非課税となったとき又は第323条の規定により免除されたとき	非課税または免除であることが確認できる書類	今年度分区市町村民税が適用されるまで	B階層の基準額
4	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(損害保険等受領額を控除する)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は、地方税法の例による) ※事業用のは除きます。	・り災証明書(災害の場合) ・保険金の支払い通知書の写し ・被害額に分かるものの写し	年度末まで	お問い合わせください。
5	同一世帯に次のいずれかと月ごめ保育契約をしている児童がいる場合 →認証保育所、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、東京都の指導監督基準を満たす証明書の交付を受けた認可外保育施設 ※P46の負担軽減制度と重複しての適用はできません。	受託証明書	事由がなくなるまで	5階層低位の階層の基準額
6	同一世帯に次のいずれかに該当する者がいる場合 →身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者福祉手帳1～2級、要介護5の認定 ※P46の負担軽減制度と重複しての適用はできません。	手帳の写し	事由がなくなるまで	1階層低位の階層の基準額

## 12 杉並区保育室

待機児童を解消するための対策として、区が整備している認可外の保育施設です。  
区が運営している直営型と、民間事業者が運営している委託型があります。

- 【対象児童】** 次の要件をすべて満たす方  
 (1)杉並区に住民登録(利用希望月の前月末日までに杉並区に転入予定がある場合を含む)があり、集団保育が可能な児童  
 (2)保護者が利用開始日(月の初日)現在、保育の必要性の認定を受け認可保育所等への入所申込をしたが入所に至らなかった児童
- 【保育内容】** 保 育 日:月曜日から土曜日(祝日・年末年始を除く)  
 保育時間:7時30分から18時30分までの保育を必要とする時間  
 ※延長保育はありません。
- 【利用期間】** 令和6年度末までに計画的に廃止する予定です。  
 そのため、各保育室の利用期間には、限りがあります。
- 【利用申込み】** 「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」に認可保育所等の希望とともに、希望する区保育室を最大2か所まで記入できます。(区保育室のみの希望はできません。)
- 【利用調整について】** 認可保育所等の利用調整で内定に至らなかった場合に、区保育室を希望している方から認可保育所等と同様の方法で、利用調整を行います。

**【ご注意】**

区保育室に入所後であっても、認可保育所等の申込有効期間内は引き続き認可保育所等の利用調整の対象になります。認可保育所等に入所が内定した場合、認可保育所等に入所となることから、区保育室は自動的に退室の扱いとなります。認可保育所等の内定を辞退した場合も、区保育室に残ることはできませんので、希望する認可保育所等は十分に検討してください。

また、区保育室に入所したことで認可保育所等の利用を当面希望しない場合は、入所後に別途「保育所等(利用・転園・延長)申込取下届」をご提出ください。

- 杉並区保育室一覧** ※場所は杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」でご確認ください。  
 今後認可保育所等の整備状況により、定員及びクラス別の定員構成の変更をする場合があります。  
 P42・43「今後の保育施設の整備予定について」もあわせてご確認ください。

	園コード	保育室名	所在地・電話	定員(名)						備考
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
直営型	1	1001935 南阿佐ヶ谷 ※1	成田東5-41-7 杉並区職員会館内 ☎03-3220-1773	—	28	—	—	—	28	
	2	1001936 若杉 ※2	天沼3-15-20 ☎03-3391-6533	—	16	54			70	
委託型	3	2001946 高円寺 ※3	高円寺北2-1-24 Core高円寺ビル1・2階 ☎03-5327-6721	13	26	—	—	—	39	9週目以上
	4	2001953 荻窪第四 ※3	荻窪5-26-9 シェモア荻窪参番館2階 ☎03-6915-1880	6	19	23	—	—	48	9週目以上
	5	2001962 上井草西 ※1	今川4-8-22 上井草会議室1階 ☎03-3395-0595	—	16	—	—	—	16	
	6	2001963 下井草北 ※3	下井草4-30-2 井草区民事務所2階 ☎03-3399-8813	—	30	—	—	—	30	

- ※1 南阿佐ヶ谷及び上井草西は、令和4年度末に廃止する予定です。  
 ※2 若杉は、令和6年度末に廃止する予定です。  
 ※3 高円寺、荻窪第四及び下井草北は、令和5年度末に廃止する予定です。

## 杉並区保育室保育料について

令和4年度保育料

(令和3年10月1日現在)

歳児/時間/税額		非課税	2万円未満	2万円以上	14万円以上	35万円以上	56万円以上	85万円以上
0～2歳児	8時間まで	0円	7,000円	13,000円	27,000円	45,000円	50,000円	60,000円
	11時間まで	0円	10,000円	16,000円	30,000円	49,000円	55,000円	66,000円

※3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児は、幼児教育・保育無償化により、利用者負担額が無料となっています。

### 保育料の決定について

世帯区民税所得割額・年齢区分・保育時間に応じて決定されます。

令和4年4月～令和4年8月分保育料:令和3年度区民税所得割額  
令和4年9月～令和5年3月分保育料:令和4年度区民税所得割額

- 賦課期日である1月1日に、国内に住居登録がなかった方は、杉並区民とみなして決定します。前年の所得を確認するため、給与証明書等をご提出ください。
- 修正申告等により税額が変更になった場合は、保育料についても変更になる場合がありますので、保育課保育相談係までご連絡ください。

### 支払方法について

原則として口座振替となります。口座振替の申込手続きに必要な「保育料口座振替(自動振込)依頼書」は、各保育室・保育課保育相談係・各子どもセンターにあります。

- 口座振替の開始月は通知書でお知らせします。
- すでに入所中の兄弟姉妹が口座振替をご利用の場合は、改めての手続きは不要です。また、兄弟姉妹で別々の口座を利用することはできません。
- 口座振替は、口座変更・廃止等のお申し出がない限り、翌年度以降も継続します。
- 支払い期限は、毎月末日です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
- 口座名義は納付義務者(保護者)の名義にしてください。

## 杉並区保育室保育料の負担軽減

### 対象者について

次に該当する方は、保育料が無料または半額となる場合があります。申請月から適用されますので、「保育室保育料の負担軽減にかかる申出書」と必要書類を添えて、忘れずに手続きをしてください。

\* 申請理由により必要な書類が異なりますので、申請理由に応じた書類のご提出をお願いします。

(令和3年10月1日現在)

適用額	対象者	必要書類
無料	①生活保護の受給者	生活保護受給証明書
	②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者	給付を受けていることが確認できる書類
	③都道府県知事から委託を受けた児童を養育している里親	里親であることが確認できる書類
	④保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて第3子以降(※1)	住民票が別の場合、生計が一であることを確認できる書類
	⑤世帯区民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯で生計を一にする子のうち年齢順に2番目以降の子	住民票が別の場合、生計が一であることを確認できる書類
	⑥世帯区民税所得割額77,101円未満の世帯で同一世帯に心身障害者等(※2)がいる世帯で生計を一にする子のうち年齢順に2番目以降の子	心身障害者等であることが確認できる書類
半額	①保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて第2子(※1)	住民票が別の場合、生計が一であることを確認できる書類
	②世帯区民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯で生計を一にする子のうち年齢順に1番目の子	住民票が別の場合、生計が一であることを確認できる書類
	③世帯区民税所得割額77,101円未満の世帯で同一世帯に心身障害者等がいる世帯で生計を一にする子のうち年齢順に1番目の子	心身障害者等であることが確認できる書類
再計算	①支給認定子どもに係る支給認定保護者又は当該支給認定子どもの扶養義務者が、婚姻によらないで母又は父となった者であって現に婚姻していないものであるとき	戸籍謄本の写し
	②その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(損害保険等受領額を控除する)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は、地方税法の例による) ※事業用のものは除きます。	・り災証明書(災害の場合) ・保険金の支払い通知書の写し ・被害額の分かるものの写し

※1 無料④・半額①に該当する方について、区で負担軽減の対象世帯と確認できた場合は負担軽減が適用された保育料額で決定しますので、手続きは不要です。

※2 心身障害者等とは…

身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていない障害者又は障害児

### 手続きについて

**注意** 申請月から適用されます。  
適用期間は条件によって異なりますが、最長で年度末までです。

- 「保育室保育料の負担軽減にかかる申出書」と必要書類の提出が必要となります。必要書類は、保育所利用申込等で既に提出している場合、公簿等で確認ができる場合は省略できることがあります。
- 「保育室保育料の負担軽減にかかる申出書」は、区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。

## 13 杉並区定期利用保育事業

定期利用保育事業とは、児童の一時預かりを1か月単位で継続的に行う事業です。  
区が運営している直営型と、民間事業者が運営している委託型があります。

- 【対象児童】** 次の要件をすべて満たす方  
(1)杉並区に住民登録(利用希望月の前月末日までに杉並区に転入予定がある場合を含む)があり、集団保育が可能な児童  
(2)保護者が利用開始日(月の初日)現在、就労・疾病などの事由により児童を保育することができず、保育の必要性の認定を受け認可保育所等への入所申込みをしたが入所に至らなかった児童
- 【保育内容】** 保育日:月曜日から土曜日(祝日・年末年始を除く)  
保育時間:7時30分から18時30分までの保育を必要とする時間  
※延長保育はありません。
- 【利用期間】** 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(但し久我山東は、令和5年1月まで)  
※1か月単位の利用更新で最長1年間利用可能
- 【利用申込】** 「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」に認可保育所等の希望とともに、希望する区定期利用保育事業を1か所記入できます。  
**(区定期利用保育施設のみ希望はできません。)**
- 【利用調整について】** 認可保育所等の利用調整で内定に至らなかった場合に、区定期利用保育施設を希望している方から認可保育所等と同様の方法で、利用調整を行います。

### 【ご注意】

区定期利用保育施設に入所後であっても認可保育所等の申込有効期間内は引き続き認可保育所等の**利用調整の対象になります**。認可保育所等に入所が内定した場合、**認可保育所等に入所となることから区定期利用保育施設は自動的に退所の扱いとなります**。認可保育所等の内定を辞退した場合も、区定期利用保育施設に残ることはできませんので、希望する認可保育所等は十分に検討してください。

また、区定期利用保育施設に入所したことで認可保育所等の利用を当面希望しない場合は、入所後に別途「保育所等(利用・転園・延長)申込取下届」をご提出ください。

### POINT

- 今後認可保育所等の整備状況により利用施設、利用定員及び年齢区分が変更になる場合があります。
- アレルギーへの対応等は、面接の際に直接、施設へご相談ください。
- 行事や遠足などは施設によって内容が異なります。
- 認可保育所等への将来の入園が決定したものではありませんのでご注意ください。

- 【利用料について】** 補助金の制度はありません。  
利用料は月払いです(給食・おやつ代を含む)。

●杉並区定期利用保育施設一覧 ※場所は杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぽよ」でご確認ください。

今後認可保育所等の整備状況により、定員及びクラス別の定員構成の変更や年度末での事業終了の対象になる場合があります。P42・43「今後の保育施設の整備予定について」もあわせてご確認ください。

区分	園コード	施設名 (所在地)	利用定員と年齢区分 (4月1日時点の年齢)				利用時間等と利用料	運営事業者
			0歳	1歳	2歳	計		
委託型施設	1001970	下井草 ※1 下井草4-21-9 北公園緑地事務所内	—	18		18	月曜日から土曜日 (祝日・年末年始除く) 7時30分から18時30分のうち 最大11時間まで ※延長保育はありません。	株式会社 ピノコーポレーション 施設連絡先 ☎03-5311-8331
	1001940	久我山東 ※2 久我山5-24-19 区立久我山東保育園2階	—	15		15	利用料月額 4時間まで 16,500円 8時間まで 28,000円 11時間まで40,000円 ※区民税非課税世帯は、幼児教育・保育無償化により、利用者負担額が無料となります。 ※多子世帯等の負担軽減は適用ではありません。	杉並区 久我山東 ☎03-5370-1480
区直営施設	2001943	南阿佐ヶ谷第二 ※1 阿佐谷南3-7-3 阿佐ヶ谷進和ビル1・2階	—	10	10	20		南阿佐ヶ谷第二 ☎03-3398-5230

※1 下井草及び南阿佐ヶ谷第二のは、令和4年度末に廃止する予定です。

※2 久我山東は、令和5年1月に廃止する予定です。

なお、上記の区の事業として行っているほかに、私立認可保育所の空きスペースや専用施設で実施する定期利用保育事業もあります。年度によって実施施設が異なりますので、最新の情報は区ホームページでご確認ください。



## 14 申込み後の手続き等について

各種届出は保育課保育相談係または各子どもセンターで受付しています。郵送の場合は、簡易書留・レターパック等で締切日までに保育課保育相談係に届くように送付してください(必着)。太字の書類は杉並区所定の様式です。区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。

### 【1】申込み後に変更する場合の届出について

以下の変更事項に該当する場合は書類を提出してください。

変更事項	必要書類	
	認可保育所・地域型保育事業	区保育室・区定期利用保育施設
希望保育施設を変更する	希望保育施設等変更届	希望保育室変更届
	※変更を希望する月の締切日までに提出してください。	
申込みを取上げる	保育所等(利用・転園・延長)申込取下届	保育室入所申込取下届 杉並区定期利用保育事業利用申込取下届
	入所の意思がなくなった時点で速やかに提出してください。 ※認可保育所・地域型保育事業の申込みを取上げると、自動的に区保育室・区定期利用保育施設の申込みも取下げとして扱います。	
内定を辞退する	保育所等(利用・転園・延長)申込取下届	保育室入所申込取下届 杉並区定期利用保育事業利用申込取下届
	保育課保育相談係と内定した保育施設に辞退する旨を連絡のうえ、速やかに提出してください。入所の前月末日までに提出されないと保育料がかかる場合があります。内定辞退後、改めて保育所を希望する場合は、再度申込みが必要です。	

### 【2】申込み後、申込有効期間内に状況が変わった場合の届出について

●申込み後、申込有効期間内に、以下のように状況が変わった場合は、至急保育課保育相談係までご連絡ください。

- 仕事を辞めた、転職した
- 就労内定先が変わった
- 勤務時間や日数が変わった
- 育児休業を延長した等



これらのことにより利用調整時の指数が下がった場合には、入所の内定を取消します。また、入所後に判明した場合には退所となります。

- 保育施設の入所は、保護者の保育が必要な事由により「指数」を算定し決定します。そのため、利用申込時の状況が継続していることが必要です。
- 指数の算定は、申込締切日までに提出された書類によることとしています。入所までの期間は提出された書類の内容に変更がないものとして利用調整を行います。状況が変わった場合はP54の表「状況が変わった場合の届出について」を確認のうえ、必要な手続きをしてください。
- 調整指数、同一指数の場合の優先順位に係る変更は、必要書類が各月の申込締切日までに提出された場合、利用調整に反映します。

●状況が変わった場合の届出について

変更事項	必要書類
住所が変わった(区内転居)	<b>届出事項変更届</b> ●区内転居の手続き後に、提出してください。
出産休暇または育児休業を取得していた勤務先に復職をした	<b>復職証明書</b> ●復職日以降に勤務先から証明を受けてください。
育児休業を延長した	<b>育児休業取得(予定)証明書</b> ●延長後の育児休業期間を勤務先から証明を受けてください。
退職をした 転職をした P55参照	保育課保育相談係に速やかに電話連絡のうえ、①②③をそれぞれ提出できる時期に提出してください。 ①前職の離職日がわかる書類(離職票、源泉徴収票、退職証明書の写し等) ②新しい勤務先の <b>就労証明書</b> (就労開始) ③新しい勤務先での就労開始2か月を目途に、 <b>就労証明書</b> (満1か月以上の実績入り)
求職活動で申込み後に、内定した	<b>就労証明書</b> ●内定先から証明を受けてください。
就労内定・求職活動で申込み後に、就労を開始した	①就労を開始したら、 <b>就労証明書</b> (就労開始) ②就労開始2か月を目途に、 <b>就労証明書</b> (満1か月以上の実績入り)
自営業で就労再開した	①就労を再開したら、 <b>就労状況申告書</b> (再開) ②就労再開2か月を目途に、 <b>就労状況申告書</b> (満1か月以上の実績入り) ③②と同時に、売上がわかる資料
勤務日数・時間が変わった	<b>就労証明書</b>
その他、家庭状況が変わった	結婚・離婚をした、その他家庭状況が変わった時は保育課保育相談係までご連絡ください。

## 15 入所直後に必要となる手続き

以下の「申込時の状況」に該当する方は、就労状況を確認する必要がありますので、**事実発生日以降に作成した必要書類**を速やかに提出してください。提出された書類の内容によっては追加で書類を依頼する場合があります。

※太字の書類は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷可

申込時の状況	必要書類	備考
出産休暇中または育児休業中等	<b>復職証明書</b>	●復職日以降に勤務先から証明を受け、入所月の20日までに提出してください。 (期日までに提出が困難な場合は入所月の20日までに「復職証明書提出期限延長願い」を提出してください。) ※復職日・復職内容を確認します。入所月中に、育児休業を取得していた勤務先に休業前と同じ勤務条件で復職することが必要です。あわせてP16も確認してください。 ※復職後に時間短縮制度を取得する際の保育必要量は、時間短縮後の勤務時間で認定します。
自営業で就労再開予定	① <b>就労状況申告書</b> (再開) ② <b>就労状況申告書</b> (実績入り) ③売上がわかる資料	●入所月中に就労を開始し、①を速やかに提出してください。 ●就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績を記入した②・③を提出してください。
就労内定(就労拡大予定を含む)	① <b>就労証明書</b> (就労開始) ② <b>就労証明書</b> (実績入り)	●入所月中に就労を開始し、就労開始後に①を就労開始日以降の証明日で勤務先から証明を受け、速やかに提出してください。 ●就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績が記入された②を提出してください。
求職活動	①変更届(就労の旨) ② <b>就労証明書</b> (就労予定) ③ <b>就労証明書</b> (就労開始) ④ <b>就労証明書</b> (実績入り)	●入所後、90日を経過する日が属する月の末日までが入所期限になります。求職活動を行い、期限内に就労(月48時間以上)を開始し、すみやかに <b>就労証明書</b> を提出してください。 ●4月入所の場合は6月末までが在園期間になります。7月以降も引き続き在園を希望する場合は、7月入所申込締切日(P7参照)までに、既に就労開始している場合は③、まだ就労開始していない場合は②(7月1日までに就労を開始することが確認できるもの)を提出してください。 ②を提出した方は、7月1日までに就労を開始し、③を提出してください。 就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績が記入された④を提出してください。



## 16 入所中の手続き等について

保育施設利用にあたっての重要事項になります。  
必ずお読みいただき、必要な手続きを把握しておいてください。

届出いただいた状況に変更があったとき等、以下に当てはまる場合は書類の提出が必要です。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 【1】仕事内容が変わる       | 【5】継続通園をする       |
| 【2】出産予定がある        | 【6】保育所を1か月以上休園する |
| 【3】別の保育施設へ転園を希望する | 【7】認定事由の現況確認     |
| 【4】保育施設を退所する      | 【8】その他           |

- 注意**
- 届出がないことが後から判明したときは、退所していただく場合があります。または、兄弟姉妹の新たな入所申込時に調整指数(P24・25)項番23(過去違反: -5点)を適用する場合があります。
  - 太字の書類は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。
  - 「変更届」は各保育施設・保育課保育相談係・各子どもセンターにあります。変更届は2枚複写になっています。1枚目は保育施設に提出、2枚目は保育課保育相談係・各子どもセンターに提出してください。

### 【1】仕事内容が変わる

仕事内容が変わることにより、入所時の指数から下がる場合には、退所となります。

保護者の状況	必要書類
勤務日数・時間が変わった	①変更届 ② <b>就労証明書</b> (外勤)・ <b>就労状況申告書</b> (自営)
部署の異動があった	①変更届
退職をして別の会社に就職した	①変更届 ② <b>就労証明書</b> (就労開始) ③前職の離職日がわかる書類 ..... ④ <b>就労証明書</b> (実績入り) ※④は就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績が記入されたものを提出してください。
退職をして、自営業を開始した	①変更届 ② <b>就労状況申告書</b> (就労開始) ③前職の離職日がわかる書類 ④仕事の内容がわかる資料(開業届・契約書等)写し ..... ⑤ <b>就労状況申告書</b> (実績入り) ⑥就労実績が確認できる書類(通帳の写し等) ※⑤+⑥は就労開始2か月を目途に、満1か月の実績を記入・確認できるものを提出してください。

### 転職をする場合

- 間を空けて転職すること(求職期間)は認めません。 ※起業準備期間は求職期間とみなします。ただし、会社都合の解雇や倒産等、やむを得ない事情の場合にはご相談ください。
- 育児休業中に申し込んだ方が、復職しないまま転職した場合は退所となります。

## [2] 出産予定がある

出産予定がある場合は以下のとおり手続きをしてください。

また、「A育児休業を取得する方」と「B育児休業がない方」では手続きが異なりますのでご注意ください。

### 産前休暇に入る

産前休暇に入る前月末日までに、**変更届を提出**する。

- 「その他」の欄に①～③を記載してください。
  - ①産休開始日 ②出産予定日 ③育児休業の有無
- 産休中に保育短時間の預かりを希望の方は「その他」の欄にその旨を記載してください。

### 出産した

出産後速やかに、**変更届を提出**する。

- 「世帯員増」の欄に①～③を記載してください。
  - ①生まれた子の名前 ②生まれた子の生年月日 ③理由:出産のため

AまたはBの状況により保育課保育相談係から㉞①または㉞を送付します。

### A育児休業を取得する方

- ㉞育児休業取得(予定)証明書・勤務先に依頼
  - ①育児休業届:保護者が記入
- ※追加書類(社則等)を依頼する場合があります。

#### 育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する場合の特例

●育児休業を取得する場合、最長で出生児が満2歳になる年度の末日まで上の子の保育所利用が可能です。さらに出生児のなれ保育がある場合は、その終期まで利用を継続できます。なれ保育終了後は速やかに復職してください。

**復職していない場合は退所となります。**

- 育児休業中は「保育短時間」の預かりになります。
- 上記期間中であっても在園中の児童が入・転所した場合は復職が必要です。

#### POINT

父母が“重複”して育児休業を取得できる期間は、最大で29日間となります。30日以上父母が重複して育児休業を取得する場合は保育の必要性が認定されず退所となります(母の出産休暇中に父が育児休業を取得する期間は含まない)。

㉞①を提出

- 保育必要量と認定有効期間を変更した認定通知書を、保育課保育相談係から送付します。
- 月を遡って保育必要量を変更することはできません。
- 育児休業終了日または出生児が満2歳になる年度の末日のどちらか早い方までが、認定の有効期間となります。

### 育児休業を延長する

- 認定が切れる前に、**育児休業取得(予定)証明書**を提出する。
- 延長後の育児休業期間について、勤務先からの証明を取得してください。

### B育児休業がない方

- ㉞復職(就労再開)に関する確認書

- 出産月の翌月から最長4か月間までお預かりいたします。(例)6/10出産の場合、**11/1に就労再開必須**
- 育児休業がなく、産後就労意思がない場合、出産月の翌月から2か月で退園となります。

㉞を提出

### 就労再開する

再開後速やかに、**就労状況申告書(就労再開)**を提出する。

### 満1か月以上の就労実績が出た

- 就労再開2か月を目的に、①②を提出する。
- ①就労状況申告書(実績入り)
  - ②売上がわかる書類

### 復職する

復職月の前月末日までに、**変更届**を提出する。

- 「その他」の欄に①～③を記載してください。
    - ①復職予定日
    - ②保育必要量の切替え月
    - ③希望する保育必要量(記載例)4月15日に復職予定のため、4月から保育標準時間を希望する。
- 復職後に、**復職証明書**を提出する。
- 復職した後に、勤務先からの証明を取得してください。

※月ぎめの延長保育を利用中の場合は産休取得月から利用できなくなります。

利用中の方は各施設と調整してください。区立保育園に在籍中の方は「延長保育辞退届」を提出してください。

### [3]別の保育施設へ転園を希望する

入所申込と同様に利用調整を行います。

#### 認可保育所・地域型保育事業所在園の場合

- 【申込窓口】** 保育課保育相談係または各子どもセンター  
**【申込締切日】** 入所申込みと同様。(P7表1参照)  
※申込書の有効期限は、申込日から6か月間です。(P7表2参照)  
**【必要書類】** 「保育所等転園申込書」、保育の必要性を確認する書類(P8・9参照)  
**【その他注意事項】** ●転園希望の保育所に決まった場合は、元の園には戻れません。  
●保護者が育児休業中の場合は転園月中に復職が必要です。  
●杉並区外の保育所への転園を希望する場合は、P20【6】を参照してください。  
●認可保育所から保育室・定期利用保育施設への申込みはできません。

#### 区保育室在室で他の区保育室に転室を希望する場合

- 【申込対象】** ●次のいずれかを満たす場合に限り転室の申込みができます。  
・区内転居により、現保育室への通室が困難になった場合  
・兄弟姉妹が別々の保育室に通っている場合  
**【申込窓口】** 保育課保育相談係または各子どもセンター  
**【申込締切日】** 入所申込みと同様。(P7表1参照)  
※申込書の有効期限は、申込日から6か月間です。(P7表2参照)  
**【必要書類】** 「保育室転室申込書」、保育の必要性を確認する書類(P8・9参照)  
**【その他注意事項】** ●転室が決まった場合は、元の保育室には戻れません。  
●保護者が育児休業中の場合は転室月中に復職が必要です。  
●保育室在室の方が認可保育所・地域型保育事業所を申込み場合は「利用申込」となります。

### [4]保育施設を退所する

以下の書類を速やかに提出してください。

在籍施設	必要書類
認可保育所等	認定事由の消滅届 兼 保育園退園(継続通園)届
区保育室	杉並区保育室退所届
区定期利用保育施設	杉並区定期利用保育事業利用取止め(退所)届

- 毎月1日に在籍している児童に対して保育料がかかります。  
※月の途中で退所しても日割り計算はありません。  
●申込み時の入所要件がなくなった場合には、退所となります。

## [5] 継続通園をする

区外に転出後、在園中の杉並区内の認可保育所等に引き続き通園を希望する場合は、以下の手続きが必要です。

- 継続可能な期間は、施設によって異なりますので、ご注意ください。
- 転出をする前に必ず杉並区保育課保育相談係までご相談ください。

### 認可保育所・地域型保育事業在園の場合 ※居宅訪問型保育事業は除く

#### 【継続可能期間】

転出月時点のクラス	入所後3か月以内の転出	入所後4か月以降の転出	
		杉並区内の在勤・在学(保護者のいずれか)	
		なし	あり
0～3歳児	転出後3か月まで	年度末まで	卒園まで ※
4～5歳児	転出後3か月まで	卒園まで	卒園まで

※0～3歳児クラスに在園中で、途中で保護者のいずれもが杉並区内の在勤・在学がなくなった場合は、その年度末までの利用となります。

- 居宅訪問型保育事業については、転出日以降は利用できません。

#### 【手続き】

杉並区に「認定事由の消滅届兼保育園退園(継続通園)届」を提出後、転出先の自治体で継続通園の申込み手続きを行ってください。必要書類は事前に転出先の自治体に確認してください。

#### 杉並区での手続き

「認定事由の消滅届兼保育園退園(継続通園)届」を杉並区に提出してください。

※退園年月日は転出する月の末日を記入してください。

※理由欄において、「転出後、現保育園への継続通園」を「希望する」に○をしてください。

#### 転出先の自治体での手続き

転出した月の末日(土・日・祝日の場合は、その前の開庁日)までに、転出先の自治体で転入届けを提出後、継続通園の申込み手続きを行ってください。必要書類は転出先の自治体に確認してください。

※必要な手続きを期限内に行わなかった場合は、継続通園できなくなることがあります。

#### 延長保育を利用している場合

- 区立保育所で月ごめ延長保育を利用中の場合、転出後翌月からは利用できません。

ただし、延長スポット保育は空きがあれば利用できます。

- 私立保育所または公設民営保育所を利用中の場合は、各保育所にご相談ください。

### 区保育室・区定期利用保育施設の場合

- 利用期間は、転出月までとなります。
- P57[4]保育施設を退所するを確認し、必要書類を提出してください。

## [6] 保育所を1か月以上休園する

### 1か月以上休園する場合

保育所は、60日を超えて休園することはできません。

**【注意】** 休園期間中であっても、月々の保育料は通常どおりかかります。

休園中に1日登園したり、年度が変わった場合でも、

**【必要書類】** 休園開始前: 「変更届」に休園期間を記載して提出してください。

登園再開: 「変更届」に登園再開日を記載して提出してください。

### 保育の利用を停止する場合

在園中の児童が病気やケガ等で月の初日から末日まで続けて1か月以上休む場合は、保育の利用の停止をすることができます。ただし、2ヶ月を限度とします。

**【注意】** ●停止期間中は、保育料を免除することができます。

●届出を受理した日の翌月の初日から適用されるため、早めに保育課保育相談係へご連絡ください。

**【必要書類】** ①「保育の利用停止願い」

②具体的な療養期間の記載が入った医師の診断書等

## [7] 認定事由の現況確認

●年度ごとに、翌年度の認定事由の現況確認を行います。

●例年、12月下旬から1月上旬頃に利用継続手続きと認定事由の現況確認に必要な書類の提出についてお知らせします。

●利用継続の要件が確認できれば継続利用となり、利用継続の要件がない場合は退所となります。

●保育料等決定通知と大切なお知らせを4月中旬頃発送します。

## [8] その他

以下に該当する場合は必要書類を提出してください。

状況		必要書類
氏名・住所・電話番号・保護者(世帯主)の変更等		①変更届
結婚した		①変更届 ②結婚相手の保育要件が確認できる書類 ③マイナンバー記入用紙
離婚した		①変更届 ②保護者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書(継続認定通知書)の写し
保育必要量を変更したい		①変更届 ※就労証明書の添付が必要になる場合があります。 ※前月の末日までに提出してください。
保育時間変更	区保育室	①杉並区保育室の保育(利用)時間について ※変更月前月の末日までに施設に提出してください。
	区定期利用保育施設	①杉並区定期利用保育施設の保育(利用)時間について ※変更月前月の末日までに施設に提出してください。
認定通知書を汚した・紛失した		①認定通知書再交付申請書
その他、状況が変わった		保育課保育相談係までご相談ください。

## 17 家庭福祉員・家庭福祉員グループ・グループ保育室

利用者と保育施設の直接契約になります。保育内容・保育時間・児童の体質などについて十分話し合ったうえで契約してください。なお、利用にあたっては「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。(P2参照)

### ●家庭福祉員(保育ママ)・家庭福祉員グループ

一定の資格を持ち、区長の認定を受けた保育経験者が、家庭的な雰囲気を大切にしながら保育します。

(令和3年10月1日現在)

	氏名	定員	電話番号	住所	最寄駅
家庭福祉員 (保育ママ)	① 中田 美香	5名	03-6762-1122	成田東2-9-6	JR阿佐ヶ谷駅より関東バス 善福寺川緑地公園前下車(徒歩5分)
	② 石川 禎子	5名	03-5377-7451	高円寺南3-7-6	丸ノ内線 新高円寺駅(徒歩6分)
	③ 木村 環 ※	5名	03-5942-1231	永福2-6-21	京王線 下高井戸駅(徒歩8分)、京王井の頭線 永福町駅(徒歩10分)
グループ 家庭福祉員	「アレーズ」 ④ 今井七津子	6名	03-3337-4337	高円寺北3-28-12 メゾンあづみ野101	JR高円寺駅(徒歩7分)

※給食の提供があります。

### 【対象児童】

- ① 杉並区に住民登録のある方(杉並区外に転出すると、杉並区の家福祉員には預けられません)
- ② 「保育の必要性の認定」を受けた方(P2参照)
- ③ 生後7週～2歳児で、健康であること
- ④ 児童をお預かりする家庭福祉員と3親等以内の親族関係にないこと

### 【保育内容】

保 育 日:月曜日から土曜日(祝日・年末年始・家庭福祉員の休暇(年次・夏期・慶弔)・家庭福祉員の研修日(年に数回あります)を除く)

保育時間:午前8時30分から午後5時まで

### 【保育料】

基本料金(月額)月から金:8時間・23,000円、月から土:8時間・25,000円

時間外料金(1時間につき)500円

※区民税非課税世帯は幼児教育・保育無償化により、利用者負担額が無料となります。

その他に別途雑費が必要になります。

なお、雑費及び時間外料金等は幼児教育・保育無償化対象外となります。

※保育料の負担軽減制度があります。負担軽減制度については、保育課保育支援係にお問い合わせください。

【保護者が毎日用意するもの】 ミルク・食事・おむつ・着替えなどの月齢に応じたもの等

### ●グループ保育室

杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営しています。また、保育料に対する補助金制度があります。

(令和3年10月1日現在)

保育室名(運営事業者)	所在地・電話	定員 7週目～2歳児	開所時間	保育料			
				8時間まで	～9時間まで	～10時間まで	～11時間まで
⑤ 桃井グループ保育室 (保育室モモ)	桃井1-35-2 ☎03-3399-5188	21名	月～土曜日 開:7時30分～ 18時30分	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円

※保育料には、ミルク代・給食費・おやつ代を含みます。 ※契約した保育時間を超えた場合は、30分につき250円の延長保育料がかかります。

※保育料の見直し等により、保育料や保育料に対する補助金が改定されることがあります。

### 【対象児童】

- ① 杉並区に住民登録のある方(杉並区外に転出すると、グループ保育室には預けられません)
- ② 「保育の必要性の認定」を受けた方(P2参照)
- ③ 生後7週～2歳児

## 18 認証保育所

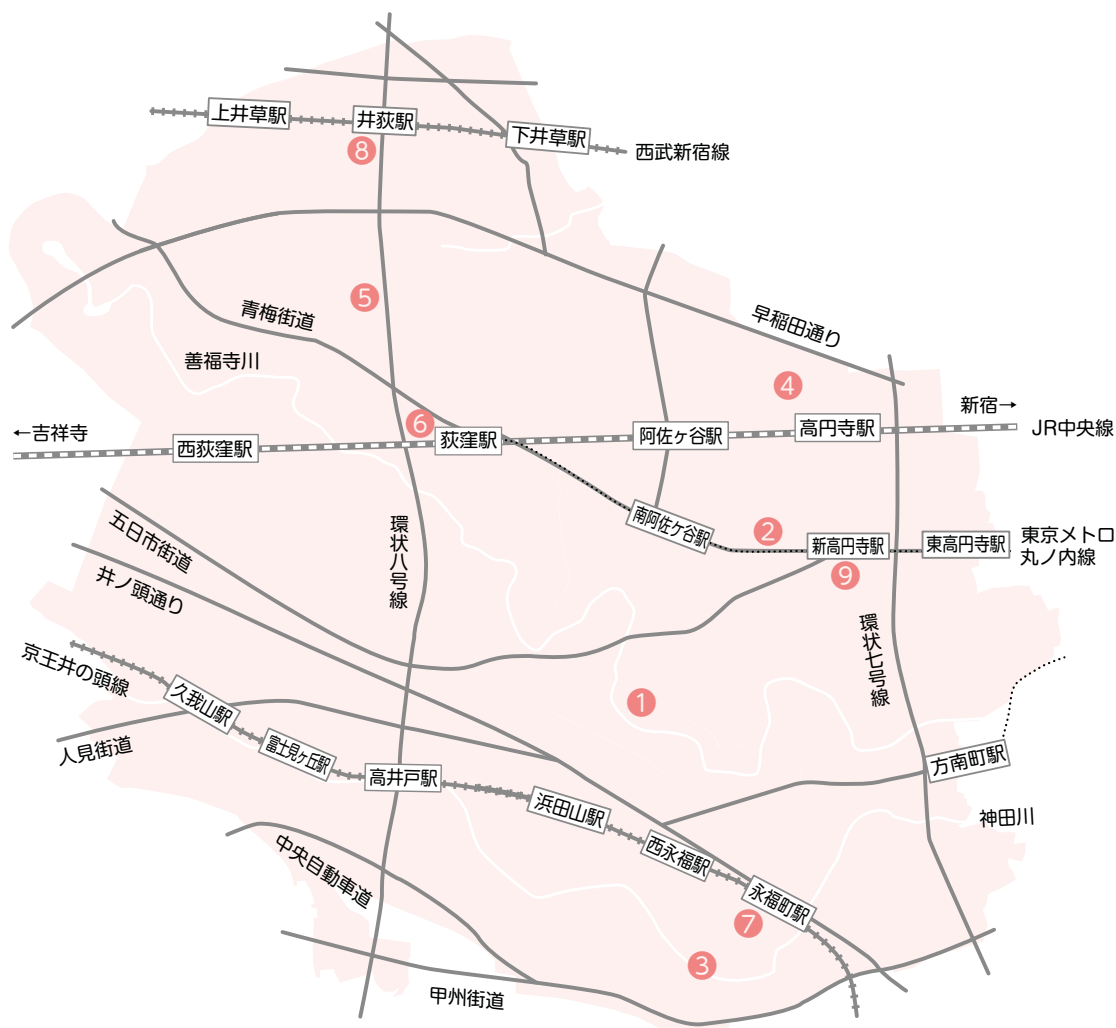
東京都が定める設置運営基準を満たした施設です。産休明けから保育します。利用にあたっては、施設と直接契約となります。利用料のほかに入園料が必要となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。なお、杉並区在住の方で条件を満たしている方には、認証保育所保育料に対する補助制度があります。

【A型】0歳(産休明け)～就学前の児童をお預かりします。

(令和3年10月1日現在)

施設名	運営事業者	所在地・電話	定員	保育料(参考)	開所時間
⑥ ピノキオ幼児舎荻窪園	株式会社ピノコーポレーション	上荻1-18-7 オギヨビル1・2階 ☎03-3393-1988	35名	0歳児を週5日1日8時間 月額56,000円	7時30分～ 20時30分
⑦ アスク永福保育園	株式会社日本保育サービス	永福1-39-24 水本ビル2階 ☎03-3327-1951	36名	0歳児を週5日1日8時～18時 月額80,000円	7時30分～ 22時
⑧ 保育園 夢未来 井荻園	株式会社我喜大笑	上井草1-23-15 シャルマン井荻1階 ☎03-6913-8691	33名	0歳児(生後43日～)を 週5日1日8時間 月額65,000円	7時30分～ 20時30分
⑨ ピノキオ幼児舎新高円寺園	株式会社ピノコーポレーション	梅里1-13-12 新高円寺第一生命ビルディング1階 ☎03-5929-1522	28名	0歳児を週5日1日8時間 月額56,000円	7時30分～ 20時30分

記載内容については、今後変更になる可能性があります。



# 19 認可外保育施設の保育料無償化・保育料補助制度について

## 3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児

令和元年10月から、3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児を対象に幼児教育・保育無償化が開始となり、認可保育所等のほか国の基準を満たした認可外保育施設も無償化の対象施設となっています。  
 詳細は令和4年3月末に配付予定の「令和4年度認証保育所等利用費給付のお知らせ」をご確認ください。

### ①無償化対象施設・対象者と月額保育料の無償化(給付)上限額

対象施設／対象者	3歳児～5歳児		0歳児～2歳児
	第一子・第二子	第三子以降・非課税世帯	非課税世帯
認証保育所	57,000円を上限	77,000円を上限	80,000円を上限
認可外保育施設 (国の指導監督基準を満たしている施設)	37,000円を上限	60,000円を上限	60,000円を上限
対象要件	(1)当該月の初日に杉並区に住所を有していること (2)保育の必要性の認定を有すること(P2「保育を必要とする事由と認定有効期間」参照)		

※児童の年齢は、4月1日現在の満年齢

### ②その他

一時預かり事業、病児保育等の複数施設をご利用の場合も条件により無償化の対象となります。

## 0歳児～2歳児(住民税非課税世帯を除く)

杉並区では、待機児童対策の一環として、認証保育所等に児童を預けている保護者の方の利用者負担額の軽減を図るため、保育料の補助を行っています。

詳細は令和4年3月末に配布予定の「令和4年度認証保育所等保育料補助金について」をご確認ください。

なお、この補助金制度は待機児童の状況等により、補助内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

※令和3年度に申請し交付決定を受けた方も、令和4年度に改めて申請が必要です。年度中に他の認証保育所等へ入所先が変わる場合や、一度退所した認証保育所等に再度入所される場合等、申請書の内容が変更になった場合は改めて申請が必要です。

### ①補助対象施設と対象者

対象施設	対象者(0歳児～2歳児)
認証保育所	次の①・②・③の要件を満たしている児童の保護者 ①当該月の初日に杉並区に住所を有していること ②当該月の初日に施設に在籍し、月160時間以上の月ぎめ保育契約により入所していること ③ <b>保育の必要性の認定を有すること</b> (注2)
認可外保育施設 東京都等の定める認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を交付されている施設(注1)	
杉並区グループ保育室	杉並区グループ保育室に在籍している児童の保護者

(注1)東京都のホームページのベビーホテル、その他の認可外保育施設が対象です。基準を満たす旨の証明は、都の立ち入り検査の結果により交付されるものであり、証明書の返還・取り消しなど年度途中で状況が変わる場合があります。

(注2)保育を必要とする事由を有する期間を含みます。(P2「保育を必要とする事由と認定有効期間」参照)

### ②1か月あたりの補助金額

対象施設	補助金額
認証保育所	「認証保育所保育料(80,000円を上限とする)」と「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」との差額
認可外保育施設	「認可外保育施設保育料」と「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」との差額で <b>3万円を上限とする</b>
杉並区グループ保育室	同条件で杉並区保育室に入所した場合の保育料との差額

※児童の年齢は、4月1日現在の満年齢 ※負担軽減制度があります。



## 20 区立子供園

「区立子供園」は保護者の就労形態の有無にかかわらず幼児を受け入れ、教育及び保育を提供する区独自の幼保一体化施設です。短時間保育(午前9時から午後2時までの保育)と長時間保育(保護者の就労等により午前7時30分から午後6時30分までの保育)があります。申込方法等は、子供園の【短時間保育・長時間保育】利用案内をご覧ください。長時間保育の申込については申込できる要件が認可保育園と異なるのでご注意ください。「利用案内」は区ホームページに掲載しています。また、区役所保育課、各子どもセンター窓口及び子供園で配布しています。

子供園名	所在地・電話	保育種別	3歳児		4歳児		5歳児	
下高井戸	下高井戸4-38-15 ☎03-3303-9485	短時間	1学級	定員9名	1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		定員14名
堀ノ内	堀ノ内1-9-26 ☎03-3313-3437	短時間	1学級	定員9名	1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		定員14名
高円寺北 ※1	高円寺北2-14-13 ☎03-3330-0340	短時間	/		1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間				定員14名		定員14名
成田西	成田西2-24-21 ☎03-3311-3876	短時間	1学級	定員9名	1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		定員14名
高井戸西	高井戸西3-15-4 ☎03-3332-9020	短時間	1学級	定員9名	1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		定員14名
西荻北	西荻北1-19-22 ☎03-3399-0848	短時間	1学級	定員9名	1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		定員14名

※1:高円寺北子供園は、現園舎(旧杉並第四小学校北側校舎)で運営しながら南側校舎を改修し、令和5年度3月末までに移転する予定です。令和5年4月から、3年保育に拡充いたします。

※下高井戸子供園、成田西子供園では、給食を週4日提供します。給食のない日はお弁当を持参していただきます。

※堀ノ内子供園、高円寺北子供園、高井戸西子供園、西荻北子供園では、保護者の希望による搬入弁当の提供を週3日行います(ただし、アレルギー対応はできない場合があります)。搬入弁当のない日や、搬入弁当を希望されない場合は、お弁当を持参していただきます。

### 子供園の1日の流れ

※夏休み・冬休み・春休みがあり、短時間保育はお休みですが、長時間保育は行います。

	7:30	9:00	14:00	18:30
短時間保育 (1号認定)		(登園)	短時間保育	(降園)
		(← 全員に幼児教育を行います。 →)		
長時間保育 (1号認定+ 新2号認定)		長時間保育	短時間保育	長時間保育
	(← 登園 →)			(← 降園 →)

## 21 私立幼稚園

幼稚園は学校教育のはじまりの場であり、遊びや豊かな体験を通して、健康的な心と体を育み、学ぶ楽しさを知る場でもあります。

現在、区内には私立幼稚園が37園あります。創立者の教育理念のもとに設立され、各園ともそれぞれの特色を活かした施設や園庭を備え、創意工夫溢れる幼児教育を行っています。全園で3年保育を行っています。満3歳保育（満3歳の誕生日を迎え、3歳児クラスへ入園するまでの幼児に対する保育）を実施している園があります。

また、保護者の就労や通院、リフレッシュ等に対応するため、教育時間の前後に預かり保育を実施している園も多くあります。

教育・保育時間、保育料※<sup>1</sup>等は各園によって異なります。また、利用にあたっては園と直接契約となります。詳細については、各園に直接お問い合わせください。

### 幼稚園に関するよくあるご質問 FAQ

#### Q 私立幼稚園にはどのような特色がありますか。

- A 杉並区の私立幼稚園は長い歴史を持ち、長年にわたり地域に親しまれています。
- また、各園では集団活動を通じた生活習慣の確立を基本に、独自の教育理念に基づく教育活動を行っています。例えば、学校生活での学習を意識した、文字、数、音楽及びスポーツ教育や、食育、自然教育など様々な教育を行っています。各園の教育内容や行事などは、園のホームページ等でご覧いただけます。

#### Q 幼稚園と保育園はどのような違いがありますか。

- A 幼稚園は、幼児の「学びの場」を提供する、学校教育法に基づいた学校です。1日の中で昼食時間を挟んだ4～5時間程度の教育時間を設けている施設です。なお、多くの幼稚園では、教育時間の前後に預かり保育を実施しています。
- 保育園は、児童福祉法に基づいた児童福祉施設として、乳幼児の「生活の場」として位置づけられています。家庭の状況により、1日8時間以上の保育時間を設けている施設です。
- このような設置目的（制度）の違いから、幼稚園と保育園は対象年齢や保育（教育）内容、設置主体など様々な相違点があります。一方で、同じ就学前教育施設として、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期における幼児教育の場としての役割を担っています。

#### Q 幼稚園の預かり保育について教えてください。

- A 現在、区内には両親がフルタイム勤務であるなど、年間を通して預かり保育が必要な方に対応している「TOKYO子育て応援幼稚園※<sup>2</sup>」が6園あります。
- 原則として、満3歳児以上の在園児で、教育時間と合わせて9時間以上の預かり保育を継続的に必要と認められる方が対象です（園で個別に利用条件等を定めている場合があります。）。
- また、独自の預かり保育（日数・保育時間）を実施している園（27園）もありますので、フルタイム勤務ではない方でも、ご家庭の条件に合う園があれば通うことができます。
- いずれの場合も詳細については、各園へ直接お問い合わせください。

#### Q 区内の私立幼稚園の新年度入園児の募集時期はいつごろですか？

- A 各園にて募集要項等の配布を10月15日、申込受付を11月1日に行う予定です。
- 詳細については各園に直接お問い合わせください。
- 定員に空きがある場合は、年度途中の入園を受け付けている園もあります。

- ※<sup>1</sup> 保育料は、幼児教育無償化により上限内で無償となります。その他入園料等に対しても補助を行っています。詳細は、区ホームページをご覧ください。
- ※<sup>2</sup> 「TOKYO子育て応援幼稚園」とは、東京都及び区の補助要綱等に基づき、年間を通じて長時間の預かり保育を実施する幼稚園です。原則、平日5日間、年間を通じて200日以上預かり保育を実施しています（夏休み等の長期休業日も実施しています。）。

杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。（下記からダウンロード可）



App Store  
(iPhone 端末用)



Google Play  
(Android 端末用)

私立幼稚園一覧（令和3年5月1日現在）

No.	幼稚園名	設置	所在地	電話	最寄駅	定員	新制度	送迎バス	預かり保育	補助活動	満3歳	プレ
1	アサガヤ 阿佐谷幼稚園	宗教	阿佐谷北 5-13-2	☎ 3339-8401	JR 高円寺 阿佐谷	140	○		○		○	○
2	イオギセイボ 井荻聖母幼稚園	宗教	井草 4-19-21	☎ 3395-4040	(私) 井荻	480		○	○	○	○	○
3	イグサ 井草幼稚園	学幼	善福寺 1-17-1	☎ 3399-4131	JR 西荻窪 荻窪	100					○	
4	イズミチヨウ 和泉町幼稚園	個人	和泉 2-25-7	☎ 3321-4510	(私) 明大前	160			○	○	○	○
5	オオミヤ 大宮幼稚園	宗教	大宮 2-3-1	☎ 3313-7373	(私) 西永福	315		○	○	○	○	○
6	カンセンジ 観泉寺幼稚園	宗教	今川 2-20-7	☎ 3399-5613	(私) 上井草 (バ) 農芸高校前	180						
7	ギョクセイ 玉成幼稚園	学幼	松庵 1-9-33	☎ 3332-5973	(私) 三鷹台 JR 西荻窪	270			◎			○
8	クガヤマ 久我山幼稚園	学幼	久我山 3-37-24	☎ 3333-7777	(私) 久我山	320		○	◎	○		○
9	くまの幼稚園	宗教	和泉 3-21-29	☎ 3323-0189	(私) 永福町	120			○	○		
10	コウエンジョシガクイン 光塩女子学院幼稚園	学高	高円寺南 5-11-35	☎ 3315-0512	(私) 東高円寺	300			○	○	○	○
11	コクガクインダイガクフソフ 國學院大学附属幼稚園	学大	久我山 1-9-1	☎ 3334-4761	(私) 久我山	135			○	○		
12	サナイザカ 左内坂幼稚園 (令和4年度 休園予定)	宗教	堀/内 3-8-4	☎ 3313-2521	(私) 新高円寺	60			○	○		
13	スギナミ 杉並幼稚園	学幼	阿佐谷南 2-4-36	☎ 3311-2733	JR 阿佐ヶ谷	175			○	○		
14	スギナミオウブン 杉並中央幼稚園	個人	高円寺南 5-37-15	☎ 3315-1715	JR 中野	60	○		◎	○		
15	スギナミキョウカイ 杉並教会幼稚園	宗教	和田 3-48-8	☎ 3313-7171	(私) 東高円寺	50	○		○	○		○
16	スギナミトウヨウ 杉並東洋幼稚園	個人	成田東 3-7-36	☎ 3311-0086	(私) 新高円寺	310		○	○	○	○	○
17	スギナミヒノデ 杉並日の出幼稚園	学幼	成田西 2-12-29	☎ 3391-8938	(バ) 高井戸境 (私) 浜田山	190		○	○	○	○	○
18	セイシンガクエン 聖心学園幼稚園	学幼	高円寺南 2-32-30	☎ 3312-5701	JR 高円寺	140			○	○	○	○
19	セゾンイン 世尊院幼稚園	宗教	阿佐谷北 1-26-18	☎ 3338-6368	JR 阿佐ヶ谷	200			◎	○		
20	タカチホ 高千穂幼稚園	学大	大宮 2-19-1	☎ 3315-4171	(私) 西永福	230			○	○		○
21	たから幼稚園	個人	西荻南 1-12-12	☎ 3333-9162	JR 西荻窪 (私) 久我山	140		○	○	○	○	○
22	ちどり幼稚園	個人	下井草 2-30-9	☎ 3399-8611	(私) 下井草	140			○			
23	ツノブエ 角笛幼稚園	宗教	高井戸西 1-27-18	☎ 3331-0391	(私) 高井戸	150			○	○		○
24	トキワガオカ 常盤ヶ丘幼稚園	学幼	高井戸東 3-5-23	☎ 3302-0683	(私) 浜田山	120		○	○	○		
25	ナカセ 中瀬幼稚園	個人	下井草 4-20-3	☎ 3395-3636	(私) 井荻	300			○	○		○
26	ニシオキガクエン 西荻学園幼稚園	学幼	西荻北 2-11-3	☎ 3396-8466	JR 西荻窪	105			○	○		
27	ニシオキ 西荻まこと幼稚園	学幼	松庵 3-37-14	☎ 3334-7223	JR 西荻窪	90		○	◎	○	○	○
28	ニホンダイガク 日本大学幼稚園	学大	天沼 1-31-14	☎ 3392-8118	JR 荻窪	210			○	○		
29	のぞみ幼稚園	学幼	阿佐谷北 6-25-17	☎ 3337-6633	JR 阿佐ヶ谷	80			○	○		○
30	ハチマン 八幡幼稚園	宗教	善福寺 1-33-11	☎ 3399-8134	JR 西荻窪 (バ) 桃井第四小学校前	280					○	
31	ひこばえ幼稚園	学幼	井草 1-45-15	☎ 3399-9527	(私) 下井草	240			○	○		
32	フジ 富士幼稚園	個人	南荻窪 4-5-7	☎ 3332-2111	JR 荻窪	80						
33	ホウヨウ 宝陽幼稚園	個人	上高井戸 2-16-31	☎ 3332-5916	(私) 富士見ヶ丘 芦花公園	240			○	○		○
34	メイアイ 明愛幼稚園	学幼	和田 1-61-18	☎ 3381-4590	(地) 新中野 中野富士見町	140		○	◎	○	○	○
35	モモイ 桃井幼稚園	個人	清水 2-18-16	☎ 3301-1123	JR 荻窪 (私) 井荻 (バ) 清水二丁目	220	○		○	○		
36	ユウワ 裕和幼稚園	個人	清水 2-21-15	☎ 3390-3989	JR 荻窪 (私) 井荻 下井草	140			○	○		
37	レストナック幼稚園	学幼	和泉 2-41-18	☎ 3323-1666	(私) 明大前 (地) 方南町	175			○	○	○	○

(注)

- 1 設置者は、学幼・学高・学短・学大＝学校法人立、宗教＝宗教法人立、個人＝個人立です。
  - 2 「新制度」とは、[子ども・子育て支援新制度]（平成27年施行）に移行した園です。原則、新制度園は利用者負担額（保育料）は無償です。  
※実費分（文房具費、行事費等）やそれ以外の上乗せ分（教育・保育の質の向上を図るための費用＝特定負担額）はこれまでどおり施設に支払います。
  - 3 「預かり保育」とは、教育時間開始前又は、教育時間終了後に希望者を対象に行なう教育活動です。
  - 4 「預かり保育」の◎は、長時間預かり保育実施園（「TOKYO 子育て応援幼稚園」）です。  
「TOKYO 子育て応援幼稚園」とは、東京都及び区の補助要綱等に基づき、年間を通じて長時間の預かり保育を実施する幼稚園です。原則、平日5日間、年間を通じて200日以上預かり保育を実施しています（夏休み等の長期休業日も実施しています。）。
  - 5 「補助活動」とは、園児のうち希望者に対し、正規の保育時間外に行う課外活動（音楽教室、体操教室、英会話教室など）をいいます。
  - 6 「満3歳」は、満3歳児（満3歳の誕生日を迎え入園してから3歳児クラスに進級するまでの幼児）を受け入れている園です。
  - 7 「プレ」は、未就園児（主に当該年度に満3歳の誕生日を迎える2歳児）を対象に幼稚園における活動を実施している園です。
- 上記の（注）3～7の活動名称、実施時期、対象年齢等は各園により異なります。詳細については、各園に直接お問い合わせください。  
（参考）杉並区私立幼稚園連合会ホームページ【<http://www.ans.co.jp/u/suginami/>】

# 22 記入例・確認書

No.1

## 保育所等利用申込書兼教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書

收受印

杉並区長 宛

令和4年  
4月入所用

子ども・子育て支援法第20条第1項、第30条の5第1項の規定により教育・保育給付認定・施設等利用給付認定の申請をします。また、保育所等（杉並区保育室等を含む。）の利用について次の通り申し込みます。児童が卒園又は退園するまでの利用者負担額の算定に必要な場合には、課税状況等の調査、確認及び推定をすることに同意します。

申請日 令和 3 年 / / 月 / 日

住所	杉並区阿佐谷南7丁目3番5号								
保護者	続柄	氏名			生年月日		年齢		
	父	フリガナ	スギナミ	タロウ	昭和	平成	34歳		
		杉並 太郎			62年 10月 1日				
	母	フリガナ	スギナミ	ナミコ	昭和	平成	33歳		
		杉並 なみこ			62年 12月 31日				
父	令和3年 1月1日時点 の杉並区外 の住所	●●	都・道 府・県	○○	市・区 市・区 市・区	令和4年 1月1日時点 の杉並区外 の住所	都・道 府・県	市・区 市・区 市・区	
母	●●	都・道 府・県	○○	市・区 市・区 市・区	都・道 府・県	市・区 市・区 市・区			
申請に関わる児童	続柄	氏名			性別	生年月日		4月1日の年齢	
	子	フリガナ	スギナミ	ハナミ	男 女	平成 令和	2年 5月 2日		1歳
		杉並 花美							
	現在の保育状況	1父母 2親戚等 3知人 4同伴 5認可保育所 6認可外保育施設 7幼稚園 8その他 ( )							
施設名				施設所在地				市・区・町・村	
障害者手帳	□ 有 ( 度・級 )							<input checked="" type="checkbox"/> 無	

保育の 必要性の 事由	父	1 就労 [ <input type="checkbox"/> 居宅外 <input checked="" type="checkbox"/> 居宅内 <input type="checkbox"/> 内定 (勤務先~保育所の通勤時間: 時間 5分) 2 求職中 3 疾病 4 障害 5 介護・看護 6 不存在 7 就学 8 その他 ( )						
	母	1 就労 [ <input checked="" type="checkbox"/> 居宅外 <input type="checkbox"/> 居宅内 <input type="checkbox"/> 内定 (勤務先~保育所の通勤時間: / 時間 0分) 2 求職中 3 疾病 4 妊娠・出産 5 障害 6 介護・看護 7 不存在 8 就学 9 その他 ( )						

永住権の有無 (外国籍の方のみ)	父	<input type="checkbox"/> 永住権あり <input type="checkbox"/> 永住権なし→在留カード両面の写しを添付	母	<input type="checkbox"/> 永住権あり <input type="checkbox"/> 永住権なし→在留カード両面の写しを添付
---------------------	---	--	---	--

育児休業制度の有無 (就労の方のみ、 ただし自営を除く)	父	<input type="checkbox"/> 制度が有り取得可能 <input type="checkbox"/> 制度が無いまたは取得不可 →「育児休業対象外であることの証明書」を添付	母	<input checked="" type="checkbox"/> 制度が有り取得可能 <input type="checkbox"/> 制度が無いまたは取得不可 →「育児休業対象外であることの証明書」を添付
------------------------------------	---	---	---	--

調整指数番号 17 の判定で必要となります。父母のいずれかが育児休業制度が有り取得可能な場合または3歳児クラス以上の申込みの場合、調整指数番号 17 は適用されないため上、P24の項番17をご参照ください。

生活保護の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 受けていない 2 申請中 3 受けている ( 年 月 日から受給)	
---------	---	--

申請区分	教育・保育給付認定	<input type="checkbox"/> 1号認定 <input type="checkbox"/> 2号認定(満3歳以上) <input checked="" type="checkbox"/> 3号認定(満3歳未満)
	施設等利用給付認定	<input type="checkbox"/> 1号認定 <input type="checkbox"/> 2号認定 <input type="checkbox"/> 3号認定

申請児童が満3歳以上の場合は「2号認定」、満3歳未満の場合は「3号認定」に✓を入れてください。  
※1号認定欄は使用しません。

保育を希望する期間	令和4年4月1日から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 末日まで
保育を希望する時間	8時 0分から 18時 0分まで	
短時間保育の希望	<input type="checkbox"/> 短時間を希望する (各保育所が指定する開所時間内の8時間)	

日中の連絡先 (電話番号)		父携帯	090-00000-0000	母携帯	080-00000-0000
				児童氏名	杉並 花美

父母を除く同居家族	氏名	生年月日	年齢	児童からみた続柄	職業・学校・保育所名等
	杉並 次郎	昭 <sup>平</sup> 令 30.4.3	3	兄	
	杉並 花子	昭 <sup>平</sup> 令 26.8.8	7	姉	★★小学校
		昭・平・令 .			
		昭・平・令 .			

利用希望保育所	希望順	園コード						保育所名		希望順	園コード						保育所名		
	第1希望	1	2	3	4	5	6	7	△	△	第7希望								
第2希望	2	2	2	2	2	2	2	□	□	第8希望									
第3希望	7	6	5	4	3	2	1	○	○	第9希望									
第4希望	4	4	4	4	4	4	4	×	×	保育室等※	0	0	0	0	0	0	0	◎	◎
第5希望										0~2歳児クラスの申込みの場合は、第9希望のうち、認可保育所は6カ所まで希望可能とします。									
第6希望																			

園コード・保育所名を漏れなく記入してください。  
 【参考】 認可・地域型→P28~42  
 保育室→P48 定期利用→P52  
 【希望例】 認可6+地域型3+保育室1  
 認可3+地域型3 など

※区保育室については、希望園を記載することにより、杉並区保育室事業実施要綱に基づく入所申込みとなります。

2人以上の申込みをされる方

同時同園を希望 ----- 同時に同園にならない場合は、申込み児童全員の内定ができません

同時別園【希望順位優先】を希望 ----- 同時に希望順位が低い園で同園になる場合であっても、希望順位の高い別園で内定することがあります

同時別園【同園優先】を希望 ----- 同時に希望順位が高い園で別園になる場合であっても、希望順位の低い同園で内定することがあります

一人だけでも入所を希望 ----- 申込児童のうち一人だけでも内定することがあります

P13をご参照ください。

保育課使用欄 (保護者の方は記入しないでください。)

<給付認定>

1 宛名コード		2 申請区分		3 父	4 母	5 子	6 代表	7 認定	8 認定区分	
00		<input type="checkbox"/> 認定+申込 <input type="checkbox"/> 申込						1	号	
9 收受日		10 認定日		11 認定開始日		12 認定終了日 (期限有のみ)				
50		50		50		50				
13 保育必要量	14 必要事由	15 既認定	保護者 1			保護者 2				
標準 短時間 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1 就労 2 出産 3 疾病 4 介護 5 災害 6 求職 7 就学	<input type="checkbox"/>	16 認定事由	17 勤務先	18 就労日数	19 就労時間	20 認定事由	21 勤務先	22 就労日数	23 就労時間
			1 就労 2 出産 3 疾病 4 介護 5 災害 6 求職 7 就学	外勤 自営 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	日	H	1 就労 2 出産 3 疾病 4 介護 5 災害 6 求職 7 就学	外勤 自営 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	日	H
24 育休文 <input type="checkbox"/>	保 25 育休開始日	26 育休終了予定日		保 27 育休開始日	28 育休終了予定日					
	1 50	50		2 50	50					

<入所申請>

① 運用年度	② 入所希望開始日	③ 申請理由	④ 連携対象
504	5040401	1 就労 2 出産 3 疾病 4 介護 5 災害 6 求職 7 就学	<input type="checkbox"/>
⑤ 保1指数	⑥ 保2指数	⑦ 調整	⑧ 児童
		1 2 3 4 5	1 2 3
⑨ 詳細	⑩ 認定有する基準		⑪ 再転入考慮日
<input type="checkbox"/> 別転外 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 経済			

## 児童の状況

フリガナ  
児童氏名スギナミ  
杉並ハナミ  
花美

生年月日

令和2・5・2

## お子さんの保育状況について

- 1 自宅で保育している。…… 母・父・祖父母・知人(間柄: )・その他( )  
ベビーシッター等 年 月 日から 週 日  
委託先名称 月額 円
- 2 預けている。…… 令和3年 4月 1日から 週 5日  
祖父母・親類・知人(間柄: )・その他( )  
保育施設等(認証保育所)・杉並区保育室・その他認可外保育施設  
名称 ○○保育園 月額 64,000 円
- 3 職場で保育しながら就労している。

## お子さんの健康状況等について下記の質問にお答えください。(※設問1～19については全ての方がお答えください。)

- 1 妊娠中に異常や病気がありましたか (いいえ)・はい(※具体的に記入してください。)
- 2 出産時に異常がありましたか (いいえ)・はい(※具体的に記入してください。)
- 3 在胎期間( 40 週 日) 出生体重( 2,780 g) → 現在の体重( 8 kg)
- 4 首のすわり( 4 か月)・お座り( 6 か月)・ひとり歩き( 12 か月)

\*設問5～12は、お子さんが0歳から2歳くらいまでの様子でご記入ください。

- 5 呼ばれると振り向いたり、目が合いますか いいえ・(はい)
- 6 大人が「ちょうだい」「おいで」と言うと、わかりますか いいえ・(はい)
- 7 「イヤイヤ」「バイバイ」「コンニチワ」などの身振りをしますか いいえ・(はい)
- 8 「あれ、何かな?」と大人が指を指すと、その方向を見ますか いいえ・(はい)
- 9 指をさして、取ってほしいものや、見てほしいことなどを伝えようとしますか いいえ・(はい)
- 10 一緒にいる大人が移動したり見えなくなると、追いかけたり、泣きますか いいえ・(はい)
- 11 久しぶりに会った人や見知らぬ大人の顔を見ると、嫌がったり、泣きますか いいえ・(はい)
- 12 あやしたり、相手になって遊んだりすると、声を出して笑ったりしますか いいえ・(はい)
- 13 健診等でお子さんの発達について何か言われたことがありますか いいえ・(はい)  
どのようなことですか( □□の遅れについて )
- 14 お子さんの発達のことで相談している病院や施設がありますか いいえ・(はい)  
病院名・施設名 ○○病院 (通院 1年に 2回)  
相談しているのはどんなことですか( 言葉のこと )
- 15 慢性的な病気のことで相談している病院や施設がありますか いいえ・(はい)  
病院名・施設名 △△病院 病名(食物アレルギー)  
服薬 ない・(ある)(1日 2回)・薬の種類(抗アレルギー剤) 通院 1年に 6回
- 16 アトピーやアレルギーと言われたことがありますか いいえ・(はい)  
症状( 湿疹が出る ) 除去している食材( 卵 )
- 17 食物アレルギー以外で食べられない食材がありますか (いいえ)・はい( )
- 18 離乳食中の方は、離乳食の形状を教えてください  
なめらかにすりつぶした状態 ・ 舌でつぶせる固さ ・ 歯ぐきでつぶせる固さ
- 19 保育園入園にあたり、健康上または発達上気になることや、困っていることがありましたらご記入ください(運動面・言語面・行動面など)  
( 言葉の発達がゆっくり )

\*設問20～22は、2歳から5歳の児童についてお答えください。

- 20 激しくたたいたり、かみついたり、奇声をあげたりしますか いいえ・はい
- 21 一箇所にじっとしていられなかったり、落ち着かなく動き回ったりしますか いいえ・はい
- 22 高い所にのぼったり、急に外に飛び出したりしますか いいえ・はい

※お子さんの状況によっては、かかりつけの医師から診療情報や所見を所定の様式で提出していただくことがあります。

※2人以上のお子さんの入所を希望される場合は、裏面又はコピーをしてお使いください。

## 確 認 書

重要項目が記載されています。必ず内容を確認のうえ、欄にチェックをしてください。

1	「令和4年度保育施設利用のご案内」をよく読み、理解した上で申し込みをしてください。	<input type="checkbox"/>	わかりました
2	申請の内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定・施設等利用給付認定や保育所等の利用の内定・決定を取消すことがあります。	<input type="checkbox"/>	わかりました
3	申請後、家庭状況（住所、連絡先、仕事、妊娠（出産予定が分かったとき）、家族構成、保育状況等）が変わった場合は、すぐに届け出てください。	<input type="checkbox"/>	わかりました
	現在、妊娠していますか？ はい（分娩予定日： 年 月 日）・ いいえ		
4	①申し込み時は育児休業を取得中・取得予定でなかったが、その後育児休業を取得することに変更した場合は、別紙「育児休業確認書」を提出して下さい。 ②入所中に育児休業を取得後、同月中に復職しなかった場合退所となります。 ③育児休業制度のない方が、出産後4か月以内に復職・就労再開されない事が利用調整後に判明した場合は、入所の内定取消し又は退所となります。（内定した場合、原則、入所月中に復職・就労再開が必要です。）	<input type="checkbox"/>	わかりました
5	申込み時の指数（就労日数や時間等）が入所後も継続するものとして利用調整します。入所後、入所要件がなくなった場合や指数が下がった場合には退所となります。短時間勤務制度を利用する場合はP17を参照してください。	<input type="checkbox"/>	わかりました
6	就労要件で入所した場合、間を空けて転職すること（求職期間）はできません。	<input type="checkbox"/>	わかりました
7	求職活動で入所した方は、入所期間満了後も引き続き保育所を利用する場合、入所期間満了月の10日までに就労証明書等をご提出ください。提出がない場合、退所となります。	<input type="checkbox"/>	わかりました
8	申請児童の兄弟姉妹に保育料の滞納のある方は、必ず支払いを済ませてください。滞納があると、調整指数(項番24 (P25参照))が適用され、利用調整上不利になります。	<input type="checkbox"/>	わかりました
9	提出期限までに就労証明書等が揃わないと、認定・利用調整の対象外となります。	<input type="checkbox"/>	わかりました
10	提出された書類はお返しできません。コピー等が必要な場合は、あらかじめご自身で写しをお取りください。	<input type="checkbox"/>	わかりました
11	提出書類の未着や同封漏れなどについて、区は一切責任を負いません。	<input type="checkbox"/>	わかりました
12	入所の意思が無くなった場合は、必ず各月の申込締切日（令和4年4月入所は令和3年12月23日が期限）までに申込取下届を提出してください。	<input type="checkbox"/>	わかりました
13	保育施設の整備・運営形態（区立保育園の民営化等）などは、保育施策の見直し等に併い、急に変更となる場合があります。 ※今後の民営化予定園については、令和4年度保育施設利用のご案内のP43参照。	<input type="checkbox"/>	わかりました

裏面あり

14	入所後しばらくは、なれ保育（入所した保育所に慣れるための短時間保育）を行います。	<input type="checkbox"/>	わかりました
15	入所後、区外へ転出した場合は、継続して通園できない場合があります。	<input type="checkbox"/>	わかりました
16	就労証明書の内容は保護者が必要確認してください。記載漏れや誤りがあった場合、利用調整の対象外となることや指数で不利になることがあります。	<input type="checkbox"/>	わかりました
17	提出する就労証明書等で、1か月以上の就労実績が確認できない場合は、後日、1か月分の就労実績が確認できる就労証明書等を提出してください。	<input type="checkbox"/>	わかりました
18	月齢を満たしていない保育所等を希望した場合は、その保育所の申請は無効になります。	<input type="checkbox"/>	わかりました
19	保育所等に内定したときは、入所月の前月末までに面接と健康診断を受けてください。面接と健康診断を受けられない場合や、面接と健康診断の結果により集団保育ができないと判断された場合は、入所内定が取消しになることがあります。	<input type="checkbox"/>	わかりました
20	内定に至らなかった場合に送付する利用調整結果通知（利用不可）には、利用調整上の指数（第1希望及び第2希望以下の、基準指数と調整指数を合計したもの）が記載されます。	<input type="checkbox"/>	わかりました
21	保護者の住民税額が確認できない場合は、保育料を最高階層で決定します。	<input type="checkbox"/>	わかりました
22	区保育室・区定期利用保育事業の利用中に、認可保育所等に入所が内定した場合、区保育室・区定期利用保育事業は自動的に退所の扱いとなります。元の施設には戻れません。	<input type="checkbox"/>	わかりました
23	区保育室・区定期利用保育事業は、令和6年度末までに計画的に廃止する予定です。そのため、各保育室等の利用できる期間に限りがあります。	<input type="checkbox"/>	わかりました

「保育施設利用のご案内」と上記内容について確認し、同意しました。

令和 年 月 日

住 所

保護者氏名

保護者氏名

## 23 主な変更点とお知らせ

昨年度から変更になった箇所のほか、申込みをされる方、既に保育所等に入所されている方にお知らせしたい事項等、重要なお知らせとなっていますので必ずお読みください。

### 【1】利用調整の指数・同一指数の場合の優先順位の変更(令和4年4月入所利用調整～)

#### ① 基準指数「疾病」の指数および適用条件を変更します (P22・23 参照)

- “長期安静(1か月以上)を要する状態” “週3日以上通院・加療をしている状態”の指数を12点から16点に変更します。
- “国・都が指定する難病または介護保険法施行令に基づく特定疾病が原因で週1日以上通院もしくは加療を要する状態”を新設します。指数は16点とします。
- “一般療養”の指数を8点から12点に変更します。

#### ② 基準指数「介護・看護」の適用条件を変更します (P22・23 参照)

- 被介護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合、障害支援区分または医師の診断書等で入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部について、常時介護を要することが証明された場合に限り被介護者が要介護4・5の高齢者の方と同等の指数を付与します。その他の場合は、要介護3の高齢者の方と同等の指数になります。

#### ③ 兄弟姉妹が同じ園に入所しやすくなります (P24・25 参照)

- “入所を申込み児童の兄弟姉妹が同時に入所を申込み場合”は、従来は同一指数の場合の優先項目でしたが、調整指数1点の加点に変更します。
- “兄弟姉妹が利用希望月前から引き続き利用している認可保育所等を第1希望とした入所申込みの場合”の調整指数を1点から2点に変更します。
- “兄弟姉妹が利用希望月前から引き続き利用している認可保育所等を第1希望した転園申込みの場合”の調整指数を1点から2点に変更します。

#### ④ 多子世帯を応援します (P24・25 参照)

- “第3子以降の申込児童”に対して加点4点を適用します。それに伴い“中学三年生以下の子が3人以上いる世帯”への加点4点の年齢上限を撤廃します。
- “未就学児が3人以上いる世帯”への加点1点の年齢上限を撤廃し、“生計を一にする子が3人以上いる世帯”とします。

#### ⑤ 育児休業等の加点の適用条件を変更します (P24・25 参照)

- “3歳クラスへの入所申込み”への加点4点と、“年齢上限があり保育施設を卒園し、引き続き区内の認可保育所等の入所を申込み場合”の加点4点は重複して適用しないこととします。
- “保護者全員が育児休業制度のない自営業や勤務先に育児休業があるが適用対象外の場合であって、生まれた子の出産休暇後、復職(予定)し申込み場合”の加点2点の適用を2歳クラスまでの申込みとします。
- 育児休業確認書で“希望する場合には、調整指数項番22「希望する認可保育所等に入所できない際に育児休業を取得(延長)する場合 -20点」を適用します。”を選択された場合、他の調整指数の加点は行わないこととします。

#### ⑥ 転入予定者への調整指数の加点を行います (P24・25 参照)

- これまでは区民の方を優先する目的から、転入予定者への調整指数の加点は行っていませんでしたが、入所状況が改善してきたことから項番12“年齢上限がある保育施設を卒園し、引き続き区内の認可保育所等の入所を申込み場合”を除き加点を行うこととします。



- ⑦ 同一指数の場合の優先“過去に認可保育所等の入所内定を辞退していない児童”の項目を廃止します (P26 参照)
- 入所内定後の辞退は利用調整のやり直しを行う場合があることから、辞退の抑制を目的として当該項目を設けていましたが、保育相談業務のデジタル化の進展に伴い辞退者が出た後の事務処理が簡略化されたことなどから当該項目を廃止します。

#### POINT

内定を辞退した場合、利用調整結果（利用不可）通知は出せませんのでご注意ください。

⑧ 希望できる園の数が増えます (P12 参照)

- 0～2歳児クラスは従来は認可保育所5園＋地域型保育事業所2園の最大7園でしたが、認可保育所6園＋地域型保育事業所3園の最大9園に増えます。3歳児クラス以上は認可保育所が最大9園まで希望できます。ただし、待機児童解消対策として臨時的に実施してきた区保育室及び定期利用保育施設は、段階的に廃止となるため、合わせて最大2園までの申込みに変更となります。

## 【2】提出書類等の変更（令和4年4月入所～）

① ひとり親の方の必須書類を戸籍謄本（原本）以外でも可とします (P8・9 参照)

- “児童扶養手当証書”“ひとり親医療証”“児童育成手当認定通知書(継続認定通知書)”の写しでも可とします。

② 保育所等利用申込書兼教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書の様式が変わりました。(P66・67 参照)

- 令和4年4月入所から保育システムへの入力の一部をOCR・RPA技術を用いて入力します。そのため申請書の様式を変更しました。以前の申請書がお手元にある場合、令和4年4月申込以降は使用できませんのでご注意ください。
- 兄弟姉妹を同時に申込み場合は、従来は1枚の申請書で2名まで申請できましたが、令和4年4月入所申込以降は兄弟姉妹それぞれで提出してください。なお、その他の書類は兄弟姉妹の申込で共有することができます。
- 希望園を記入する際、施設名と共に必ず園コードを記入していただくようお願いいたします。

③ 就労証明書の様式が変わりました

- 将来的なデジタル化に対応するために国が定めた標準的な様式「就労証明書（詳細版）」を使用します。

④ その他必要書類に「育児休業対象外であることの証明書」が加わりました (P9 参照)

- 「育児休業対象外であることの証明書」により、保護者全員が育児休業制度がない、または適用対象外の勤務先であることが確認できた場合は、調整指数項番17が適用となります。その他適用条件については、P24をご参照ください。

## 【3】電子申請・窓口システムの開始（令和3年10月～）

① 保育所等の入所申込、転園申込、退園届の電子申請が可能となりました。

- 添付書類についてもpdf、各種画像ファイル等で申請ができます。(P11 参照)

② 本庁の窓口（杉並区役所保育課）の予約ができるようになりました。(P11 参照)

## 【4】入所中の手続き等について（令和3年10月入所利用調整～）

### ① 最大29日間父母が同時に育児休業を取得できるようになりました（P56参照）

- 30日以上父母が重複して育児休業を取得する場合は保育の必要性が認定されず退所となります。なお、母の出産休暇中に父が育児休業を取得する期間は含みません。

### ② 復職証明書の提出期限が早くなります（P54参照）

- 育児休業中の方が復職する場合、児童が保育所に入所した月の20日までに復職証明書を提出してください。期日までに提出が困難な場合は入所月の20日までに「復職証明書提出期限延長願い」を提出してください。入所した月に復職できない場合、その月の保育の必要性の認定ができないため、いかなる場合でも退所となります。また、後から発覚した場合は“杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整に関する規則第7条(5)”の規定により保育の利用を取り消します。

（参考）杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整に関する規則  
第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の利用を取り消すものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 偽りその他不正の手段により保育の利用の決定を受けたとき。

## 【5】令和4年4月入所申込みをされる方へのお願い

区役所本庁舎及び各子どもセンターでは、ソーシャルディスタンスを確保して待合スペースを設置することが困難な状況です。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則、受付は郵送または電子申請といたしますので、ご協力をお願いします。不備等ありましたら、こちらからご連絡いたします。なお、入所に関するご相談はお電話にて承ります。

### ★令和4年4月1次入所申込期間中の保育課窓口業務★

①～③に該当する場合のみ窓口受付いたします。予約を取って最少人数でお越しください。

#### ① 書類の提出受付

※提出期限に間に合わないなどで郵送での提出ができない場合に受付いたします。

#### ② 障害や発達の遅れなど支援が必要な児童、通院中の児童の申込み

※10月15日～10月21日（10月16・17日は除く）

#### ③ 杉並区から転出予定の方

※未記入の項目がある場合は、受付できませんので、申請書類等を完成させてからご持参ください。

予約申し込みはこちらからご覧ください。

<https://logofrom.jp/form/Y4gR/26095>



※原則として、書類のご提出は郵送または電子申請、ご相談はお電話で承ります。

## 24 よくあるご質問 FAQ

### 申込みについて

**Q** 既に「保育の必要性」の認定を受けており、認可保育所等利用申込みをする際に、マイナンバー記入用紙の提出は必要ですか？

**A** 不要です。

**Q** 現在育児休業中です。保育所に入所ができない場合、育児休業を延長したいと思っています。必要な手続きはありますか？

**A** 勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

### 利用調整について

**Q** 希望順位は利用調整に関係ありますか？

**A** 令和3年4月入所利用調整から、希望順位による優先はなくなりました。複数の園に内定が出る場合は、その中で一番希望が高い園に内定を出します。

**Q** 申込み期間が長い方が有利になりますか？

**A** 申込んである期間が長いかわかりませんが、利用調整では一切関係ありません。

**Q** 現在育児休業中ですが、4月入所を希望する場合には、育児休業期間は3月末日までにしたほうがいいですか？

**A** 育児休業期間は無理に3月末日までにする必要はありません。申込日時点で取得が可能な期間の証明を受けご提出ください。ただし、4月に入所する場合は4月中に復職が必要です。

**Q** 父が会社勤務かつ育児休業制度の適用対象であり、母が育児休業制度のない自営業の場合、調整指数項番17(P24参照)は適用されますか？

**A** 適用されません。

### 保育料について

**Q** 休園期間中の保育料はどうなりますか？

**A** 休園期間中であっても、月々の保育料は通常どおり徴収します。(日割り計算はできません。)

**Q** 月の途中で退園した場合の保育料の計算はどうなりますか？

**A** 毎月1日に在園している児童に対して保育料がかかります。※月の途中で退所しても、日割り計算はありません。

**Q** なれ保育は保育時間が短くなりますが、その分の保育料は安くなりますか？

**A** 保育する日数や時間によって減額することはできません。

### 実費徴収について

**Q** 保育料の他にかかる費用はありますか？

**A** 写真代や教材費などについて、事前に保護者の同意を得た上で徴収する場合があります。項目や徴収額は保育施設によって異なりますので、ご不明な点は各施設にお問合せください。

### その他の保育施設について

**Q** 家庭福祉員・グループ保育室はどのように申込みを行いますか？

**A** 家庭福祉員・グループ保育室は、見学等や施設の詳細、申込み方法等を各施設に確認のうえ、直接申込みをしてください。利用開始までに「保育の必要性の認定」を受けている必要があります。認定を受けていない方は、区に認定申請をしてください。

**Q** 新設の保育施設は事前に見学をすることはできますか？

**A** 例年、新設園の完成時期は3月頃になる場合が多く、申込締切日までに実際の施設を見学することはできません。園によっては運営事業者が作成した簡単なチラシを保育課保育相談係と各子どもセンターにご用意しています。

**Q** 自家用車で送迎してもいいですか？

**A** 保育施設には送迎用の駐車場はありません。近隣住民に迷惑がかかるため、自家用車での送迎は行わないでください。

**以下の子どもセンターでも申込みができます。**  
 (追加書類の提出や郵送での申込みは直接、保育課保育相談係へご提出ください。)

**●子どもセンターのご案内**

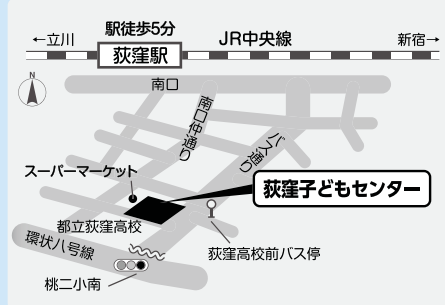
子どもセンターは保育所の申込みや子育て支援サービスの相談・情報提供を行う「身近な地域の子育て支援拠点」です。子どもセンターの窓口は利用日の1か月前から事前予約ができます。

**〈受付時間〉**

月～金 午前8時30分～午後5時  
 (土・日・祝日・年末年始はお休み)

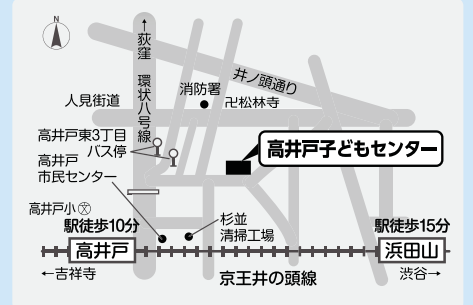
**狹窪子どもセンター**

(杉並保健所4階)  
 狹窪5-20-1 ☎03(5347)2081



**高井戸子どもセンター**

(高井戸保健センター1階)  
 高井戸東3-20-3 ☎03(5941)3839



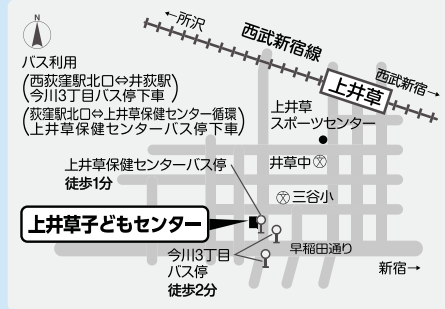
**高円寺子どもセンター**

(2階は、高円寺子ども家庭支援センター)  
 高円寺南3-31-3 ☎03(3312)2811



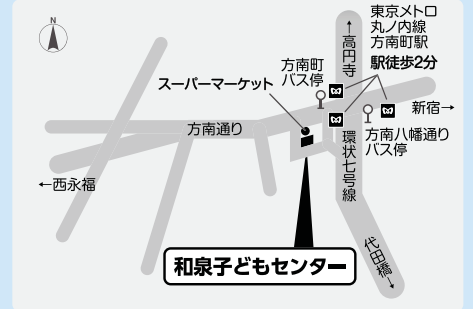
**上井草子どもセンター**

(上井草保健センター1階)  
 上井草3-8-19 ☎03(3399)1131



**和泉子どもセンター**

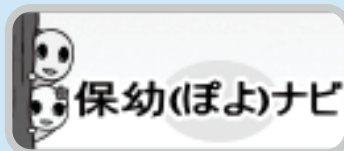
(和泉保健センター1階)  
 和泉4-50-6 ☎03(3312)3671



**保育に関する情報は、区ホームページでも提供しています。**  
**トップページにある『保幼(ぼよ)ナビ』(旧『保育ホットナビ』)のバナーをクリックしてください。**



**杉並区ホームページ**  
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>



**〈申込み・問い合わせは保育課保育相談係へ〉**

杉並区子ども家庭部 保育課 保育相談係

(区役所東棟3階6番窓口)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」徒歩1分

代表:03-3312-2111 ダイヤルイン:03-5307-0657

※ 保育施設整備計画に関することは保育課保育施設計画係にお問い合わせください。